

令和 6 年度

学校教育の方針と重点



宮城県教育委員会

はじめに

志をもち、未来を創造する児童生徒の育成を目指して

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から13年の歳月が経過しました。震災の年に生まれた子供たちは、現在、中学1年生あるいは小学6年生となっています。この間子供たちは、震災に加え、コロナ禍も経験し、我々大人には想像できないような厳しい条件の中で成長してきました。各市町村教育委員会や学校、関係の皆様には、こうした子供たちの背景に配慮した教育活動を進めていただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、県教育委員会では、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の実現や、教育機会確保法に基づく不登校児童生徒等への支援、コロナ禍で急速に進んだICT化やDX推進など、教育をめぐる環境変化に対応するため、教育振興基本計画の中間見直しを行ったところであり、令和6年度から新たに策定した計画に沿って各施策を進めてまいります。子供たちを取り巻く環境が、多様・複雑化している中で、子供たち自らが、困難な状況にも向き合っていることのできる柔軟性や適応力、また、夢や志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力、それらを身に付けることができる教育を展開するとともに、子供たちが安心して、充実した学校生活を送ることができる教育環境を整えていきたいと考えております。

本県においては「学力及び体力の向上」や「登校していない児童生徒への支援」、「いじめ対策」、「学校防災・安全体制の確立」等、取り組まなければならない課題を数多く抱えております。本冊子は、このような課題の解決に向け、学習指導要領や改訂した第2期宮城県教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、令和6年度の学校教育の方針と重点をまとめたものです。子供たちが安心して学び続けることができる教育環境の充実を図り、宮城の未来を担う一人一人がたくましく成長できるよう、本冊子の趣旨や内容を十分に御理解の上、活用するようお願いいたします。

令和6年度も学校教育の重点の最初に、本県独自の「みやぎの志教育」の推進を取り上げました。小・中・高等学校等の全時期を通じて、集団や社会の中で自身がどのような役割を果たすのか、社会人としてのより良い生き方とは何か、といったことを子供たちに主体的に考えさせ、高い志と豊かな心を持った人づくりを進める志教育は、山積する本県の課題の解決に向けた土台になるものと考えております。どのように生き、そのためにどうあるべきかを考える志教育の理念は、学び続けようとする子供たちを支えるものとなり、志教育の理念や意義を、教職員だけでなく保護者や地域の皆様にも再認識していただくことにより、一層子供たちにとっての「魅力ある・行きたくなる学校づくり」につながるものと考えております。

私は日頃、「学校現場と『悩み』や『感動』を共有すること」をテーマの一つに掲げ、子供たちが行きたくなる学校づくり、学校現場で働く先生方が、やりがいをもって、楽しく働ける学校づくりを目指し、学校現場と一緒に「悩み」、学校現場と「感動」を共有できる教育委員会でありたいと考えています。また、教育は、マイナスをゼロに戻すのではなく、子供たちの明るい未来のためにあるものだと思います。今後とも、次代を担う子供たち一人一人が、夢や志を持ち、その実現を目指してたくましく歩むことができるよう、市町村教育委員会や学校と連携し、本県学校教育の充実・発展に努めてまいります。

令和6年3月

宮城県教育委員会 教育長 佐藤 靖彦

も く じ

はじめに		・美 術	43
第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）		・保健体育	44
～志を育み、明るい未来の創造へ～	1	・技術・家庭	44
I 教育施策の基本方向	2	・外国語	45
II 学校教育の重点	4	(小・中学校共通)	
III 各種教育の重点		・道徳科	46
・みやぎの志教育	8	・総合的な学習の時間	47
・いじめ防止のために	10	・特別活動	48
・不登校児童生徒の支援のために	12	VII 高等学校各教科等の重点	
・みやぎの学ぶ土台づくり	14	・国 語	49
・学習指導	15	・地理歴史	49
・学習評価	16	・公 民	50
・防災教育	17	・数 学	50
・道徳教育	18	・理 科	51
・心の教育	19	・保健体育	51
・生徒指導	20	・音 楽	52
・体力向上と健康・安全教育	21	・美術・工芸	52
・放射線等に関する指導	23	・書 道	53
・進路指導	23	・外国語	53
・情報教育	24	・家 庭	54
・国際理解教育	25	・情 報	54
・外国人児童生徒等への日本語指導	25	・農 業	55
・環境教育	26	・工 業	55
・福祉教育	26	・商 業	56
・人権教育	27	・水 産	56
・図書館教育	27	・家庭(専門)	57
・ふるさと教育	28	・看 護	57
・主権者教育	28	・情報(専門)	58
・へき地・分校教育	29	・福 祉	58
・定時制・通信制教育	29	・特別活動	59
IV 特別支援教育の重点	30	・総合的な探究の時間	59
V 幼稚園教育の重点	34	・シチズンシップ教育	60
VI 各教科等の重点		VIII 令和5年度全国学力・学習状況調査の 結果を踏まえた改善方策	61
(小学校)		IX 令和6年度小・中学校の学力向上に 向けた取組	64
・国 語	35	X 教員の研修の充実	66
・社 会	35	XI 学校評価について	68
・算 数	36	XII 宮城県教育委員会の主な事業計画	69
・理 科	36	XIII 人権教育に関する資料	71
・生 活	37	XIV 令和6年度心のケア・いじめ対策・ 不登校児童生徒等支援に関する体制図	72
・音 楽	37	XV 生徒指導に関する資料	73
・図画工作	38	XVI 宮城県教育委員会発行指導資料等一覧	78
・家 庭	38	活用が求められる資料	80
・体 育	39		
・外国語活動	40		
・外国語	40		
(中学校)			
・国 語	41		
・社 会	41		
・数 学	42		
・理 科	42		
・音 楽	43		

【注意事項】

「各教科、道徳科、外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間及び特別活動」を以下「各教科等」という。

第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)

～志を育み、明るい未来の創造へ～

目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

計画期間：平成29年度～令和10年度

目 標

- 1 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
- 2 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。
- 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- 5 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

学校教育の方針

学校教育は、人間尊重の精神に立ち、子供の豊かな人間性の育成を目指して行わなければならない。このため、関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)」にのっとり、学校の創意工夫を生かし、子供の充実した学校生活の実現を期すとともに、自立して生きるための基礎・基本の確実な定着を図り、夢と志を持ち、その実現に向けて努力する、心身ともに健やかな子供の育成に努める。

I

教育施策の基本方向

(平成29年3月策定(令和6年3月改定) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)より)

1 豊かな人間性と社会性の育成

- 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。

2 健やかな体の育成

- 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組めます。
- 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

3 確かな学力の育成

- 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

4 幼児教育の充実

- 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

- 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

- 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

- 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

7 命を守る力と共に支え合う心の育成

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

8 学びの保障と教育機会の確保

- 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

- 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

- 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。
- 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

II

学校教育の重点

「志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり」

校長のリーダーシップの下、全教職員の創意工夫を結集するとともに、家庭や地域と連携しながら、以下に掲げる各項目を重点として、学習指導要領の趣旨を踏まえ、調和の取れた教育課程の編成と確実な実施に努め、学校教育目標の具現を図る。

- ★ 学校経営の理念と方針及び構想を明確にした経営と組織的・協働的な取組の推進
- ★ 学習指導要領等についての理解と、学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と実施
- ★ 地域の人的・物的資源などの教育力の活用と、地域とともにつくる特色ある教育活動の推進

1 生きる力を育む「志教育」の推進【豊かな人間性と社会性の育成】

児童生徒一人一人が将来の社会人としての自己を見据え、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していけるよう、小・中・高等学校等の全時期を通じて社会性や勤労観を養い、自らの生き方について主体的な探求を促していく「志教育」を推進する。また、道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通じて、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育むとともに、人権尊重の精神を基盤として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

実践の指針

- 校種間のほか地域や企業等との連携を重視し、学校での学びを実社会に生かす取組を推進
- 生命を大切にする心を育む社会体験や自然体験等の体験活動と関連を図った道徳教育の推進
- いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組の充実
- 授業を含めあらゆる機会を捉えた児童生徒理解と、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達に資する生徒指導の推進

2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【健やかな体の育成】

学校での体育活動はもとより、家庭や地域等と連携しながら運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培う。また、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力を育成する。

実践の指針

- 自ら運動やスポーツに親しみ、体力・運動能力の向上を図ることができる活動の充実
- 疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した保健教育の充実
- 栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性等を重視した食育の推進

3 学習指導要領を踏まえた確かな学力の育成【確かな学力の育成】

児童生徒の学習状況に適切に対応した指導体制や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むとともに、学校・家庭・地域が一体となって学習習慣の形成に努め、知識及び技能の習得及び思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を図る。

実践の指針

- 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- 教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの推進
- 全国学力・学習状況調査及び宮城県児童生徒学習意識等調査、みやぎ学力状況調査等の結果の活用

4 「学ぶ土台づくり」の推進【幼児教育の充実】

生涯にわたる人格形成の基礎が培われるなど子供の成長にとって重要な幼児期に、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けられるよう、幼児教育の更なる充実を図るため「学ぶ土台づくり」を推進する。

実践の指針

- 交流活動や合同研修などを通じた保幼小の連携と小学校への円滑な接続のための取組の充実
- 保護者会などを通じた親自身の学びや育ちの支援と望ましい基本的生活習慣の在り方の啓発
- 幼児の主体性や社会性、感性を育てる様々な体験活動の充実

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進】

障害のある子供などが在籍する全ての学校において、きめ細かな指導や支援を行うとともに、障害のある子供と障害のない子供が地域の学校で共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実を図る。

実践の指針

- 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用による教育の充実
- 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進
- 特別支援教育担当者等の資質・専門性の向上

6 伝統・文化の尊重と時代の要請に応えた教育の推進【社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成】

我が国や郷土の歴史・文化に対する理解を深めるとともに、他国の文化、生活習慣等を理解し、尊重する態度を育む。また、環境問題、情報化等今日的な課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成する。

実践の指針

- 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習の推進
- 異文化や他者の多様性を理解し、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育てる人権教育の推進
- よりよい環境を創造する態度を育てる環境教育、情報活用能力の育成と情報に対するモラルや責任感を培う情報教育、福祉に対する理解と心情を育む福祉教育の推進

7 防災教育の推進【命を守る力と共に支え合う心の育成】

東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針」や宮城県学校防災体制在り方検討会議の提言等を基に、「危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心」を育てることを目指し、学校教育活動全体を通じて児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な防災教育を行い、防災意識の向上を図る。

実践の指針

- 自ら危険を予測し回避する力及び地域の安全に貢献する心を育む防災教育の推進
- みやぎ防災教育副読本「未来への絆」等を活用した計画的・継続的な防災教育の推進
- 被災地訪問研修等による子供たちの命を守る「宮城県の教職員」としての高い防災意識の醸成

8 社会全体で子供を支援する体制の充実【学びの保障と教育機会の確保】

全ての児童生徒にとって、魅力ある・行きたくなる学校づくりを目指した学校教育活動を推進するとともに、学校に登校していない児童生徒への支援の充実に向け、家庭や地域社会、民間団体を含む関係機関等との連携を図り、「どこにいても、誰かとつながっている」生徒指導体制、教育相談体制を充実させる。

実践の指針

- 学校に登校していない児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境づくりの促進
- 心の小さなSOSの早期発見に資する「チーム学校」での取組の推進
- 教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進

9 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【安心して楽しく学べる教育環境づくり】

教員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性や社会性を養うとともに、学校運営、学年・学級経営、学習指導、生徒指導等の充実と教育課題の解決を図る実践的な指導力を高める研修を組織的・計画的に実施する。また、eラーニング等のICTを活用した研修を推進し、効果的・効率的に実施する。

実践の指針

- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育成する指導法改善のための校内研修の充実
- 特色ある学校づくりや特色ある教育活動を推進するための研修の充実
- eラーニング、受講管理システム及びサテライトweb研修の運用による効果的・効率的な研修の実施

10 学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の推進【学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割の重要性を認識するとともに目標を共有しながら連携・協働し、児童生徒の成長を支えていく教育活動を推進する。

実践の指針

- 地域と学校が連携・協働して子供を育む「コミュニティ・スクール」及び「地域学校協働活動」の一体的な推進
- 家庭や地域における児童生徒の放課後や週末の過ごし方についての適切な指導と地域活動への参画を促す支援
- 「はやね・はやおき・あさごはん」や「ルルブル運動」など、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の形成についての適切な指導と支援

11 生涯にわたって学び続ける資質・能力の育成【生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進】

児童生徒が、生涯にわたって学ぶことで自分を磨き、文化芸術・スポーツ活動に親しみながら、豊かで活力ある生活を送ることができるよう、その資質・能力を育成する。

実践の指針

- 地域の教育・福祉機関、NPO、民間企業等と連携し、ICTの活用などを図った学習ニーズに応じた学習機会を推進
- 学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実
- 地域における文化芸術団体やスポーツ団体と協働し、文化芸術・スポーツ活動に関する体験の機会や発表、交流の場の推進

子供の学びを支援する5つの提言

～自立した学習者の育成を目指して～

1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が活かされ、異なる考え方が組み合わさり、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

III

各種教育の重点

みやぎの志教育

「みやぎの志教育」とは、「小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育」である。

郷土の復興・再建に力を発揮できる人づくりを視野に入れながら、以下の4点に留意し「志教育」のなお一層の推進を図っていく。

- ① 学校教育活動全体を通じて、学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度を育む。
- ② 「志教育」の3つの視点に基づき、発達の段階に応じた系統的な教育を進める。
- ③ 小・中・高等学校・特別支援学校等の全ての校種において、共通した認識の下、連携・協力を図り、子供の成長を促す。
- ④ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」の積極的な活用を図る。

小・中・高等学校等を通じた「志教育」の推進

「みやぎの志教育」3つの視点（「みやぎの志教育プラン」から）

- 様々な人との関わりを通して、自己理解や他者理解を深化させる。
- 集団や組織の中で、よりよい人間関係を築く力や社会性を養う。

人と『かかわる』

- 学校で学ぶ知識と、社会や職業との関連を実感させる。
- 社会において役割を果たす人間として、自らの在り方生き方について主体的に探求させる。

よりよい生き方を『もとめる』

- 集団や組織の中で、自分の果たすべき役割を認識させる。
- 自己の役割を果たすことによって自己有用感を高めさせる。

社会での役割を『はたす』

小

- 家族や友達等身近な人々と接しながら、挨拶や返事をし、自分の気持ちを伝えることができる。
- 友達と協力する中で、互いのよさを認め合ったり励まし合ったりすることができる。
- 様々な集団の中で自己を生かすことができる。

- 自分の好きなことや興味を持ったことに進んで取り組む。
- 将来の夢や希望を持ち、学習や体験活動に取り組む。
- 夢や目標を持ち、将来の生活や仕事について、学習や体験活動を通して考える。

- 家庭での手伝いや学級の係活動・清掃活動等に関心を持って取り組む。
- 係活動の必要性が分かり、自分の仕事に積極的に取り組む。
- 自己の役割や責任を果たすことで、人のために役立つ喜びを体験する。

中

- 自分のよさや適性を自覚するとともに、他者を理解し、尊重することができる。
- 人間関係の大切さを理解し、周囲に配慮しながら、よりよい関係を築くことができる。

- 目標や計画を立てたり、成果を自己評価したりするなど、主体的な学び方を身に付ける。
- 将来の職業と学習との関わりを理解し、学習や体験活動に取り組む。

- 集団や社会の一員としての役割と責任を自覚することができる。
- 学校生活や地域の中で自己の役割や責任を果たすことで、自信を持つことができる。

高

- 他者の価値観や個性を理解するとともに、自己理解を深めることができる。
- 様々な人と、場に応じた適切なコミュニケーションを図ることができる。

- 生きがい、やりがいがあり、自己を生かせる生き方や進路を現実的に考える。
- 将来の職業や生き方について考え、その具体化に向けて、学習や体験活動に全力で取り組む。

- 学校や社会において自分の果たすべき役割を自覚し、責任を果たすことができる。
- 社会の中でより価値の高い生き方、自己を生かす生き方について考えを深める。

1 小学校段階における取組

日常の授業における学び合いや、人や社会と関わる身近な体験活動を通して、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育みながら、児童の自己有用感を高め、学習や生活への意欲を向上させていく。

(1) 低学年

係、清掃などの日常活動や交流活動等を通して、人と関わることや、働いたり活動したりすることの大切さを体感できるようにする。

(2) 中学年

各教科での学習活動や体験活動等を通して、友達との関わりを深め、自分のよさや役割を自覚し、自信を持つとともに、普段の生活と自分の将来の生き方との関連に気付くことができるようにする。

(3) 高学年

委員会活動や地域社会に関わる交流活動等を通して、自分の役割や責任を果たそうとする態度を身に付け、地域社会と関わる喜びや楽しさを実感できるようにするとともに、各教科等の学習や普段の生活が自分の将来の生き方と関連していることに気付くことができるようにする。

2 中学校段階における取組

教育活動全体を通して、学ぶ意義の認識を深め、自らの生き方や将来に対する夢を育み、志を高めながら、中学校卒業後の適切な進路選択や決定につなげていく。

各教科等の学習においては、今、学習している内容が将来どのように役立つかということについて気付くことができるようにする。

また、企業や公的機関等における職場体験活動、専門家や先輩から話を聞くなどの様々な活動を各教科等の学習等と関連付けて効果的に取り入れるようにする。

3 高等学校段階における取組

人間としての在り方を模索し、将来の進路実現や社会の一員としての生き方を主体的に

求めていくために、インターンシップ等の体験的な学習を通して、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。

(1) 普通科における取組

職業や進路に関する啓発的な取組を行うことで、勤労観・職業観を養うとともに、学習内容と将来の職業分野との関連について、職場や研究機関の訪問・見学等、具体的に考察できる機会を設けて、将来の職業生活のイメージを持つことができるようにする。

進路について十分情報を提供し、主体的な進路選択ができるようにする。

(2) 専門学科・総合学科における取組

地域や学校の実態、生徒の特徴、進路等を考慮し、外部講師の活用や、地域及び産業界等との積極的な連携を図り、産業界の要請に対応できる人材の育成を図るようにする。

4 特別支援学校における取組

特別支援学校では、幼・小・中・高等部の発達の段階に応じた系統的な指導に加え、障害に応じ、社会生活、家庭生活に主体的に参加し、自分の役割を果たそうとする力を養うとともに、教育活動全体を通じ、自らが将来の自立する姿を見据え、進路を適切に選択する力を身に付けるための指導、支援を進める。

5 「みやぎの志教育」の推進に当たって

各学校では、校長の指導の下、志教育担当教諭を中心として、全体計画及び年間指導計画を作成し、創意工夫を生かしながら他校種や地域、家庭、企業等と連携し、実態に応じた取組を推進するよう努める。

※ 参考資料「発達の段階を踏まえた志教育推進のための参考資料～キャリア・パスポートの作成・活用について～」(令和5年3月宮城県教育委員会)



いじめ防止のために

いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童生徒の心身の安全を守り、児童生徒をいじめに向かわせない学級・学校づくりに全教職員が取り組んでいく必要がある。

いじめが起きる要因や背景、態様や特質、そして具体的な指導上の留意点等について、平素から全教職員が正しく理解し、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進める。さらに、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう働き掛けることを推進する。

1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として、市民性を身に付けるような働き掛けを日常の教育活動を通して展開する。

- 教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒が互いの違いを理解し合える学級・学校づくりを目指す。
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- 主体的に取り組む協働の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感させることで自己信頼感を育む。
- 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った、助けて」をしっかり受け止めることができる学級・学校づくりを行う。

2 いじめの未然防止教育(課題予防的生徒指導)

各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習など教育活動全体を通じて、全ての児童生徒がいじめをしない態度や力を身に付けられるような働き掛けを継続的に行う。

- 道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
- 自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- 学級担任等が、いじめを受けた児童生徒を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させるよう努める。
- 発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、スクールロイヤー（以下SL）などの法律の専門家等から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。

3 いじめの早期発見対応(課題予防的生徒指導)

日頃からアンテナを高く保ち、児童生徒や保護者との信頼関係の構築等に努め、児童生徒の小さな変化やSOS信号を察知し、すぐに対応する。また、いじめを受けた児童生徒の心情を受け止め、「嫌な思い」をしたことをいじめとして認知する。

- アンケート調査や教育相談等を定期的実施するとともに、日頃から児童生徒の様子に注意深く目を配る。
- 保健室や相談室の利用、電話やSNS等での相談窓口について広く周知し、家庭や地域、関係機関と連携しネットワークを広げ、対応に当たる。

4 いじめの発見・通報を受けたとき

【速やかに組織的に対応する】

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、いじめの疑いとして認知する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策・不登校支援担当者（以下担当者という）に報告し、いじめ対策組織で対応する。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- いじめ対策組織は事実確認や保護者等への連絡、いじめを受けた児童生徒の安全確保等についての対応方針を定める。
- 教職員はそれぞれの役割に応じて、関係児童生徒からの事情聴取や保護者への連絡等を行う。

5 いじめを受けた児童生徒への対応

【徹底して守り通す】

- いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている状況を一緒に解決していくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめを

行った児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。

- 状況に応じて、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、SL、警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。
- 組織的な経過観察の計画を立て、相当の期間、定期的に面談と安全確保対策を実施するなど、全教職員で見守る。

6 いじめを行った児童生徒への指導

【丁寧かつき然とした態度で指導する】

- いじめを行った児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- いじめを行った児童生徒に寄り添う教職員を置き、いじめを行うに至った背景等も踏まえ、丁寧に指導を行うことで十分な反省を促す。
- いじめを行った児童生徒の保護者に対しても、いじめの事実を知らせるとともに、行った指導内容や学校の対応方針を伝え、理解と協力を求める。保護者との間に認知の相違があったとしても、将来に向けたいじめ防止の指導は行う。
- いじめを行った児童生徒への指導の事前及び対応の過程で、いじめを受けた児童生徒及び保護者の同意を得るとともに、指導の結果を丁寧に伝えるようにする。

7 いじめが起きた集団への指導

【自分の問題として捉えさせる】

- はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- いじめが起きた事実を「自分ごと」として捉えさせ、いじめを生まない集団にしていくための心構えや取組について話し合う場を設定する。

8 インターネット上のいじめへの対応

- SNS 等のインターネット上の不適切な書き込み等を確認した場合は、関係児童生徒及び保護者の意向を十分に確認し、証拠を保全した上で、速やかに削除するよう指導する。また、犯罪性のある内容については警察に相談するとともに、名誉毀損やプライバシー侵害があった場合は教育委員会に報告し、当該サイトの運営管理者等に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- 教育委員会等と連携し、ネットパトロールを実施することによりネット上のトラブルの早期発見に努める。メールや SNS を利用したいじ

めを防止するため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対するフィルタリング利用などの啓発活動の充実を図る。

9 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導 【SCやSSWを交えたケース会議による組織的対応】

- アセスメントに基づいて、いじめを受けた児童生徒への援助方針及びいじめを行った児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働き掛けの方針を策定する。
- いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
- 指導・援助を実施し、3か月を目途に丁寧な見守り、いじめを受けた児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等を行う。
- 学校は、重大事態の発生を認知した場合には、直ちに市町村教育委員会（県立学校の場合は県教育委員会）に報告する。なお、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査を行う。

10 いじめ防止の体制づくり等

(1) 校内体制の整備等

- 担任等が問題等を一人で抱え込むことなく、学校全体で一致協力していじめへの対応ができるよう、小・中学校においては校務分掌に担当者を位置付け、具体的・実効的な生徒指導体制の確立を図る。
- 全教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- 学校評価及び職員評価において、いじめ防止等への取組状況について評価し、学校いじめ防止基本方針を見直した上で、その活用を徹底させる。
- 「学校いじめ問題対策委員会」等を定期的に開催し、いじめ防止基本方針の見直しと共通理解、いじめ事案の対応方針、指導方法等の協議、いじめの認知・対応状況の確認等を組織的に行う。

(2) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの認知状況や「学校いじめ防止基本方針」を児童生徒に知らせ、日頃から学校ホームページや学校便り等を通じて地域や家庭に積極的に公表するなどし、地域や家庭と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) 関係機関との連携

必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要となる。日頃から、関係機関の担当者等との情報共有体制を構築する。

不登校児童生徒の支援のために

不登校児童生徒は、令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では全国で35万人（小・中学校及び高等学校）を超え、その要因や背景は多様・複雑である。こうしたことから、不登校は、特別な状況下で特定の児童生徒に起こるものではなく、「どの学校にもどの児童生徒にも起こり得るもの」といった認識が必要である。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月14日に公布され、令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が文部科学省より通知された。不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示された。

さらに、令和5年3月には「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で目指すCOCOLOプランが示された。

不登校児童生徒等支援に当たっては、全ての児童生徒にとって、魅力ある・行きたくなる学校づくりを目指した学校教育活動を推進するとともに、家庭や地域社会、民間団体を含む関係機関との連携を図り、「どこにいても誰かとつながっている」生徒指導体制、教育相談体制を充実させる必要がある。

1 魅力ある・行きたくなる学校づくり

- 全ての児童生徒にとって落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と全ての児童生徒が活躍し、互いが認めあえる場面を実現していく「絆づくり」を実践することで、魅力ある・行きたくなる学校づくりを目指す。
- 学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- 学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。
- 児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進する。
- 1人1台端末等を活用した心の健康観察の取組や定期的な相談活動を実施するなど、適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施し、児童生徒の心の不安や体調の変化の把握に努める。
- いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切である。また、教職員による体罰や暴力等、不適切な言動や指導は許されない。

2 不登校児童生徒等への効果的な支援の充実

(1) 組織的な支援体制の整備について

- 校長のリーダーシップの下、教員だけではなく、様々な専門スタッフと連携協力し、予

兆への対応を含めた初期段階からいじめ対応・不登校支援担当者を中心とした組織的な支援体制を整えることが必要である。

- 相談支援体制の両輪であるSC及びSSWを効果的に活用する。
 - 異校種間の情報交換の機会や方法を明確に設定し、引継ぎ等を確実に行う。
 - 年度当初に児童生徒の前年度の欠席状況等を前担任や不登校支援個票等から情報収集し、支援体制を確認する。特に中学校入学時には、小・中申し送り個票や小・中連絡会の記録に基づいて、支援計画を立てる。
- #### (2) アセスメントに基づいた支援について
- 不登校の要因や背景が、多様化・複雑化していることから、「生物学的要因（発達特性、病気等）」、「心理学的要因（認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境や人間関係等）」に注目した多面的なアセスメントを行い、対応策を検討する。その際、「児童生徒等支援シート（参考様式）」の活用が望まれる。
 - 「児童生徒等支援シート（参考様式）」は学級担任、養護教諭、SC、SSW等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして作成する。
 - 時間の経過とともに少しずつ状況は変化するため、その都度アセスメントが必要である。
 - 児童生徒一人一人、必要な支援や関係機関との連携は異なるため、様々な情報に基づいてSCやSSW等の活用を図りながら、的確なアセスメントのもと、個別の支援計画に沿った

組織的・計画的な支援が必要である。

- 学校、保護者及び教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス、けやき教室）、フリースクール等民間施設等の関係機関で支援計画を共有し、組織的に支援する。

(3) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保について

- 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス、けやき教室）、フリースクール等民間施設等、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。
- 不登校児童生徒が、教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス、けやき教室）、フリースクール等民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、学校がその学習状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要である。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし合わせ適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入する。また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えることは児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きい。
- 一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。
- 欠席している児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等、校内の別室（学び支援教室含む）を活用し、児童生徒の状況に応じた居場所づくりや支援について配慮する。

3 不登校のきっかけの一つとしていじめが疑われる場合の対応

- 不登校の要因が複雑であり、いじめとの明確な因果関係が認められない場合であっても、きっかけの一つとしていじめが疑われる場合は、重大事態として速やかに教育委員会に報告するとともに、調査を開始する。
- 不登校児童生徒の保護者から重大事態の訴えがあった場合は、速やかに教育委員会に報告し、調査を開始する。
- 重大事態の事案は、保護者が調査を望まない場合でも組織を立ち上げ、工夫して調査しなければならない。

- いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf)



4 家庭や関係機関との連携強化

- 家庭訪問に当たっては、目的・意図を明確にして行い、共に考えていく協力者としての姿勢で臨む。傾聴を心掛け、保護者支援の充実を図る。
- 家庭の状況に配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒等の理解に努める。
- 家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できないなどの場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど適切な対応が必要である。
- SC、SSW、教育支援センター等（みやぎ子どもの心のケアハウス、けやき教室）、児童生徒の心のサポート班、児童相談所、市町村保健福祉部局、医療機関、フリースクール等民間施設等、連携の対象となる専門機関等の機能や役割について研修等を通して教職員の理解を深める。

〈資料〉

- いじめに関する相談機関 → 75ページ
- 不登校児童生徒等支援モデル → 77ページ

みやぎの学ぶ土台づくり

幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、幼児教育の一層の充実を図っていく。

そのため、「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」に基づく様々な施策を展開し、本県幼児教育の目指す子供の姿の実現を図る。

1 保幼小の連携と小学校への円滑な接続

幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、交流活動や相互参観の実施など、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校における幼児と児童及び職員間の相互交流を図るとともに、合同研修などを通して相互理解を深め、保幼小の連携の充実を図る。また、幼児期に遊びを通して得た経験が、各教科等の学習に生かされてつながるよう、「宮城県保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」の普及と実践の促進を図る。

2 将来の「親」育て

子供や若者が、子育ての楽しさややすばらしさを感じることができるよう、親になる前の世代である中学生や高校生を対象に、家庭を持ち、子を産み、育てるということの意義を考える機会を提供し、「親になるための教育」を推進する。

3 親自身の学びや育ちの支援と望ましい基本的生活習慣の在り方の啓発

宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」や出前講座等を活用しながら親同士の交流を大切に、親自身の学びや育ちを支援するとともに、保護者会等の機会を活用し、望ましい基本的生活習慣の在り方とその重要性について啓発する。

4 人と関わる体験の充実

親子で参加できる自然体験活動のほか、地域の高齢者施設への訪問等による異世代間の交流や、伝承遊びの普及を通じた地域の人と関わる機会などの提供に努める。

5 幼児教育体制づくりの支援

幼児教育アドバイザー派遣事業や幼児教育ポータルサイトの情報提供により教員等の資質向上を図る。また、幼児教育アドバイザー養成講習等による市町村の幼児教育体制づくりの支援を行う。

宮城県幼児教育推進指針 みやぎの学ぶ土台づくり

目指す子供の姿

元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”
～遊びや自然・人とのかかわりを通して、豊かな心をはぐくむ～

「目指す子供の姿」とこれを実現するための4つの基本方向を示し、それぞれの基本方向ごとに7つの取組をまとめています。

基本方向 1

親子間の愛着形成の促進

取組1
親子でのふれあいのすすめ

伸び伸びと遊ぶ子供にしましょう

基本方向 2

基本的生活習慣の確立

取組2
運動・食事・睡眠のすすめ

心身共に健やかな子供にしましょう

基本方向 3

豊かな体験活動による学びの促進

取組3
心動かされる体験活動のすすめ

骨太でたくましい子供にしましょう

基本方向 4

幼児教育の充実のための環境づくり

取組4
親の学びと育ちの支援の充実

取組5
地域の支援体制の充実

取組6
子供の多様性に
応じた支援

取組7
幼児期の教育・保育の質の向上

子供が夢中になって遊べる環境にしましょう

学習指導

1 教育課程の適切な編成と着実な実施

- 各学校においては、関係法規に従い、児童生徒や地域、学校の実態を考慮して、学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成すべき資質・能力を育む観点から教育課程を適切に編成し、着実な実施に努める。
- 各教科等においては、その目標の達成に向け、学年及び校種間における指導の系統性や発展性を踏まえた指導計画を作成する。

2 学習指導の展開と指導方法の改善

- 基礎的・基本的な知識及び技能の着実な習得とともに、身に付けた知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
- 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点から、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等を総合的に育む指導の工夫改善を行う。
- 国語科を中核として、国語科以外の教科等でも言語活動の充実に努める。身に付けさせたい力を明確にし、言語活動そのものが目的にならないよう、授業のねらいに応じた取組を工夫する。
- 学習過程において、導入では児童生徒に本時の学習のねらいを明確に持たせ、終末では学習したことを振り返る活動を位置付ける。
- 学習の成果を自らの将来の夢や目標につなげていく力を高める機会の充実を図る。
- 小・中学校においては、国や県の調査から明らかになった児童生徒の成果と課題を踏まえ、検証改善サイクルを各校において確立する。

また、県検証改善委員会報告書等を活用して授業改善の徹底を図る。

3 個別最適な学びの推進

(1) 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- 支援が必要な子供により重点的な指導を行う。

- 特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う。

(2) 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識及び技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、教師が一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適になるよう調整する。

4 協働的な学びの推進

- 「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「協働的な学び」を充実させる。
- 集団の中で個が埋没してしまうことのないように、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出すようにする。

5 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- 授業の中で個別最適な学びの成果を協働的な学びに生かし、更にその成果を個別最適な学びに還元するなど、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていく。
- 児童生徒の資質・能力育成のため、各教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、ICTを活用した新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れる。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実にICTの活用が効果を上げているか確認しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていく。

学習評価

1 指導と評価の一体化

- 児童生徒一人一人の学習達成状況の適切な評価に努め、児童生徒の学習意欲の向上に生かすとともに学習指導の改善を図る。
- 指導目標及び内容と対応させて評価規準を作成するとともに、評価方法の工夫改善に努める。
- 評価に対する基本的な考え方や評価規準、評価方法等についての共通理解を図り、児童生徒や保護者への公表に努める。
- 個人評価カルテを作成したり、ポートフォリオやルーブリックを活用したりするなど、学習の記録（スタディ・ログ）や評価資料の共有を図り、きめ細かな指導に生かす。
- 教師による評価とともに、児童生徒による自己評価、相互評価などを取り入れるなど、多角的な評価の工夫に努める。

- 学習指導要領に示されている「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点の踏まえ、共通の指導観、評価観を基に、児童生徒一人一人の資質や能力をより確かに育む視点で評価を行い、効果的かつ効率的な評価の充実を図る。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて児童生徒の学習状況や成果を適切に把握し、その評価方法の工夫改善に努める。
- 評価規準、評価方法等に関して、校内の教員間で十分に検討を行い、同一地域内等の学校間における連携を図るなど、妥当性、信頼性等の確保に努める。

学習評価の在り方について

1 評価の目的

- 評価は、児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、学習指導要領に示された内容が確実に身に付いたかどうかを把握し、さらに児童生徒一人一人の資質や能力をより確かに育むために行う。
- 児童生徒の学習状況に対する的確な評価に基づき、個に応じたきめ細かい指導を充実し、教育目標の具現を目指した教育活動を適切に行う。
- 評価を確実に実施し、児童生徒一人一人の学習内容の定着状況や教科目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かし、指導と評価の一体化に努める。

2 評価の考え方の基本

- 学習指導要領に定める目標に準拠した評価を着実に実施すること。
 - 学習指導要領の趣旨や改善事項等を適切に反映すること。
 - 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。
- 参考 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」中央教育審議会答申 H28.12
「児童生徒の学習評価の在り方について」中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告 H31.1
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」文部科学省初等中等教育局通知 H31.3

3 評価の観点

- 学校教育法が定める学力の3つの要素を踏まえて整理された評価の観点に基づき、児童生徒の学習状況について評価する。
 - 各教科の評価の観点は、学習指導要領に示された「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つを基本とする。それぞれの教科の特性を踏まえるとともに、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」等を参考に各学校で工夫する。
- ※ 道徳科は p.46、総合的な学習の時間は p.47、特別活動は p.48 を参照。

4 観点別学習状況の評価に基づいた評定

- 評定に当たっては、授業ごとに単元（題材）の観点別学習状況を累積し、総括するなどして、実現状況を適切に評価する。
- 評定については、校内基準を明確にし、妥当性、信頼性等を欠くことのないよう留意する。

防災教育

東日本大震災の教訓を踏まえ、全ての公立学校に防災主任を校務分掌として位置付け、安全担当主幹教諭を配置した学校を地域の安全教育の拠点校としている。「みやぎ学校安全基本指針」や「同指針〔追補版〕」、さらに「第2次みやぎ学校安全推進計画」を参考に、地域の特色や各学校の特性を十分に考慮した、防災マニュアルの改善や地域との連携による防災体制の強化を図る。また、教職員の被災地訪問型研修により高い防災意識を醸成するとともに、みやぎ防災教育副読本等を活用し、震災の教訓を後世に伝え、各学校において計画的・継続的に防災教育を行い、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。

【身に付けさせたい5つの力と心】

- 自らの身を守り乗り切る力（自助）
- 知識を備え行動する力（自助）
- 地域の安全に貢献する心（共助・公助）
- 安全な社会に立て直す力（共助・公助）
- 安全安心な社会づくりに貢献する心（公助）

【防災教育推進の要点】

1 発達の段階に応じた防災教育の推進

- (1) 「みやぎ防災教育副読本『未来への絆』」の活用
「みやぎ防災教育副読本」の活用を児童生徒等の発達の段階を踏まえ、教科領域の年間指導計画に位置付け、活用の仕方を明記する。児童生徒等が、今後、いかなる災害にあっても、自らの命を守り、共に助け合い、生き抜くことができるように、主体的に考え、判断・行動し、進んで安全安心な社会づくりに参画することのできる力と心を身に付けさせる。
- (2) 発達の段階に応じた適切な内容・方法
発達の段階によって、危機理解、意思決定、行動選択の仕方や危険予測、危機回避をする力がそれぞれ異なり、生命尊重への関わり方も変化していくことを考慮し、適切な内容・方法を考える。
- (3) 学校教育活動全体を通じた指導
各学校において、教科及び特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階に応じた、計画的・継続的な指導により、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。

2 校内組織体制の整備

- (1) 教職員の資質・能力の向上
各種研修等を通じ、防災教育の指導に関すること、児童生徒等の命を守る災害対応等について全教職員の資質・能力の向上を図る。
- (2) 避難訓練の強化と防災マニュアルの見直し・改善
「学校防災マニュアル見直しの手引」を参考に、地域の災害特性を十分に踏まえた実効的な避難訓練を実施し、これを基に検証を行い、防災マニュアルの見直し・改善を図る。
また、「学校再開ハンドブック」を参考に学校再開に向けた対応について見直しを図る。
- (3) 教職員への周知徹底
管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の連絡（収集）・共有、応急手当、心

のケアなどを防災マニュアルに定め、全教職員に周知徹底する。

3 教職員の共通理解と校内研修の実施

- (1) 教職員の防災意識の高揚
災害発生時には、全教職員が各学校の防災マニュアルを基本としつつ、状況に応じた対応により、児童生徒等の安全確保及び応急手当を実施できるようにする。
- (2) 教職員の共通理解
災害に関する情報や地域の災害特性及び危険箇所、避難場所や避難経路等について、職員会議や校内研修等の機会を活用し、日常的かつ定期的に全教職員での共通理解を図る。
- (3) 計画的な校内研修の実施
学校安全計画に校内研修を明確に位置付け、安全担当主幹教諭や防災主任を中心として、学校の立地状況や地域の実情に応じた内容について計画的に実施する。

4 家庭、地域、関係機関と連携した取組 (地域に根ざした防災教育の推進)

- (1) 地域や地域関係機関・団体、自治体関係部局及びPTAとの連携
東日本大震災では、地域の避難所となった学校も多くあり、児童生徒等はもとより地域住民の命のよりどころとなるなど、地域防災の拠点として役割を果たした教訓から、学校においては、児童生徒等の安全安心を確保するとともに、災害時の対応等を共有するなど地域と連携した防災体制の構築に取り組む。
- (2) 地域学校安全委員会等の設置
日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等及び地域の安全確保が円滑に行えるようにする。設置に当たっては、各学校に設置されている各種委員会等の既存の組織を活用することが考えられる。
- (3) 地域講師や施設の活用
防災教育の活性化と充実を図るために、防災教育に関連する地域講師や施設等を積極的に活用する。内容や方法は、各学校や地域の実態に応じて選択し、工夫して実施する。
- (4) 防災主任者会等の開催
市町村及び中学校区単位で安全担当主幹教諭を中心に防災主任者会等を適宜開催する。同地区の県立学校の防災主任もメンバーに入れる。

道徳教育

学校教育における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科等のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うものである。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

1 道徳教育の方針の明確化と全体計画

(1) 校長の方針の明確化

道徳教育の充実・改善を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、児童の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示する。

(2) 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

- 学校が組織として一体となって道徳教育を推進するため、校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させる。
- 全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整える。

(3) 全体計画の作成と実施

- 児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標、各学年の重点目標を設定するとともに、重点目標に関わる道徳科における内容項目の重点化を図る。
- 全体計画には、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があることから、それらを別業にして加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものに整備する。
- 全体計画を評価し、改善のための体制を確立する。

(4) 各教科等における指導

- 各教科等の特質に応じて、道徳の内容に関わる事項を明確にし、学校独自の重点内容項目を踏まえて指導する。
- 具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行う際は、児童生徒がそれらの意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実

践ができるような道徳性を養う。

2 豊かな体験活動の充実といじめの防止

(1) 学校や学級内の人間関係や環境

- 児童生徒の道徳性は、日々の人間関係の中で養われることから、教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係の構築に努める。
- 校舎や教室の環境整備とともに、言語環境の充実に努める。

(2) 豊かな体験の充実

学校の実情や児童生徒の実態を考慮した上で、社会体験や自然体験等の豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう、指導の意図を明確にする。

(3) いじめの防止

児童生徒が主体的にいじめの防止等に関わる態度、とりわけ中学校では、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てる。

3 家庭や地域社会との連携

学校で行う道徳教育をより強化するため、家庭や地域社会と児童生徒の道徳性を養う上での共通理解を図り、情報発信を積極的に行う。

4 道徳教育における評価

児童生徒の人間的な成長を見守り、児童生徒が自己のよりよい生き方を求めていく努力の姿を評価し、それを勇気付ける働きを持つようにする。

心の教育

1 心の教育の充実

心の教育の意義、重要性を全教職員で共通理解し、児童生徒の心の変化や状況を把握して、心のケアの充実に努める。また、震災の体験を適切に生かし、命の大切さ、思いやりや感謝の念、人や地域の絆の重要性、個人と社会との関係性に気付かせる中で、教科等の学習や体験活動との関連を図った心の教育の充実に努める。

(1) 道徳教育との関連

- 児童生徒の道徳的価値に関わる心の動きを大切にし、学校における全ての教育活動が児童生徒自らの生き方に結び付くことを実感できるように配慮する。
- 学校の道徳教育全体計画に示された重点内容項目を全教職員で共通理解し、各教科等の学習との関連を図りながら、児童生徒の道徳性の育成に努める。
- 道徳科を学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要として、児童生徒の道徳的価値の理解を基に、物事を多面的・多角的に考えさせ、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- 「みやぎの先人集 第1集・第2集『未来への架け橋』」の積極的な活用を通して先人の生き方を理解し、郷土や国を愛する心を育てる。
- 自然体験や社会体験、学校行事等の直接的な体験、資料などから得る気付きや学びを生かし、道徳的価値について考え、議論するような授業の展開を工夫する。

(2) 人権教育との関連

- 人権尊重の精神を基盤として、様々な偏見や差別をなくし、思いやりの心を持ち、互いに助け合って生活しようとする態度を育成する。
- 基本的人権を大切にされた教室環境及び言語環境の整備、望ましい集団づくり、教師と児童生徒及び児童生徒同士の好ましい人間関係づくりなど、一人一人の児童生徒の多様性に配慮した学年・学級経営及び生徒指導に努める。

(3) 心のケア

- 震災後、児童生徒を取り巻く家庭や生活環境の問題が複雑化してきていることに加え、社会情勢の急激な変化や長期間にわたる感染予防対策等により、児童生徒の心身の負担が

増していることも想定されることから、児童生徒の心の回復、健全な成長のための継続的な心のケアを行う。

2 豊かな心を育むための活動の充実

(1) 生命を大切にすることを育む活動

- 生命を尊重する心を育てるために教育活動全体を通じ、生命がかけがえのないものであることを取り上げる機会を設ける。
- 児童生徒の援助希求の態度を育成するため、SCや専門機関等と連携し、各学校の実情を踏まえ、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年1回は実施するなど積極的に推進する。

(2) 思いやりや共生の心を育む活動

- 児童生徒の好ましい人間関係や教師との信頼関係が確立できるよう、一人一人が尊重され、認められる集団づくりを心掛ける。
- いじめ防止の気運を醸成するために、児童生徒が互いを大切にし認め合う活動や、人権について考える機会を設けるなど指導を工夫する。

(3) 特別活動等を生かした活動

- 集団宿泊活動等を通じ、基本的生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けさせ、善悪を判断し行動することができるようにする。また、職場見学や職場体験学習等を通じ、人間としての生き方について自覚させる。

(4) 感性を磨く活動

- 豊かな感性の育成を図るために音楽会や作品展等、各種文化的活動への参加を促す。

(5) コミュニケーション能力の育成

- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成するため、自己の体験や思いを言葉で表現し合い、人間関係を深めさせることが大切であることから、言語活動を充実させ、コミュニケーション能力の育成を図る。

3 家庭及び地域社会との連携

学校、家庭、地域社会が、それぞれの役割を果たし、機能することにより、心の教育の一層の充実が図られる。そのため、学校教育活動への地域住民の参加協力を積極的に促し、学校、家庭、地域社会が連携して児童生徒の道徳性を養う等の活動を展開するよう努める。

生徒指導

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としており、この目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感することが大切であり、実践上の視点として、①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成の4点に留意する必要がある。

1 チーム学校による生徒指導体制の構築

(1) 校内指導体制

- 「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」を参考に児童生徒理解の在り方、指導及び支援の在り方、生徒指導の方針、関係機関との連携の在り方等について明確化・具体化し、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって児童生徒の指導・支援ができる校内指導体制の一層の充実を図る。
- 児童生徒の心のケアや不登校児童生徒等支援、いじめ等の問題行動等への対応については、いじめ対策・不登校支援担当者等を中心に、学校全体で組織的・機能的に児童生徒等への指導・支援を適切に行う。

(2) 教育相談体制

- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整えるとともに、事務所専門カウンセラーや不登校・発達支援相談室等の相談機関の積極的な活用を図る。（p.69 事業計画一覧参照）
- 心のケアが必要な児童生徒や、悩みや不安を抱いている児童生徒の支援に当たっては、SC等の専門家によるアセスメントの下、必要な助言を得ながら、教師が中心となって支援を行う。

2 全校体制で取り組む全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の推進

(1) 自己指導能力の育成

- 自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、主体的に課題に挑戦してみることや他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できるよう努める。

- 各教科等においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、自己決定に基づいた主体的な学習が展開されるよう努める。それらの活動の中で、困難を克服して目的を達成したり、他人から認められたりする体験等を通して、自信を持たせ、心の居場所があると感じさせるなど、自己有用感や自己存在感を味わわせる。

(2) 学校と専門家・関係機関等との連携強化

- 児童生徒の健全育成には家庭、地域社会、関係機関との連携・協力が不可欠であり、地域や市町村教育委員会と一体となって、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努めることが大切である。
- 生徒指導委員会等を通して、学校の教育方針や生徒指導に関する情報等を共有し、理解と協力を得ながら児童生徒の指導に当たる。（p.77「不登校児童生徒等支援モデル」参照）
- 保育所、幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の連携を強化し、児童生徒一人一人に応じた指導を工夫することで、接続期の環境変化への不応答や戸惑いの解消に努める。

3 いじめ対応・不登校児童生徒等支援

- いじめや不登校は、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることとして捉え、担当者を中心とした教職員間の綿密な情報交換や共通理解を基盤として、学校全体で組織的に取り組める体制を構築し、未然防止教育、早期発見・早期対応に適切に取り組む。（p.10「いじめ防止のために」、p.12「不登校児童生徒等の支援のために」、p.74「いじめ防止のための校内体制の在り方」、p.77「不登校児童生徒等支援モデル」参照）

● 体力向上と健康・安全教育

1 学校における体力向上

(1) 体力向上の必要性

- 体力は、全ての活動の基盤となる重要なものであり、豊かな心、学力とともに「生きる力」を支える重要な要素である。

(2) 体力向上の取組を実施するに当たって

- 学校の教育活動全体を通じて適切に体力向上が図れるようにし、常にその活動について工夫改善に努める。(体力・運動能力向上センター事業の活用)
- 全ての教職員の理解と協力の下、学校と家庭、地域社会が連携し、組織的に児童生徒の体力向上の取組を推進する。

(3) 体力向上に向けた取組の推進

① 学校全体としての取組

- 自校の児童生徒の体力・運動能力に関する課題を明確にし、日常の運動機会の創出など課題解決に向けた具体的な対策を全教職員で共有し、体力向上・運動習慣確立のための取組を確実に実践していく。

② 学校体育の一層の充実

- 体育科・保健体育科の時間を通して児童生徒が運動の楽しさを味わい、運動に対する意欲が高まるように指導するとともに、体力向上に向けた取組を行う。
- 「体力・運動能力調査記録カード」を積極的に活用し、発達段階に応じた目標を設定するなど、体力・運動能力の向上に向けた取組の充実、意識の向上を図る。

③ 家庭・地域との連携

- 家庭や地域において、児童生徒が自発的・主体的に運動・スポーツに親しむ態度や実践する資質・能力を育てるため、体育の課題等を通じた運動機会の創出を図る。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、地域で実施している運動・スポーツ活動と学校教育活動との関連を図る。
- 児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、学校便り等を通じて家庭や地域の人々への啓発を図る。

④ 学校及び地域の体育施設等の整備充実と活用

- 体育施設等の点検整備を図り、安心して運動やスポーツなどが行える環境を整える。
- 体育施設や備品を有効活用できるように工

夫改善を図り、児童生徒が自他の健康・安全に配慮しながら日常的に進んで運動やスポーツなどに取り組めるようにする。

2 学校保健

(1) 学校保健計画の策定

- 児童生徒等の心身の健康の保持増進を期し、効果的な保健教育の充実を図るため、健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導等について学校保健計画を策定する。
- 特に保健教育の推進に当たっては、教育課程全体を通して教科等横断的な指導を行う。

(2) 健康の課題に対する指導

- 基本的な生活習慣の乱れ、心の健康、性に関する課題、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する問題、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、う歯、視力低下等、児童生徒が直面している健康課題について体育科・保健体育科との関連を図り指導する。
- 特に個別指導を行うに当たっては、教職員が相互に連携して、健康相談や日常的な健康観察により児童生徒等の健康状態の把握に努め、その充実を図る。
- 学校保健委員会等の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図る。

(3) 性に関する指導

- 児童生徒等が性に関して適切に理解し、行動することができるように、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、指導の充実を図る。

(4) 薬物乱用防止教室の開催

- 薬物乱用防止教室については、学校が進める薬物乱用防止教育の一環として学校保健計画に位置付け、地域の実情や児童生徒等の発達の段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず実施する。

(5) がん教育の実施

- 体育科・保健体育科、特別活動、総合的な学習の時間、道徳科など、相互に関連付けて指導するとともに、必要に応じ医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、指導の充実を図る。

- ・ 小学校においては、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。中学校、高等学校においては、がんについて正しく理解することができるようにする。

3 学校安全

(1) 学校安全計画の策定と実施

学校保健安全法第27条に基づき、「みやぎ学校安全基本指針」等を踏まえ、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた児童生徒等の学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、学校の実態に応じた学校安全計画を策定し、この計画に基づく取組を進める。

(2) 学校安全の構成

- ・ 安全教育
児童生徒等が危険を察知し、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全のために貢献する力と心を育てる。
- ・ 安全管理
児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える。
- ・ 組織活動
安全教育・安全管理の活動を円滑に進めるために校内組織を整備し機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図る。
- (3) 三段階の危機管理
 - ・ 日常の危機管理
安全な環境（マニュアルの周知・改善等を含む）を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防止する。
 - ・ 発生時の危機管理
発生時の適切かつ迅速な対応により、被害を最小限に抑える。
 - ・ 発生後の危機管理
心のケア、学校の再開等、通常の生活の早期再開を目指す。
- (4) 学校安全の3領域
 - ・ 災害安全
児童生徒等が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。
 - ・ 交通安全
児童生徒等が様々な交通場面における危険

について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにする。

- ・ 生活安全（防犯を含む）
児童生徒等が日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

4 食に関する指導

(1) 指導計画の作成

生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うため、児童生徒等や地域の実態に応じた、食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画を作成し、教育活動全体で継続した食育の推進を図る。

(2) 食に関する指導の実施

- ・ 指導に当たっては、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6つの視点により、食を通しての喜びや楽しさ、健康の保持増進、自ら判断できる力、感謝する気持ち、人間関係形成能力、尊重する心を養う。
- ・ 教職員間の連携に努め、栄養教諭等の専門性を生かしたり、教科等の内容と関連させた指導を行ったりする。
- ・ 学校給食の持つ教育的効果を引き出すよう各教科との関連を図った指導に努める。

(3) 家庭及び地域社会との連携

- ・ 家庭や地域においても食育の取組が推進されるよう啓発し、学校・家庭・地域が連携した取組を行うことができるように努める。
- ・ 地域の人材の積極的な活用を図り、地域の産物の活用や郷土の食文化の伝承などに努める。

(4) 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校間の連携・協力

地域の学校が連携・協力し、それぞれの発達の段階に応じた系統的な取組を行うことにより、生涯を通じた望ましい食習慣の形成を図る。

(5) 個別的な相談指導

学校では、偏食、肥満・やせ傾向、食物アレルギーのある児童生徒等に対し、個別的な相談指導が想定されるため、学校全体で取り組む。

放射線等に関する指導

1 基本的な考え方

- 各学校においては、地域、児童生徒等の実態に応じた取組を進める必要がある。

2 想定される学習

- 国語科、社会科、理科、技術・家庭科、保健体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動における指導が考えられる。
- 横断的な教育内容として環境教育、防災教育、健康教育、人権教育において取り扱うことが考えられる。
- 時間については、児童生徒等の実態に応じて柔軟に設定することが望ましい。
- 形態については、学級単位、学年単位など学習の内容やねらいに応じたものになるよう留意する。
- 児童生徒等への指導とともに、保護者会等で保護者への啓発に活用することも考えられる。

○ 文部科学省発行副読本

(令和3年10月改訂(令和4年一部修正))

- 「小学生のための放射線副読本」
- 「中学生・高校生のための放射線副読本」

(※文部科学省 HP でも閲覧可)



○ 放射線についての知識・理解

- 放射線や放射性物質についての理解
- 放射線を受けた場合の健康への影響等
- 事故発生時の防護や退避・避難時の注意点

○ 原子力発電所の事故についての学習

- 事故の概要、被害や避難の概要
- 風評被害や差別について
- 食品の安全性、空気中の放射線の測定、除染
- 地域の復興や再生に向けた取組

進路指導

1 指導計画の作成と実施

- 自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ計画的・組織的に実施する。
- 各教科等との関連や上級学校、社会との接続を意識して、より計画的・組織的な取組を展開するための指導計画の改善に努める。
- 保護者や地域の人々、関係機関との連携を図りながら、進路指導に関する啓発的な体験活動を計画的・継続的に実施する。

2 進路学習の充実

- 様々な生き方や進路選択の可能性があることを理解させるとともに、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助に努める。
- 上級学校の説明会や学校見学、学校体験入学への参加を促すとともに、職場見学、職場体験等の積極的な実践に努める。また、適切な進路資料の収集と整備に努め、学校図書館や進路指導室などに進路情報コーナー等を設置して、効果的な活用が図られるようにする。
- 学校生活への適応や進路選択などの指導において、児童生徒一人一人が目的意識を持ち、主体的に進路選択していけるようガイダンス機能の充実を図る学級活動等の指導を工夫する。
- 「キャリア・パスポート」等を活用し、学校・家庭及び地域における学習や生活の見通しを立てて学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- 進路相談の計画的・継続的な実施に努め、児童生徒一人一人の進路に関する課題の把握と解決に向けた適切な支援に努める。

3 指導に生かす評価の工夫

- 主体的に進路を選択する態度や進路選択決定の能力についての評価を定期的に行い、指導計画や指導の具体的な改善を図る。
- 自己評価や相互評価を活用して、児童生徒が主体的に学習活動や学習方法を見直すことができるよう工夫する。また、それらを考慮し指導と評価の一体化を図る。

情報教育

1 情報活用能力を育成する教育課程の編成

- 全ての児童生徒が「Society5.0」といった将来の予測が難しい社会に対応していくことができるよう、1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- 児童生徒の発達の段階を考慮し、「教育の情報化に関する手引-追補版-」における情報活用能力の体系表例等を活用しながら教育課程の編成を図る。

2 各教科等におけるICTの活用とプログラミング教育の充実

- 小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら学習活動が展開できるよう工夫する。
- 中学校・高等学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実を努める。
- 高等学校では、共通必修教科目「情報Ⅰ」の指導の充実を図る。
- 各教科等の特質や学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。
- 小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
- 個人情報の保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報、著作権の侵害（いわゆる有害情報やSNSを介したネットトラブル）等に対応した情報モラルの指導の充実を努める（みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用など）。

3 情報教育推進のための校内体制

- 学校CIO及び情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、その役割を明確にするとともに、情報化推進委員会を設置するなど教育の情報化の推進体制を整備し、学校教育全体を通じた情報教育の充実を図る。
- 情報化推進委員会等が中心となって、情報セキュリティの確保等に十分に配慮した校内体制を整備する。
- 情報教育の推進に当たっては、総合教育センター等を活用し、教員研修の充実を図る。
- 小学校では、プログラミング教育等に係る授業実践を積み重ねるとともに、校内研修を計画的に実施する。

教育DXの一層の推進 ～1人1台端末活用の日常化に向けて～

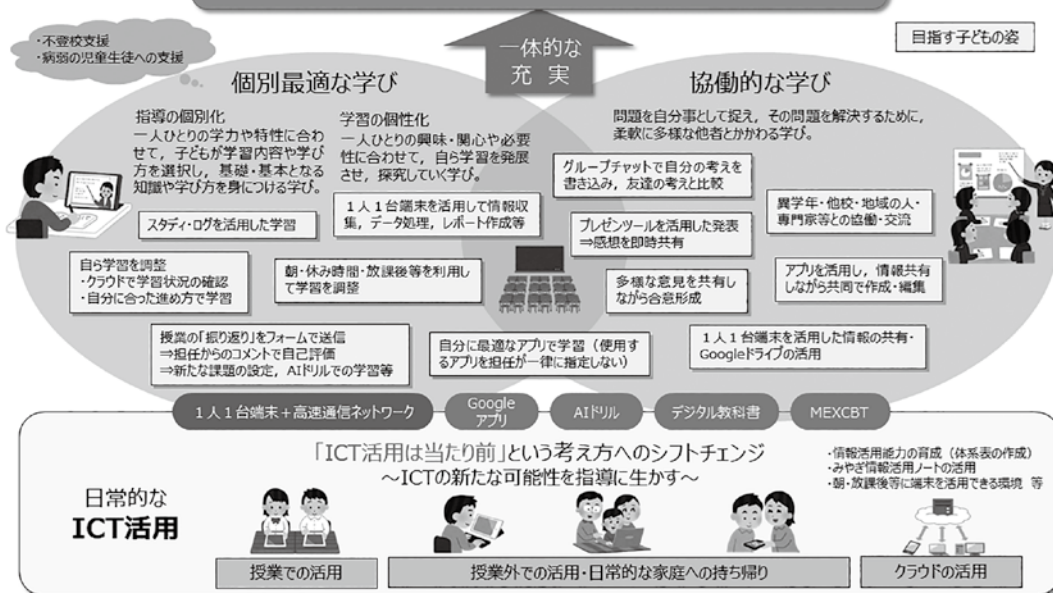
教育DXの推進は、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）における重要な5つの基本方針の一つとして位置付けられた。

学校教育における基盤的なツールであるICTを活用することで、これまでにない量・質のデータを収集・蓄積・分析・活用し、個々の特性等にあった多様な方法で子供たちが学習を進めることができる。また、時間的・空間的制約を超えて音声・画像・データ等を蓄積・送受信し、今までにない方法で多様な人たちと協働しながら学習を行うことができる可能性が高まる。

教員は、「ICT活用は当たり前」という考え方へシフトチェンジし、ICTの新たな可能性を指導に生かすことが重要である。1人1台端末と組み合わせながら、デジタル教科書やAIドリル等のデジタル教材、Web上のコンテンツやアプリ、MEXCBT等を有機的かつ効果的に活用し、未来の社会を見据え、子供たちの資質・能力を育成する。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の活動イメージ

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



国際理解教育

1 ねらいを踏まえた指導計画の作成

- 児童生徒の実態や学校及び地域の実情を踏まえ、「異なる文化を持つ人々を受容し、共生することができる資質・能力」「自国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意志を発信し、具体的に行動することのできる資質・能力」を身に付けさせるというねらいの下、指導計画を作成する。
- 各教科等の内容との関連を図りながら、国際理解への関心を高めるための体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画の作成に努める。

2 各教科等における国際理解教育

- 「外国語活動」「外国語」や「国際交流活動」等の国際理解に資する教科等との関連を図りながら指導の充実に努め、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心を育成する。
- 外国人児童生徒（以下「外国人児童生徒等」）、海外在住期間が長い帰国子女等や海外派遣の経験を有する教員、企業関係者、地域の外国人等の人材や宮城県国際化協会（MIA）などの組織を活用し、身近なところから他国の文化に触れたり海外の人々とコミュニケーションを行ったりする機会をつくり、異文化への理解を深める。
- 外国人児童生徒等が、学校生活において自信や誇りを持って自己実現を図ることができるよう配慮する。

3 国際理解教育のための研修の推進

- 国際理解教育を推進するための校内組織及び研究体制を整備し、教師自ら国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力を身に付けるよう研修に努める。
- 外国人児童生徒や海外在住期間が長い帰国子女等、日本語指導が必要な児童生徒に対する適切な対応に向けて、文部科学省作成資料等を活用した研修に努める。

（参考）文部科学省HP

外国人児童生徒受入れの手引

外国人児童生徒教育研修マニュアル

外国人児童生徒等への日本語指導

1 日本語指導を必要とする児童生徒の学びを保障する指導計画の作成と実施

- 外国人児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、育ってきた文化背景や家族構成、日本語習得状況、生活への適応状況など、一人一人の実態把握に努める。
- 日本語指導が必要な児童生徒が学校生活において自信や誇りをもって自己実現を図れるようになるための指導・支援に向け、JSL（Japanese as a Second Language）の考え方に基づいた個別の指導計画を作成する。
- 個別の指導計画にあたっては、日本語指導担当者等による取り出し指導や入り込み指導の時間を確保するなど、各教科等の学習指導の中で日本語指導が効果的に行われるように工夫する。

2 多様な状況にある外国人児童生徒等への対応の工夫

- 取り出し指導では、「サバイバル日本語」プログラムや「日本語基礎」プログラムなど、個々の実態に応じた日本語指導のプログラムを選択する。
- 加配教員やサポーター、多言語翻訳アプリ、1人1台端末の活用等、一人一人の日本語習得の状況に応じて指導形態や指導方法を工夫する。
- 短い文や簡単な言葉、ルビを使用した文書を作成するなど、日本語の理解や使用が難しい保護者との意思疎通のための工夫をする。
（参考）文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

3 日本語指導の充実のための研修の推進

- 外国人児童生徒等の学校生活を支えるための校内組織を整備し、外国人児童生徒等に関わる全ての教員が指導に必要と考えられる資質・能力を身に付けるよう、研修に努める。
- 研修においては、外国人児童生徒等の適切な対応に向け、文部科学省作成資料等を活用する。

（参考）外国人児童生徒受入れの手引

外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA

情報検索サイト「かすたねっと」

環境教育

1 課題意識を高める指導計画の作成と実施

- 児童生徒が環境について、重要性と課題等の理解を深め、自ら環境を大切にすることを養い、主体的に環境の保全に配慮した行動が取れるようにするため、小・中・高等学校を通じた環境に関わる指導内容の充実を図る。
- 各教科(社会科、理科、家庭科、技術・家庭科、保健体育科等)や総合的な学習(探究)の時間等の指導計画の作成において、身近な諸問題やSDGsに関連付けた環境教育を位置付ける。
- 人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題である環境問題については、教科等横断的な学習を充実するように工夫する。

2 体験活動や探究活動を重視した指導の充実

- 持続可能な社会の実現に努めることが重要となっており、そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養う指導を推進する。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験をはじめ様々な体験活動や探究活動を通して、恵み豊かな自然環境を守り、自分たちの子孫に引き継いでいく必要があることを意識付ける。

3 環境教育推進のための研修等の充実

- 身近な環境問題が地球規模の環境問題につながっていることを意識させ、主体的に考え、多様な他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるような教材等を開発し、教育内容の改善と充実を図る。
- 環境教育に関する指導内容、指導方法等に関する研修を行い、学校の教育活動全体を通して環境教育に取り組み、学習の機会や場を計画的に設定する。
- 家庭や地域社会との相互補完に努めながら、環境教育に関わる民間団体、事業者、社会教育施設、行政等の長を生かし、必要に応じて、大学等の研究機関も含め、連携・協働し、環境教育の充実を図る。

福祉教育

1 ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- 福祉教育が学校の教育活動全体を通して組織的・継続的に推進されるよう、学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定した指導計画を作成する。
- 各教科等との関連を大切にしながら指導計画を作成する。
- 人間尊重の精神を基盤として、福祉社会の形成者として必要な資質の基礎を養い、人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、福祉教育のねらいである「福祉の心、福祉の理解、福祉の実践」の調和を図り、実践しようとする意欲と態度の育成に努める。
- 指導に当たっては、福祉は全ての人に関わるものであり、社会的な支援を求める特定の人のためにあるもの、と限定的に捉えることのないように留意をする。

2 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実

- 各教科等の指導においては、福祉教育との関連を明確にし、学習活動の効果的な展開や教材の工夫・開発に努める。
- 総合的な学習(探究)の時間や特別活動との関連を図りながら、社会福祉施設との交流学習やボランティア活動など、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を積極的に推進する。

3 校内研修体制の確立

- 福祉教育が、全教職員の共通理解のもと、意図的・計画的に行われ、福祉教育のねらいが達成されるよう、学校の実態に応じた校内研修体制を確立し、その推進に努める。
- 家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制を構築する。

人権教育

1 「共生の心」を育てる人権教育の推進

- 人権尊重の精神を基盤として、様々な差別や偏見をなくし、異文化や多様性を理解し、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成する。
- 発達の段階に応じて、自分で考え正しく判断し、具体的な人権問題を解決しようとする実践的な態度を育成する。
- 人権に配慮した教室環境及び言語環境の整備、望ましい集団づくり、教職員と児童生徒及び児童生徒同士の好ましい人間関係づくりなど、一人一人の児童生徒の基本的な人権を大切にした学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- 児童生徒に広く豊かな心を育む人権教育を進める中で、多様性と一人一人の個性や能力が等しく尊重され、男女相互の深い理解と信頼の基に、共に明るく生きがいのある社会を築こうとする心情と態度を育成する。

2 人権意識を高めるための指導計画の作成と実施

- 人権及び男女共同参画に関する教育が学校として組織的・系統的に推進されるよう、児童生徒の実態や発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定した全体計画を作成するとともに、その取組の点検・評価に努める。
- 人権についての理解及び人権感覚を十分身に付けさせるために、各教科等との関連を図った指導計画を作成する。
- 学校の教育活動全体を通して、互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にしたい温かい人間関係を育成する指導の充実に努める。(人権教育指導資料『共生の心』を育てる実践事例集第1～3集参照)

3 校内研修体制等の充実

- 教職員自らが人権教育の実践者であるという意識を深め、共生の心や実践的な態度を育成するための学習教材の開発や選定、指導方法の研修に努める。
- 家庭・地域及び異校種間、関係諸機関と連携
- 協力し、学校の内外を通じて多様な学習活動が展開できる体制を整える。

図書館教育

1 学校図書館の機能の充実

- 児童生徒の興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書活動の拠点となる読書センターとしての機能と、学習支援を行う学習センターとしての機能、情報活用能力を育む情報センターとしての機能を果たせるよう、蔵書や資料の整備・充実に努める。
- 児童生徒が主体的に読書活動や学習活動を進められるよう、読書環境の整備・充実に努める。
- 司書教諭及び学校司書を中心に全教職員の協力体制を確立し、読書好きの児童生徒を増やすとともに、学校図書館が校内における児童生徒の「心の居場所」としての役割を果たせるよう努める。
- 「第5次みやぎ子供読書活動推進計画(令和6年4月)」を踏まえ、公立図書館等との連携に努める。

2 年間指導計画の改善と学校図書館の積極的な利活用

- 各学校の教育目標及び各教科等の目標を達成できるよう、学校全体の教育活動との関連を図り、児童生徒の発達の段階を踏まえた年間指導計画を作成する。
- 言語活動の充実に図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校図書館の積極的な利活用に努め、問題解決的な学習や探究的な学習など多様な学習活動を推進する。

3 学校図書館の利用指導と図書指導の充実・強化

- 生涯学習社会における自己教育力の育成の観点から、図書館利用の習慣形成を目指し、児童生徒に学校図書館の利活用の仕方を身に付けさせるとともに、進んで学校図書館を利用し、読書に親しもうとする態度の育成に努める。

4 地域に開かれた学校図書館づくり

- 地域のボランティアの導入等、学校と家庭・地域社会との連携・協力を進め、保護者や地域住民にも開放するなど、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

ふるさと教育

1 ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- 志教育との関連を図りながら、学校教育活動全体を通して、郷土愛、自然愛を育むとともに、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。
- 地域及び幼児や児童生徒の実態、園・学校の教育目標を踏まえて全体計画を作成し、各教科等、園・学校の教育活動全体を通じて、相互の関連を図るよう努める。

2 郷土を愛する心情と態度を育む指導の充実

- 郷土の人々の生活や歴史、先人の業績や伝統を理解させるとともに、郷土の発展に寄与する心情と態度の育成を図る。
- 郷土の自然を愛し、その保全に努め、住みよい生活環境を築こうとする心情と態度の育成を図る。
- 郷土の芸能に親しみ、その保護、伝承、発展に努めるとともに、自らも芸術文化を創造しようとする心情と態度の育成を図る。
- 地震や台風等による災害からの復興を目指す郷土をこれからも大切にしていこうとする心情と態度の育成を図る。
- 「みやぎの先人集『未来への架け橋』(第1集・第2集)」等の積極的な活用に努める。

3 各学校種に応じた教育の推進

〈幼稚園等〉

- 地域の人々との関わりや、地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、身近な地域に対する愛着心を育む。

〈小・中学校〉

- 地域の自然や歴史、文化、社会等を教材とした学習活動を進め、地域への興味・関心を高めるとともに、理解を深め、地域に対する愛情を育み、発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。

〈高等学校〉

- 郷土を歴史と伝承によって築かれた生きがいのある人間生活の場と捉え、自らも「新しいふるさと」を積極的に創造していこうとする態度を養う。

主権者教育

1 主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)

- 将来の社会を担う主権者として必要な基礎的な知識・技能及び態度を段階的・系統的に身に付けられるよう、学習指導要領に基づいた指導を着実に行う。

2 各学校種に応じた主権者教育等の充実 〈幼稚園等〉

- 人やものとの関わりを重視した様々な体験を通して、お使いや買い物に興味を持つこと、身の回りのものを大切にすること、協力することの大切さについて、幼児自らが気付き、考えられるよう指導を工夫する。

〈小・中学校〉

- 児童生徒自らが、各教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりするなど、主体的に社会参画することの意義や価値を発達の段階に応じて身に付けられるよう指導を工夫する。
- 主権者として、納税の義務があることについて理解させるために、関係機関との連携を図り、租税教室等を行うなど工夫しながら指導を進める。
- 社会科や家庭科、技術・家庭科(家庭分野)等の学習を通して、生活する上で必要な基礎的な知識を身に付けられるようにする。
- 消費者の自立の支援などを含めた消費者の保護や、身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害等についての理解が深まるよう、副読本の活用や関係機関との連携を図りながら指導を工夫する。

〈高等学校〉

- 社会の一員としての自覚と、責任ある主権者としての態度を身に付けられるよう、関係機関との連携を図りながら指導を進める。
- 公民科や家庭科等の学習を中心に、消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任、生涯を見通した経済設計、消費者信用などについて、副読本等も活用しながら指導に努める。

〈特別支援学校〉

- 児童生徒の実態に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服し、自立を図るために必要となる学習内容を精選し指導及び必要な支援を行う。

3 教員の研修機会の充実

- 主権者教育等への正しい理解に加え、優れた教材の開発や外部人材の活用・関係機関との連携等、指導の効果を上げるための研修の実施に努める。
- 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえた研修の充実に努める。

へき地・分校教育

1 地域や学校の実態に即した教育活動

- 地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、学校課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。
- 小規模校の特色を生かし、創意ある教育活動を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させて児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- 交流学习、集合学習、体験学習、合同授業等を目的に応じて計画的に行い、社会性や協調性及び発表力や表現力の育成に努める。
- 地域の自然や風土及び文化的行事、人々との触れ合い等を通して地域素材の教材化に努める。
- 体験的な活動を通して、郷土に対する児童生徒の興味・関心を高め、郷土を愛する心を育てる。

2 少人数指導の工夫と改善

- 小規模校の特色を生かし、自ら学び自ら考える力を育成するために、指導内容や指導方法の工夫・改善を図る。
- 少人数学級における学習指導の効果を上げるために、学習内容に応じて合同授業、他校との交流活動、TT、教科担任制等による指導を積極的に導入し、授業の充実に努める。
- 複式学級の指導に当たっては、ICTの活用や、「一人学び」と「共学び」を効果的に取り入れるなど指導の工夫と充実に努める。
- 指導の実践と研究を通して得た資料と記録を累積し、その成果や課題を指導に生かす。

3 地域社会との連携

- 地域の生活様式、風俗、習慣、歴史、伝統文化、学校への期待感を的確に捉えるとともに、地域の教育課題を明らかにし、地域の人々との連携・協調を図りながら、地域に根ざした教育活動の推進に努める。

定時制・通信制教育

1 多様な学習機会の提供

- 勤労青少年が働きながら学習できる夜間定時制、自分の生活スタイルに合わせて学ぶ時間帯を選択できる多部制定時制、年齢や職業、学習履歴にかかわらず自分のペースに合わせて学習を進めることができる通信制のほか、多様な学習機会の提供を図る。

2 生徒の確かな学びを保障する教育課程の編成と指導計画の作成

- 生徒の確かな学びを保障し、多様な個性に応えるために、基礎的・基本的事項を重視するとともに、学校外における学修等の単位認定(全定通併修、実務代替等)、多様な履修形態を含む弾力的な教育課程を編成する。
- 生徒の勤労や生活の状況など、生徒の実態に対応した指導計画を作成する。

3 生徒の多様な個性に対応した指導方法等の工夫・改善

- 体験的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなどして生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、分かりやすい授業を展開して、基礎的・基本的事項の確実な定着を図る。
- 生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるとともに、個別指導やグループ指導など場面に応じて指導形態の工夫を図り、教師間で協力・連携しながら指導を行う。
- コンピュータや情報通信ネットワーク、学校図書館等を積極的に活用し、個々の生徒の主体的な学習活動を促進する。
- 様々な個性や能力、背景を持つ子供について、中学校までの生育歴や学習歴、現在の生活環境等を踏まえ、必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携を図るなど、細やかな対応に努める。

4 地域に開かれた定時制・通信制教育

- 生涯学習の観点を踏まえ、社会人特別選抜の実施、科目履修生の受入などにより、地域社会の多様な学習ニーズに対応した開かれた定時制・通信制教育を目指す。

特別支援教育

1 特別支援教育の理念

- ・ 障害のある幼児児童生徒（以下「子供」という。）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・ 特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級対象の障害だけでなく、発達障害等も含めて、障害のある子供などが在籍する全ての学校及び幼稚園等において全教職員により実施されるものである。
- ・ 特別支援教育は、障害のある子供などへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、インクルーシブ教育システムを構築する上で、我が国の現在及び将来に重要な意味を持つものである。

2 教育課程の編成

〈幼稚園等、小・中学校〉

- ・ 小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成するが、学級の実態や子供の障害の程度等を考慮し、特に必要がある場合は、特別支援学校学習指導要領の小学部・中学部を参考に編成することができる。
- ・ 特別支援教育を行う上で、最も大切になるのが子供の実態把握である。子供一人一人の実態が十分に把握されていなければ、適切な教育課程の編成や指導を行うことはできない。子供一人一人の実態を的確に把握した上で、教育目標を達成するために最も適切な教育課程を編成することが大切である。
- ・ 特に知的障害のある子供の場合、知的障害特別支援学校の学習指導要領で示されている内容を十分に把握し、適切に取り入れることが重要である。
- ・ 幼稚園等、小・中学校の学びの連続性を重視した教育課程の編成に努め、自立と社会参加に向けた教育の充実を図る。

〈高等学校〉

- ・ 高等学校における特別支援教育については、学習指導要領総則「生徒の発達の支援」の中で、障害のある生徒などへの指導として、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」としている点を踏まえた対応が求められる。
指導に当たっては、担任を含む全教職員間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教職員間の連携に努める。
- ・ 高等学校での通級による指導を中心に、障害のある生徒などが、多様な教育的ニーズを有していることを理解し、各学校における支援体制の充実に努める。

〈特別支援学校〉

- ・ 特別支援学校学習指導要領の基本的な考え方を踏まえ、教育課程の編成に際しては、学部段階間の接続を重視し、以下の点に留意する。

〈幼稚部・小学部・中学部〉

- ・ 幼稚部と小学部の接続については、幼稚部と小学部の教師間で子供の成長を共有することを通して、弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。

小学部と中学部の接続に際しては、義務教育の9年間を通じて児童生徒に必要な資質・能力を育む。

〈高等部〉

- ・ 高等部においては、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成する。

3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

〈個別の教育支援計画〉

- ・ 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導では、障害のある子供の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な

側面からの取組を含め、本人及び保護者の積極的な参画により個別の教育支援計画を作成し、これを活用した効果的な支援を進める。

- 合理的配慮については、本人及び保護者と合意形成の上で、配慮内容を個別の教育支援計画に明記する。
- 通常の学級に在籍する障害のある子供などについても、個別の教育支援計画を作成し、積極的に活用することが大切である。
- 活用にあたっては、本人及び保護者の了解の下、関係機関との引継ぎを確実に行うことが必要である。

〈個別の指導計画〉

- 保護者や子供の要望を大切に、子供一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標の設定や指導内容・方法等を適切に設定した計画を作成し、それに基づいた指導を行う。また、保護者等との連携の下、子供の実態把握、学習状況や結果を把握した上で適切な評価を行い、柔軟な指導の改善を図る。
- 学年間だけでなく、転学や進学の際には、学校間、異校種間での引継ぎを確実に行う。

4 学習活動の充実

- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる子供が、各教科等において育成を目指す資質・能力を育むためには、学習の下支えとなる自立活動の充実が必要不可欠である。

自立活動の指導は、時間における指導において、子供の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行う。更に、自立し社会参加する資質を養うため、各教科等と密接な関連を保ちながら、教育活動全体を通じて行うことが大切である。

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためのツールとして、ICTを積極的に活用し、子供が主体的に学習に取り組む態度を育成することが大切である。

そのためには、子供の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、コンピューター等の教材・教具を創意工夫するとともに、校内のICT環境の整備に努め、子供も教員も

いつでも使えるようにしておくことが重要である。

〈小・中学校〉

- 知的障害のある子供の教育において、各教科等を合わせて指導を行う場合は、特別支援学校の教育課程を参考にする。また、知的障害のない障害のある子供の教育においては、障害の状態や特性、発達段階等を考慮し、通常の学級の教科等を行う。
- 総合的な学習の時間や特別活動は、通常の学級の子供と効果的に交流及び共同学習ができる指導の場と捉え、計画的、組織的に実施する。
- 小学校における外国語活動は、児童の障害の状態等に応じて指導内容を精選するとともに、その重点の置き方等を工夫する。
- 通級による指導における指導内容は、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考とし、単なる教科学習を補充するための指導とならないよう留意する。通級指導担当者と在籍学級担任や教科指導担当者等が連携して個別の指導計画を作成し、共通理解を図ることで、通級による指導の効果を通常の学級で発揮できる環境作りを目指すことが大切である。

〈高等学校〉

- 障害のある生徒の指導に際しては、学習環境の整備とともに、障害の特性に応じた教科指導の配慮や工夫が求められる。具体的には、使用教材や指示の仕方、授業に作業的な内容やグループ学習等の要素を取り入れることなどである。こうした配慮や工夫は、教員の授業力向上や生徒の学習意欲増進と学力向上にもつながる。
- 障害のある生徒の指導内容については、社会生活上必要とされるスキルを身に付ける学習や、感情をコントロールする学習、自分自身の認知の特性と適切な対応を学ぶ学習など、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考にし、個々の課題に応じた適切な内容を個別の指導計画に位置付ける。
- 学習評価については、ペーパーテストによるものだけではなく、多様な評価方法を取り

入れることとし、実施に当たっては、障害の状態や特性に合わせて配慮する。

〈特別支援学校〉

- 知的障害のある子供の教育において、各教科等を合わせて指導計画を作成する場合は、個々の子供の実態に即して、実際の生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮する。
- 知的障害のない子供の教育においては、子供の障害の状況や特性等を十分考慮した学習活動を行うが、各教科等を合わせて指導を行うことはできないことに十分留意する。また、評価については、各教科等の内容に照らし、可能な範囲で段階を踏まえた評価に努める。

5 校（園）内体制の整備及び必要な取組

- 各学校及び幼稚園等においては、校（園）長のリーダーシップの下、全校（園）的な支援体制を確立し、障害のある子供などの実態把握や支援方策の検討等を行うため、校（園）内に特別支援教育に関する委員会を設置する。
- 各校（園）の校（園）長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付け、主に、校（園）内委員会、校（園）内研修の企画・運営、関係諸機関・学校（園）との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担わせる。
- 障害のある子供などに適切な対応を行うためには、本人と保護者に寄り添いながら合意形成を図るとともに、周囲の子供やその保護者の理解を図る必要があることから、研修会等を通し、全教職員の理解・認識の向上を図るよう努める。
- 各校（園）で特別支援教育を推進する上では、外部機関との連携が不可欠である。特別支援学校のセンター的機能を活用して、情報を得るほか、子供への対応においては、医療や心理の専門家からアドバイスを受け、医療機関や相談機関と連携を図るよう努める。

〈小・中学校〉

- 特別支援学級担任及び通級による指導の担当者等を弾力的に活用し、必要に応じて、通常の学級に在籍する障害のある子供などへの支援及び配慮を行う。

- 通級による指導の担当者は、対象となる児童生徒が在籍する通常の学級の担任や保護者と常に連携を密にし、指導が効果的に行われるよう工夫改善に努める。

〈特別支援学校〉

- 障害の重度・重複化、多様化に対応し、教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を密にし、障害のある子供一人一人に対し、一貫した指導・支援ができるよう努める。
- これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を充実させるとともに、特に、幼稚園、保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、障害のある子供などのための「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用と実際の具体的支援や指導の助言も含め、その役割を担う。

6 交流及び共同学習、障害者理解等

- 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習は、障害のある子供の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っている。また、障害のない子供にとっても、障害のある子供についての正しい理解を促し、共生社会の形成につながるものである。
- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等においては、交流及び共同学習に関わる双方の子供の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分に検討し、早期から計画的・組織的・継続的に実施するなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進する。
- 特別支援学校に在籍する子供が居住地の小・中学校において交流及び共同学習を行う際は、本人及び保護者の希望を尊重し、学校間の事前の打合せを十分行うなどして互いの理解を深めた上で進める。

7 進路指導

- 障害のある子供が自らの生き方を考え主体的に進路選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教職員間の連携を図りな

がら、教育活動全体を通じ、計画的・組織的な進路指導を行う。その際、宮城県が推進している「志教育」の視点に立ち、将来の自立と社会参加に向け、小・中・高等学校等の発達段階に応じた系統的な指導・支援を進めていく。

また、家庭及び地域や福祉等の関係機関との連携を十分に図る。

8 就学支援

- 障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場についての共通認識も含めて支援を行う。

〈早期からの支援の重要性〉

- 障害のある子供の適切な教育・支援のためには、保護者の障害への戸惑いや不安を十分にくみ取り、子供の将来について話し合うために早期からの相談等の支援が重要である。

〈就学先決定に当たって〉

- 障害のある子供の就学先の決定に当たっては、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえて、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

〈学校関係者に求められること〉

- 就学前からの支援を受け継ぎ、障害のある子供への教育支援に、幅広く関与していく姿勢が求められる。また、全教職員は特別支援教育に関する知識・技能を有していることが求められる。

〈学びの場の柔軟な見直し〉

- 就学時等に決定した学びの場は、子供の発達の状態、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に変更等ができることを共通理解する。

9 教員の専門性の向上

- 障害のある子供や特別な支援を要する子供が通常の学級にも在籍していることから、通

常の学級の担任においても特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるように努める。

- 特別支援学校における教員の資質向上の観点からも、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上は必要であることから、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後の研修及び職場でのOJTを通じた専門性の向上を図る。

幼稚園教育

1 幼稚園及びこども園の教育課題を踏まえた創意に満ちた園経営

- 幼児及び家庭や地域の実態を的確に把握し、幼稚園及びこども園（以下「園」という。）の教育課題を明確にするとともに、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨及び内容を踏まえ、創意ある教育課程の編成と確実な実施に努める。
- 教師の専門的な資質と能力を高める組織的・計画的な研修の充実に努める。

2 発達の特性に応じた教育課程の編成

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、環境を通して行う教育を基本に、幼児期において育みたい資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する。
- 園生活における幼児の発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味・関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画を作成する。
- 保育の内容やねらいの設定に当たっては、幼児の発達の実態を捉えて遊びの展開を見通し、無理なく継続できるように配慮する。
- 行事の設定に当たっては、その教育的価値を十分検討し、幼児の負担にならないよう適切なものを精選する。

3 一人一人の特性に応じた指導の充実

- 教師は、幼児一人一人の理解者、共同作業者等、様々な役割を果たし、幼児の「主体的・対話的で深い学び」につながる活動を展開し、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて適切な援助に努める。
- 全教職員で幼児一人一人を育てるという視点に立ち、チームとしての指導体制や活動形態等の工夫に努める。
- 園生活の中で、幼児に他者への思いやりや善悪の認識等、規範意識や道徳性の芽生えを促すよう指導を工夫したり、自分の気持ちを調整する体験を重ねられるよう指導の充実に図ったりする。

4 小学校教育との円滑な接続

- 就学前の育ちが、小学校以降の生活や学習の基盤となることを踏まえ、幼児期にふさわしい生活を通し、創造的な思考や主体的な生活態度、集団生活の基礎を培うよう努める。
- 幼児期の教育の成果が小学校の学びにつながるよう、より実効性のある保幼小の連携の推進を図る。
- 幼児と児童の効果的な交流に加え、保育者と教師の情報交換や合同研修などを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼児の姿を共有する。実際の指導では、到達すべき目標ではないことや個別に取り出されて指導されるものではないことも十分留意する。
- 子供の発達や学びの連続性を確保できるよう、アプローチカリキュラム等の指導計画の作成・改善に努める。（参考：「宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」）

5 家庭や地域社会、関係機関との連携

- 家庭や地域との連携を一層進める中で、「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成や規範意識及び道徳性の醸成を図るため、「みんなでルルブル！」（宮城県教育委員会作成DVD）を活用するなど、健全な心身の基礎を培うよう努める。
- 特別な配慮を必要とする幼児については、個々の幼児の障害の状態等に応じて、家庭及び関係機関との連携を図り、適切な支援に努める。
- 園内外の事故の未然防止及び緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等を整備するとともにその周知徹底により、安全管理体制の改善に努める。

6 学校評価の推進

- 学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施し、結果の公表に努めるとともに、教育活動の組織的な改善を行い、開かれた園づくりにつなげるようにする。

国語

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し、自分の思いや考えを深める学習の充実が図られることに留意する。
- 児童の発達の段階を見通して、目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう考慮する。

2 学習指導の工夫と改善

- 「話すこと」については、話の内容が明確になるように、構成を考えることを通して、自分の考えを形成すること、「聞くこと」については、話し手が伝えたいことと自分が聞く必要のあることの両面を意識しながら聞き、感想や考えを形成すること、「話し合うこと」については、進行を意識して話し合い、互いの意見や考えなどを関わらせながら、考えをまとめたり広げたりすることが大切である。
- 「書くこと」については、自分の考えを伝えるために、どのような言葉（文末表現や敬体・常体等の文体を含む）を用いるか、語や文及び段落の続き方やつながりをどのように表現するかなどに注意して、記述の仕方の指導を工夫する。
- 「読むこと」については、文章の構造と内容を捉え、精査・解釈したことに基づいて、自分の既存の知識や様々な体験と結び付けて感想を持ったり考えをまとめたりするよう工夫する。
- 全ての領域において、ICTの効果的な活用方法や活用場面等を積極的に考え、実践していくように努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 「内容のまとまりごとの評価規準」を「単元の評価規準」とすることができるが、内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できるように、評価する時間、評価する材料、評価する方法などを精選する。
- 「おおむね満足できる」状況(B)と「努力を要する」状況(C)への手立てを吟味し、児童の学習状況を的確に評価できる方法を工夫し、児童の学習改善や教師の指導改善につなげる。
- ペーパーテストの結果にとどまらず、多様な活動に取り組みさせるパフォーマンス評価などを取り入れ、多面的・多角的な評価を行う。

社会

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、問題解決への見通しを持つこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り、学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実が図られるよう留意する。
- 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫し、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成する。

2 学習指導の工夫と改善

- 地域の実態を生かし、児童が興味・関心を持って学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図る。
- 多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視する。
- 学校図書館や公共図書館、ICTなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにする。また、全ての学年で地図帳を活用する。
- 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財等についての調査活動を取り入れる。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元の学習を組み立てるために作成する「内容のまとまりごとの評価規準」の内容を基に、小単元や授業ごとに評価規準を細分化して、毎時間の指導と評価を具体化する。
- 授業者が、ねらいや活動と関連させて、どの時間にどの観点でどのような方法で学習状況を見取るのかを設定する。その際、「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を意識する。
- 「おおむね満足できる」状況(B)と「努力を要する」状況(C)への手立てを吟味し、児童の学習状況を的確に評価できる方法を工夫し、児童の学習改善や教師の指導改善につなげる。

算 数

1 系統性、発展性を踏まえた指導計画の作成と実施

- 小・中・高等学校の目標を踏まえ、地域や学校の実態及び児童の発達の段階や特性を考慮し、系統的、発展的な指導が行われるよう指導計画を作成する。その際には、指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成できるようにする。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着と学年間の指導内容を円滑に接続させるため、適宜問題練習の機会を設けるとともに、適切な反復による学習指導を進める。
- 実生活における事象との関連を重視するとともに、領域間の指導の関連を図るようにする。
- プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を、児童の負担を考慮しつつ適切に位置付ける。

2 「主体的・対話的で深い学び」を促す学習指導

- 意欲を高める学習課題を設定し、提示の仕方を工夫するとともに、数学的活動を通じた指導によって、数量や図形の意味を確実に捉え、算数を学ぶことの楽しさや有用性を実感できるようにする。
- 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を充実させる。
- 児童一人一人の力を伸ばすために、ねらいに応じて学習形態を工夫したり、補充的な学習や発展的な学習を適切に取り入れたりする。
- 抽象的・形式的な概念や原理を理解させたり数量や図形についての感覚を豊かにしたりするために、ICTを積極的に活用する。
- 問題解決の流れにおいて、ICTを取り入れる場面を適宜設けて、効果的な活用を図る。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 観点別学習状況の評価の観点、時期、方法を吟味し、評価規準を基に効果的・効率的な評価が行えるようにする。
- 「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を整理し、計画的に行えるようにする。
- ねらいに即した振り返りを設定し、学習の成果を的確に捉え、指導の改善と個に応じた指導の充実を図る。

理 科

1 直接体験の充実を図り、問題解決の力と自然を愛する心情を育てる指導計画の作成

- 自然の事物・現象についての問題を科学的に解決する問題解決の力と、自然を愛する心情を育てるために直接体験の充実を図り、各学校の実態に即し、小・中・高等学校を通じた系統性を踏まえた指導計画を作成する。
- 理科を学ぶ意義や有用性に対する意識を高めるために、学んだことを日常生活との関わりの中で捉え直したり、他教科との関連を図ったり身近な地域の事物・現象を教材化して活用したりする。

2 問題解決の活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る学習指導

- 児童の発想を大切にし、児童が自ら問題を見だし、見通しを持ってその解決を図らせることにより、主体的に問題を解決することの喜びを感じさせる。
- 問題の設定や検証計画の立案、結果の処理や考察の場面では、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基に話し合ったりする中で、自分の考えの妥当性を高めていくような学習を大切にする。
- 観察、実験において問題を見だし、予想や方法を考えたり、説明したり、科学的な言葉や概念を使って考察を深めたりするなどの問題解決の過程を重視することによって、言語活動を充実させる。
- 観察、実験に当たっては、児童の実態を踏まえて、全員が器具等の操作に関わることができるよう計画し、基礎的・基本的な技能を一人一人が確実に身に付けられるように努める。
- 学習の一層の充実を図るため、ICTを活用する場面を適切に設定し、効果的に活用する。
- 児童の安全に十分留意し、事故を未然に防止するために予備実験を行うとともに、薬品等の管理を含めた学習環境の整備・充実に努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元や単位時間の具体的な到達目標を設定し、達成状況を的確に把握し、指導方法の改善に役立てる。
- 児童全員の学習状況を記録に残す場面を精選し、「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を意識した指導と評価の計画を作成する。特に、観察、実験の計画や記録、取組の様子などを評価するために、いつ、どのような方法で評価し記録を取るのかについて、計画を作成する。

生活

1 特色ある指導計画の作成と実施

- 年間や単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向け、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れることに留意する。
- 児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定することに留意する。
- 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮する。

2 自立への基礎を養う学習指導

- 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫する。
- 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにする。
- 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うことに留意する。
- 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにする。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元などの内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実施状況を適切に把握するために具体的な児童の姿として捉えた評価規準を設定する。
- 単元を通して、評価の観点や場面を偏りなく位置付けるとともに、多様な評価方法を工夫し、児童の学習改善や教師の指導改善につなげる。

音楽

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図る。
- 各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

2 学習指導の工夫と改善

- 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言語によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付ける。
- 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、ICTを効果的に活用した指導を工夫する。
- 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるように配慮する。
- 表現したり鑑賞したりする多くの曲には創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識を持てるようにする。
- 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 表現と鑑賞の関連を図りながら、低・中・高学年の目標に準拠した題材ごとの評価規準を作成した上で授業を行い、その結果を児童の学習改善や教師の指導改善につなげる。

図画工作

1 表現と鑑賞の相互関連を図った指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図る。
- [共通事項]は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、表現及び鑑賞の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。
- 工作に表すことの内容に相当する授業時数が絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおよそ等しくなるように指導計画を立てる。

2 児童の思いを大切にしたい学習指導の工夫と改善

- 各学年の表現の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が表現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。
- 各学年の表現及び鑑賞の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、[共通事項]に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言語で整理するなどの言語活動を充実させる。
- 一つの題材において、造形活動と鑑賞活動が往還するような学習過程を設定し、児童が表現したいことを、自身で味わったり、友人と交流したりすることにより、表現が深まったり、広がったりするように配慮する。
- 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。
- 学習のねらいに応じて、表現や鑑賞の学習過程における効果的なICTの活用を努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 児童一人一人を共感的に理解し、それぞれのよさを生かすための評価の方法を工夫する。
- 具体的な評価規準を設定するとともに、評価計画を指導計画に位置付けるなど、指導に生かす評価の充実を図る。

家庭

1 創意ある指導計画の作成と実施

- 2学年間を見通した内容相互の関連を図るとともに中学校の内容との系統性を踏まえながら、配列や重点の置き方を工夫する。
- 「B衣食住の生活」の(2)、(5)については、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、学習が無理なく効果的に進められるようにするために2学年間にわたって扱う。「A家族・家庭生活」の(4)については、A(2)又は(3)BCで学習した内容との関連を図り、2学年で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。
- 地域や家庭、学校、児童の実態、季節との関連や他教科等との関連を考慮し、実践を通して指導計画の改善を図る。

2 学習指導の工夫と改善

- 衣食住など生活の中での様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。
- コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。
- 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実させる。
- 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全・衛生に留意する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 題材の評価規準は、「内容のまとめりとごとの評価規準」から題材において指導する項目及び指導事項に係る部分を抜き出し、評価の観点ごとに具体化、整理・統合するなどして作成する。
- 授業においては、無理なく適切な評価が行える場面を検討し、題材を通してバランスよく行った観点別評価の総括を確実に行う。
- 学習意欲を高める自己評価や相互評価を学習過程に位置付け、活用の仕方を工夫する。

体 育

1 運動の取り上げ方の弾力化を図った指導計画の作成と実施

- 体育・健康に関する指導に当たっては、学校教育活動全体との関連を十分考慮する。
- 学校や地域の実態及び児童の心身の発達の段階、幼稚園・保育園や中学校との関連等を考慮し、6年間を見通した目標や内容を定め、調和のとれた指導計画を作成する。
- 運動領域については、低・中・高学年をそれぞれ一つの単位として、運動の取り上げ方の一層の弾力化を図るとともに、一部の領域に指導が偏ることのないよう時数を配当する。
- 保健領域については、内容のまとまりを通して効果的な学習が行われるよう、学習時間を継続的、集中的に設定するよう努める。
- 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 運動領域と保健領域との密接な関連を持たせた指導になるよう配慮し、児童が生涯にわたり健康で活力のある生活を送るための運動習慣を身に付けることができるよう努める。

2 心と体を一体として捉えた学習指導

【運動領域】

- 個々の児童の運動経験や技能の習熟度などに応じた指導や、児童自らが運動や健康についての課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫する。
- コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意し、他者に伝える力を養う。

【保健領域】

- 運動、食事、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮する。
- 健康に関心を持てるようにし、身近な生活における健康課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫し、具体的な評価規準を設定するとともに、評価計画を指導計画に位置付ける。
- 一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が指導のねらいに応じて児童の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かす。



外国語活動

1 ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。
- 三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて、英語の音声や表現等の知識を活用する素地を育む学習の充実を図る。
- 指導計画は、学級担任又は外国語活動担当の教員が作成する。
- 授業に当たっては、学級担任が中心となって学級経営を生かした指導・支援を行うとともに、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域の人材の他、ICT機器の効果的な活用を図るよう努める。
- 小・中・高等学校等を通じた領域別の目標を設定し、高学年や中学校における指導との円滑な接続に留意する。

2 言語活動を重視した学習指導の工夫

- 日常生活と関連するものを扱うなど、児童にとって身近で具体的な題材を取り上げる。
- 児童がコミュニケーションの目的や場面、状況等に応じて、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら言語活動に取り組めるよう、児童や地域の実態に応じた体験的な言語活動を設定する。
- 体験的な言語活動は、児童が目的意識や相手意識を持って英語を聞いたり話したりしながら自己理解・他者理解を深めたり、簡単な語句や基本的な表現を用いた外国語によるコミュニケーションの楽しさを実感したりできるものとなるよう工夫する。

3 評価の観点に沿った学習状況の記録

- 児童が自らの学びを振り返り、意欲と見通しを持って次の学習に向かうことができるよう、各単位時間の最後には振り返りの時間を確保する。
- 学習の振り返りが形骸化することのないように、児童に示す振り返りの観点は言語活動に応じた具体的なものとし、単元または単位時間毎に示す。
- 評価の観点に照らして、児童の学習状況の顕著な事項についてその特徴を記入するなど、児童にどのような力が付いたかを簡潔な文章で端的に記録する。

外国語

1 ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。
- 五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて、英語の音声や表現等の知識を活用する基礎的な力を育む学習の充実を図る。
- 小・中・高等学校等を通じた領域別の目標を設定し、中学年や中学校における指導との円滑な接続に留意する。

2 言語活動を重視した学習指導の工夫

- 児童がコミュニケーションの目的や場面、状況等を意識し、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら言語活動に取り組めるよう、児童や地域の実態に応じた具体的な課題を設定する。
- 言語活動においては、中間指導を行うことで適宜フィードバックを行い、児童が言語材料の使用場面に応じて必要な表現を取捨選択するなど、自分の英語表現等を自己調整する場面を設ける。
- 自己調整の場面では、学習者用デジタル教科書や1人1台端末の録音・録画機能等、ICT機器の十分な活用を図る。
- 複数の児童の必要感に同時に応えることのできる1人1台端末等のICTの活用と、人ならではの指導・支援ができるALTの授業への参画について理解を深め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の視点から、指導の在り方を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 児童が自らの学びを振り返り、意欲と見通しを持って次の学習に向かうことができるよう、各単位時間の最後には振り返りの時間を確保する。
- 学習の振り返りが形骸化することのないように、児童に示す振り返りの観点は言語活動に応じた具体的なものとし、単元または単位時間毎に示す。
- 適切に評価できるように、「おおむね満足できる」状況(B)の姿を、上記の振り返りの観点と関連させながら具体的にイメージしておく。
- パフォーマンステストにあたっては、ALTの参画に加え、1人1台端末の録画機能等の利用や、クラウド上での提出・評価など、ICT機器の積極的な活用を図る。

各教科等の重点〈中学校〉

国 語

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し、自分の思いや考えを深める学習の充実が図られることに留意する。
- 生徒の実態を踏まえ、目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう考慮する。

2 学習指導の工夫と改善

- 「話すこと」については、自分の立場や考えが明確になるように話の構成を考えることを通して、自分の考えを形成すること、「聞くこと」については、話の展開に注意しながら内容を聞き取り、互いの考えを比較したり、聞き取った内容や表現の仕方を評価したりして、自分の考えを形成すること、「話し合うこと」については、話し合いを効果的に進め、互いの発言を踏まえて、考えをまとめたり広げたり深めたりすることが大切である。
- 「書くこと」については、自分の考えを伝えるために、根拠の適切さを考えて説明や具体例を加えたり、表現の仕方やその効果を考えて描写したりするなど記述の仕方の指導を工夫する。
- 「読むこと」については、文章の構造と内容を捉え、精査・解釈したことに基づいて、自分の既存の知識や様々な体験と結び付けて考えをまとめたり広げたり深めたりするよう工夫する。
- 全ての領域において、ICTの効果的な活用方法や活用場面等を積極的に考え、実践していくように努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 「内容のまとまりごとの評価規準」を「単元の評価規準」とすることができるが、内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できるように、評価する時間、評価する材料、評価する方法などを精選する。
- 「おおむね満足できる」状況(B)と「努力を要する」状況(C)への手立てを吟味し、生徒の学習状況を的確に評価できる方法を工夫し、生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。
- ペーパーテストの結果にとどまらず、多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価などを取り入れ、多面的・多角的な評価を行う。

社 会

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実が図られるよう留意する。
- 小学校の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする。

2 学習指導の工夫と改善

- 考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど、言語活動に関わる学習を一層重視する。
- 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用する。
- 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図る。
- 各分野の指導においては、生徒の発達の段階を考慮して、社会的事象について多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉えて、公正に判断したりすることができるよう配慮する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元の学習を組み立てるために作成する「内容のまとまりごとの評価規準」の内容を基に、小単元や授業ごとに評価規準を細分化して、毎時間の指導と評価を具体化する。
- 単元の学習過程で各観点の評価を生徒にフィードバックし、必要があれば教師が指導、支援する「学習改善につなげる評価」を行い、生徒が学習状況の改善を図る機会を持った上で「評定に用いる評価」を行う単元の評価計画を作成する。
- 「おおむね満足できる」状況(B)と「努力を要する」状況(C)への手立てを吟味し、生徒の学習状況を的確に評価できる方法を工夫し、生徒の学習改善や教師の指導改善を図る。

数 学

1 系統性、発展性を踏まえた指導計画の作成と実施

- 小・中・高等学校の目標を踏まえ、地域や学校の実態及び生徒の発達段階や特性を考慮し、系統的、発展的な指導が行われるよう指導計画を作成する。その際には、指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成できるようにする。
- 生徒の理解をより確かなものにするために、小学校の学習内容を基に、学び直しの機会を適切に位置付ける。
- 実生活における事象との関連を図るよう工夫する。

2 「主体的・対話的で深い学び」を促す学習指導

- 意欲を高める学習課題を設定し、提示の仕方を工夫するとともに、数学的活動をより一層充実させることによって、数学を学ぶ意義や有用性などを実感できるようにする。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて論理的に考察したり、自分の考えを説明したり、伝え合ったりする学習活動を充実させる。
- 生徒一人一人の力を伸ばすために、ねらいに応じて学習形態を工夫したり、補充的な学習や発展的な学習を適切に取り入れたりする。
- ICTを活用し、生徒が自分で考え、操作（試行錯誤）する主体的な探究活動を大切にする。
- 問題解決の流れにおいて、考えを共有したり、練り合ったりする場面などで、ICTの効果的な活用を図る。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 観点別学習状況の評価の観点、時期、方法を吟味し、評価規準を基に効果的・効率的な評価が行えるようにする。
- 「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を整理し、計画的に行えるようにする。
- ねらいに即した振り返りを設定し、学習の成果を的確に捉え、指導の改善と個に応じた指導の充実を図る。

理 科

1 日常生活や他教科との関連を図り、直接体験を重視した指導計画の作成と実施

- 自然の事象を科学的に探究する力と態度を育てることを目指し、各分野・各単元の学習内容と日常生活や他教科との関連を図るとともに、小・中・高等学校を通じた系統性を踏まえた指導計画を作成する。
- 学習内容と関連付けたものづくりや地域の環境を生かした野外活動などの直接体験を重視した年間指導計画を作成し、自然に対する興味・関心を高める指導に努める。

2 探究の学習過程を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る学習指導

- 日常生活と関連付けて科学的に考える態度や自然の事物・現象の調べ方を身に付け、自然を総合的に見ることができるようになる。
- 理科の見方・考え方を働かせ、問題を見だし、見通しを持って観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習活動を重視する。
- 観察、実験などの直接体験を重視するとともに、自分の考察を振り返ったり、他者の考察を協働で検討して改善したりする言語活動を意図的に設定する。
- 学習形態を工夫し、生徒一人一人を大切にしたい指導の在り方に配慮しながら、観察、実験を支援する。
- 観察や実験の代替としてではなく、学習の一層の充実を図るため、ICTを活用する場面を適切に設定し、効果的に活用する。
- 観察、実験、野外観察における事故防止に努めるとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるように配慮する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元や内容のまとまりごとの評価規準と評価計画を具体化し、評価資料の意図的・計画的な累積に努め、達成状況を的確に把握し、指導改善に生かす。
- 単元の中に「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を計画的に位置付け、見取りや指導の手立てを見直す。

音楽

1 指導計画の作成と実施

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図る。
- ・ 各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるようにする。
- ・ 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」について、指導のねらいに応じて適切に選択したり、関連付けたりして指導が行われるようにする。

2 学習指導の工夫と改善

- ・ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。
- ・ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、ICTを効果的に活用した指導を工夫する。
- ・ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを認識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮する。
- ・ 自己や他者の著作物及びそれらの作者の創造性を尊重する態度の形成を図る。
- ・ 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜口唱歌を用いて指導する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- ・ 表現と鑑賞の関連を図りながら、各学年の目標に準拠した評価規準を作成した上で授業を行い、その結果を生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。
- ・ ペアやグループ、個人での発表、練習時や創作の様子など、評価の場面や方法を工夫するとともに、生徒の学習意欲を促し次の学習に生かすための自己評価や相互評価を効果的に行うようにする。

美術

1 調和のとれた指導計画の作成と実施

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。
- ・ 「A表現」及び「B鑑賞」の関連を図り、表現及び鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ・ 表現及び鑑賞の各活動に〔共通事項〕を適切に位置付け、指導計画を作成する。

2 主体的に取り組む授業の創造

- ・ 表現の学習では、生徒の実態に応じた多様な題材を一層柔軟に工夫し、創造的に表現できるようにする。
- ・ 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至るまでの過程を通して、自分のよさを発見し自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう努める。
- ・ 生徒の主体的な活動を促し、学習に取り組む態度を高めながら、発想や構想と技能に関する資質・能力を育てる。
- ・ 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 鑑賞の学習では、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識を持って批評し合ったりするなど、言語活動の充実を図る。
- ・ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- ・ 題材のねらいに応じ、ICTを活用する学習活動と実物を直接感じ取らせる学習活動とを吟味し、効果的な指導方法を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- ・ 完成した作品の評価だけでなく、学習過程における生徒の姿や活動内容についても評価を行う。
- ・ 生徒一人一人のよさを生かす評価の方法を工夫し、日常の学習指導に生かせるよう指導と評価の一体化を図る。
- ・ 主体的な活動を促すために、自己評価や相互評価を工夫する。

保健体育

1 3年間を見通した指導計画の作成と実施

- 体育・健康に関する指導に当たっては、学校教育活動全体との関連を十分考慮する。
- 学校や地域の実態、生徒の心身の発達の段階、小学校や高等学校との関連等を考慮して、3年間を見通した目標や内容を定め、調和の取れた指導計画を作成する。
- 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 体育分野と保健分野の学習の関連や調和を図りながら、時数を配当し、生徒が生涯にわたり健康で活力のある生活を送るための運動習慣を身に付けることができるよう努める。

2 心と体を一体として捉えた学習指導

【体育分野】

- 体力や技能の習熟度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意する。
- 筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などの言語活動を重視し、コミュニケーション能力や論理的な思考力、判断力、表現力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図る。

【保健分野】

- 知識に偏ることなく、資質・能力の三つの柱をバランスよく育むことができるよう、実験や実習等を取り入れるなどの学習過程を工夫する。
- 個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力、判断力、表現力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図る。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して具体的な評価規準を設定するとともに、評価計画を指導計画に位置付ける。
- 学習の成立を促すための評価という視点を一層重視して、教師が指導のねらいに応じて生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善を生かす。

技術・家庭

1 3年間を見通した指導計画の作成と実施

- 小学校における学習内容を踏まえるとともに高等学校における学習を見据え、他教科との関連を明確にして系統的・発展的に指導できるようにする。
- 家庭分野の「A家族・家庭生活」の(4)「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、三項目のうち一つ以上を選択し、履修させる。
- 生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る。

2 学習指導の工夫と改善

- 知識及び技能を活用して生活における課題を解決する能力を育む観点から、言葉や図表及び概念などを使用して考えたり、説明したりするなどの学習活動を工夫する。
- コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実させる。
- 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るなど工夫する。
- 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 題材の目標を明確にし、関係する項目に対応した複数の「評価規準に盛り込むべき事項」を統合して設定するなど、実際の指導に対応した評価規準を設定し、学習指導の改善に生かす。
- 学習意欲を高める自己評価や相互評価を学習過程に効果的に位置付け、実施することによって、目標を明確にし、生活を工夫し創造する資質・能力を育成する。

外国語

1 指導計画の作成と実施

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現の視点から、日々の授業改善を図る。
- 全国学力・学習状況調査等の調査結果を分析して自校の課題を把握し、その解決につなげることを意識して指導計画を作成する。
- 小・中・高等学校等を通じた領域別の目標を設定し、小学校や高等学校の各段階における指導との円滑な接続に留意する。

2 言語活動を重視した学習指導の充実

- 生徒がコミュニケーションの目的や場面、状況等を意識し、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら言語活動に取り組めるよう、生徒や地域の実態に応じた具体的な課題を設定する。
- 五つの領域別の目標の達成に向け、教室での言語活動が外国語による実際のコミュニケーションの場となるように課題設定を工夫する。
- 小学校外国語の題材や音声教材等を提示・活用することで生徒の意欲を喚起し、表現や語彙等を発展的に活用させる。
- 言語活動においては、中間指導を行うことで適宜フィードバックを行い、生徒が言語材料の使用場面に応じて必要な表現を取捨選択するなど、自分の英語表現等を自己調整する場面を設ける。
- 自己調整の場面では、学習者用デジタル教科書や1人1台端末の録音・録画機能等、ICT機器の十分な活用を図る。
- 複数の生徒の必要感に同時に応えることのできる1人1台端末等のICTの活用と、人ならではの指導・支援ができるALTの授業への参画について理解を深め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の視点から、指導の在り方を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 生徒が自らの学びを振り返り、意欲と見通しを持って次の学習に向かうことができるよう、CAN-DOリスト形式の学習到達目標を生徒と共有する。
- 適切に評価できるように、「おおむね満足できる」状況(B)の姿を、上記の振り返りの観点と関連させながら具体的にイメージしておく。
- パフォーマンステストにあたっては、ALTの参画に加え、1人1台端末の録画機能等の利用や、クラウド上での提出・評価など、ICT機器の積極的な活用を図る。



各教科等の重点<小・中学校共通>

道徳科

1 道徳科の指導の基本方針

- 答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実現を授業改善の視点とした授業づくりを行う。
- 児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる一定の道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考え方を深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく授業を工夫する。そのためにも、教師が道徳的価値について十分に理解し、明確な指導の意図を持って授業を行う。
- 教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考え方を、伸び伸びと表現できる学級づくりを基盤とする。
- 児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど多様な指導方法を工夫する。

2 指導の効果を高めるための指導計画の工夫

- 内容項目の全体構成及び相互の関連性や発展性を考慮して、計画的・発展的な指導を工夫する。
- 重点的に指導しようとする内容項目の指導時間数を増やし、一定の期間において繰り返し取り上げる、何回かに分けて指導するなど配列を工夫する。
- 年間指導計画は、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、道徳性を養う上で、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年などによる検討を経て校長の了解を得る。
- 授業の評価に基づき、全教師の共通理解を図りながら、年間指導計画の評価と改善を行う。

3 道徳科の特質を生かした学習指導の工夫

- 児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり、書いたりするなど、言語活動を充実する。
- 児童生徒の情報機器活用の実態や発達の段階等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実する。
- いじめの問題も含め、現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努める。
- 道徳科の目標に示されている学習活動に着目し、より効果的に行われるようにするための手段として ICT を活用する。
- 道徳科の授業の公開や地域教材の活用等、家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。
- 地域教材として「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集）」等を活用する。

4 成長を認め、励ます評価の工夫

- 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。ただし、数値などによる評価は行わない。
- 児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として見取り、記述式で行う。
- 学習評価の妥当性や信頼性等を高められるよう、学校として評価のための資料や評価方法を明確にしたり、評価結果について教師間で検討し共通理解を図ったりするなど、組織的・計画的な評価に取り組む。
- 発達障害等の児童生徒が抱える困難さの状況等を踏まえ、指導及び評価上の配慮を行う。

総合的な学習の時間

1 総合的な学習の時間の趣旨とねらい

- グローバル化や情報化等の社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するため、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を各学校の創意工夫を生かして展開する。
- 「探究的な見方・考え方」を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
- 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが総合的に働くようにする。

2 創意工夫ある教育活動の推進

- 学校や地域、児童生徒の実態を踏まえ、学習環境の整備に努めるとともに、学校の実態に応じて創意工夫を生かした教育活動を行う。
- 児童生徒の課題意識や興味・関心を基に学習テーマや学習方法を選択・設定し、学習成果の発表形態を工夫する中で、児童生徒が主体的に取り組むことができるように努める。

3 指導計画の見直しと実施

- 総合的な学習の時間の目標と各学校における教育目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。
- 各学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価計画などを示す全体計画を作成する。
- 内容の設定に際しては、目標を実現するにふさわしい探究課題とその解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を定める。
- 全体計画を踏まえ、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するか等を示す年間指導計画を作成する。また、探究的な学習活動のまとめりとして、単元計画を作成する。
- 学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制及び実施状況について、点検・評価する。

4 他教科等との関連を図った指導

- 他教科等の学習内容との関連を図り、他教科等で身に付けた力を総合的な学習の時間の中で発揮させるとともに、総合的な学習の時間で身に付けた力を他教科等の学習に生かすことができるようにする。

5 学習を展開するに当たっての配慮

- 課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、ICTを活用して情報を収集・整理・発信する学習活動が行われるよう努める。
- 学習指導に当たっては、広い視野に立ち、地域の教育力を取り入れながら、養護教諭や栄養教諭などを含めた全教職員が一体となって取り組むよう配慮する。
- 地域連携担当が中心となり、学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫する。
- 小学校において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に位置付くようにする。

6 児童生徒の活動をよりよく改善する評価の工夫

- 「内容のまとめり」を基に、単元全体を見通して、単元の目標を作成する。また、「内容のまとめりごとの評価規準」を基に、具体的な学習活動から目指すべき学習状況として児童生徒の姿を想定し、単元の評価規準を作成する。
- 評価の観点については、各学校が設定することとなっているが、資質・能力の三つの柱で整理した学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行う。
- 児童生徒が自ら課題解決に向けて具体的な学習活動を展開し、探究したことや学んだことなどを振り返ることができる自己評価を工夫する。また、その後も自らの課題にどう関わっていくかなどを考え、活動全体を振り返り、自己の生き方を深く見つめることができる評価を工夫する。
- ワークシートや作文、教師の観察、児童生徒の自己評価や相互評価等、様々な方法で、児童生徒のよい点、好ましい変容、学習に対する意欲や態度などを総合的に評価するよう努める。
- 数値で評価することはせず、各学校で設定した評価の観点に基づいて文章で端的に記述する。

特別活動

1 特別活動の特質と視点

「集団活動」と「実践的な活動」という特別活動の特質を踏まえ、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」を視点として、学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにする。

- 「人間関係形成」：集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点
- 「社会参画」：よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点
- 「自己実現」：集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとするという視点

2 創意工夫ある指導計画の作成と実施

- 児童生徒、学級や学校、地域の実態を考慮し、学校の創意工夫を生かすとともに、各内容相互及び他教科等、生徒指導、その他の活動との関連を図った全体計画を作成する。
- 地域の特色、学級や学校、児童生徒の実態等、これまでの実施の経験や反省などを生かした創意工夫ある指導計画を作成する。
- 各内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的活動が助長されるようにする。

3 自主的、実践的な活動の充実

特別活動全体を通して、自治的能力や集団や社会へ積極的に参画する力を育てることを重視する。そのために、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合っって合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりするよう促す。各活動におけるポイントは次のとおりである。

(1) 学級活動

- 学級や学校の生活上の諸問題を解決するための話し合い活動の充実に図り、協力して実践する自発的、自治的活動を通して、自治的能力を育成する。
- 児童生徒が直面する課題の解決に向けての話し合い活動の充実に図り、努力目標の自己決

定と自主的、実践的活動を促して、自己指導能力を育成する。

- 志教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。その際、キャリアパスポートを作成して次の学年や学校につなげていく。
- (2) 児童会・生徒会活動
- 教師の適切な指導助言の下、児童生徒の発想、思いや願いを尊重しながら自発的、自治的活動を促す。
 - 体験活動や異年齢集団による活動の一層の充実に図る。
 - 生徒会活動においては、ボランティア活動等の社会参画を重視する。
- (3) クラブ活動(小学校)
- 学校や地域の実態を考慮し、児童の興味・関心を踏まえて計画し実施する。
 - 児童が興味・関心を追求しながらクラブ活動のねらいを達成できるように、適切な時数を確保し、計画的、継続的に実施する。
- (4) 学校行事
- 各活動のねらいを明確にするとともに、内容や方法について、各教科等やその他の活動との関連を踏まえ、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うように努める。

4 一人一人を生かす評価の工夫

- 児童生徒一人一人のよさや可能性を学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に評価する。
- 学級担任や当該学年の教師はもとより、教師の共通理解と連携を十分に図って適切に評価できるようにする。
- 自己の活動を振り返る活動を重視し、児童生徒の自己評価能力を高めるとともに、個と集団の質の向上を図る。
- 児童生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題を持てるようにするために、活動の結果だけでなく、活動の過程における努力や意欲などを積極的に認め、一人一人のよさを多面的・総合的に評価する。

国語

1 言語の教育としての立場を明確にした指導計画の作成と実施

- 言語の教育という立場を重視し、国語に対する関心を高め、豊かな言語感覚を養い、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う力を高めるとともに、社会人として必要とされる国語の能力の基礎を確実に育成する。
- 生徒が自ら学び自ら考える力など、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育成する観点を踏まえ、国語科の目標に即した適切な年間の指導と評価の計画を作成する。
- 指導事項「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」等に即した単元目標のもと、生徒にどのような資質・能力を身に付けるかを明確にした指導計画を立てるとともに、小・中学校、義務教育学校との関連を図りながら、生徒の特性に応じた指導ができるよう、指導内容及び教材を精選する。

2 言語活動の充実と身に付けさせたい力の育成に資する指導方法の充実

- 各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けさせるために、指導内容や教材を精選し、単元目標に位置付けた言語能力を育成するにふさわしい一連の言語活動を、学習過程に適切に配置する。
- 生徒が主体的に自らの課題を見付け、それを調べ解決し表現できるような授業展開を工夫する。
- 読書指導の重要性に鑑み、司書教諭や学校司書と連携を図りながら、図書館を利用した学習を取り入れる。その際、情報の検索や活用、レポートのまとめ方等に適切に対応できるようにし、ICTも取り入れながら生徒の情報活用能力を育む学習支援ができるよう努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 授業における生徒一人一人を積極的に評価するため、学習指導要領に基づいて評価規準を定め、事前に十分生徒に周知するとともに、指導の過程を適切に評価し授業改善に役立てる。
- 生徒一人一人の実現状況について、観点別学習状況の評価により、多面的・総合的に評価する。

地理歴史

1 教科・科目の教育目標等に応じた指導計画の作成と実施

- 地理歴史科の目標を踏まえ、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力の育成を目指す適切な指導計画を作成する。
- 地理歴史科各科目の目標を的確におさえて、各学校の教育目標及び実態に応じた指導に努める。

2 基礎的・基本的な知識・技能の活用による思考力・判断力・表現力の育成及びよりよい社会の形成に必要な資質や能力を育成する指導方法の工夫

- 地域や生徒の実態を踏まえ、指導内容を精選するとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着とその活用を通して、思考力・判断力・表現力の育成を図る学習活動を重視し、地理的・歴史的思考力の育成を図る。
- グローバル化の進展に対応して、多様な伝統や文化、宗教について理解を図るとともに、我が国の国土と歴史について理解を深め、国際社会で日本人としての自覚を持って主体的に生きる態度の育成に努める。
- 綿密な計画と適切な配慮の下に、地域調査や博物館等の利用などの作業的・体験的な学習や、主体的・対話的な学習の積極的な導入・ICTの活用を図り、生徒が情報を適切に選択・活用し、他と協働しながら諸事象を多面的・多角的に考察し公正に判断できる力の育成を図る。
- 実生活に結び付いた学習などにより、生徒に学習の意義を実感させるとともに、よりよい社会の形成に必要な資質・能力の育成を図る。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導要領が目指す学力観に立ち、形成的評価を重視し、指導と評価の一体化を図る。
- 令和3年度までの入学生は評価の4観点(「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」)の評価規準を、令和4年度以降入学生は評価の3観点(「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」)の評価規準を適切に定め、生徒を多面的・総合的に評価する。

公民

1 現代の社会や人間の生き方について学習効果を高める指導計画の作成と実施

- 公民科の目標を踏まえ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成する適切な指導計画を作成する。
- 公民科各科目の目標を的確におさえて、各学校の教育目標及び実態に応じた指導に努める。

2 基礎的・基本的な知識・技能の活用による思考力・判断力・表現力の育成及びよりよい社会の形成に必要な資質や能力を育成する指導方法の工夫

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、身近な社会事象に関する課題について探究し他者と協働しながらよりよい解決策を考えるなど、現実の社会との関わりを意識した実践的な学習を積極的に取り入れ、学習の意義を実感できるよう指導方法や学習活動を工夫する。
- 社会事象に対する客観的で公正な見方や考え方を深めるとともに、自己の在り方、生き方に関わって主体的に考察できるよう指導を工夫する。
- 日本人としての自覚を持って国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、よりよい社会づくりに主体的に参画していく資質や能力を育成するよう指導を工夫する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導要領が目指す学力観に立ち、形成的評価を重視し、指導と評価の一体化を図る。
- 令和3年度までの入学生は評価の4観点（「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」）の評価規準を、令和4年度以降入学生は評価の3観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）の評価規準を適切に定め生徒を多面的・総合的に評価する。

数学

1 学校の実態を踏まえた教育課程の編成

- 各科目の目標、内容、生徒の実態等を踏まえ、適切な教育課程を編成する。
- 各科目の内容相互の関連に留意し、系統的な指導が行われるよう配慮する。
- 発展的な内容に関する取組あるいは義務教育段階の内容に対する学び直しのための取組を工夫する。

2 数学的活動を一層充実させた指導計画の作成と実践

- 数学的な見方・考え方を常に意識するとともに、数学的な見方・考え方を働かせる機会を意図的に設定する。
- 数学的に問題発見・解決する過程を学習過程に反映させ、論理的に思考させ表現させることを重視し、数学の学び方を身に付けさせるよう指導を工夫する。
- 事象に対する具体的なイメージを持たせ、結果を予想することができるよう、統計的な課題やICTを効果的に活用することに努める。
- グループ学習などの授業形態を取り入れ、生徒間の学び合いや言語活動を活性化する工夫をする。
- 自分の考えを数学的に表現して、他の生徒に説明したり、議論したりする活動により、生徒が表現する機会を多く取り入れる。
- 授業の中で生活と関連した課題を設けたり、生徒の疑問を課題として取り上げたり、生徒の誤りを生かしたりするなどの工夫をする。
- 生徒に授業内容を振り返らせたり、内容をまとめさせたりするなどの活動を取り入れる。
- 数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲでは指導計画の中に、数学的活動を重視した「課題学習」を明確に位置付ける。（旧課程では数学Ⅰ、数学A）

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 令和3年度までの入学生は、「関心・意欲・態度」「数学的な見方や考え方」「数学的な技能」「知識・理解」の4観点により、令和4年度以降の入学生は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点により、目標に準拠した評価規準を適切に定め指導と評価の一体化を図る。

理 科

1 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るための適切な指導計画の作成と実施

(1) 指導計画の作成

- 科学的に探究する能力や態度及び事物・現象についての体系的な知識を習得できるような指導計画を作成する。
- 生徒が科学の基本的な概念や原理・法則を理解し、事物・現象についての理解を深めることができる指導計画を作成する。

(2) 指導計画作成時の工夫

- 事物・現象に対する興味や関心を喚起し、課題を見だし主体的に解決しようとする意欲・態度を育てる。
- 知識・技能の習得にとどまらずに、生徒が目的意識をもって観察や実験等に取り組むようにする。

(3) 指導計画の実施

- 科学の原理・原則を体系的に理解・深化させることで、探究する能力や態度の育成を図る。
- 理科の見方、考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどの科学的に探究する学習活動を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。

2 生徒の主体性を生かした学習指導

- 好奇心や探究心を喚起し、科学を学ぶ意義や楽しさを実感させ、主体的に学ぼうとする態度の育成を図る。
- 観察や実験等を積極的に行い、生徒同士の言語活動や学び合いを通して、知識を体系的に身に付けさせる。
- 探究的な学習活動を通して、科学的な概念や手法を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成し、自然に対する興味や関心、探究心を高めることを重視する。

3 指導に生かす評価の工夫

- 育てたい生徒像や生徒の実態を踏まえながら、指導目標を明確にし、学期末等の総括的評価だけでなく、学習の改善を行うための評価を用い、生徒の学習成果や指導の過程における学習意欲や到達度等を把握して、指導内容や方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。
- 計画段階で、学習指導要領で示されている各観点をバランスよく組み入れ、授業実践後に、柔軟に指導計画を改善する。

保 健 体 育

1 12年間の系統性を踏まえた指導計画の作成

- 学校や地域の実態、中学校との関連、生徒の特性等を十分に考慮し、卒業までの見通しを立てた上で、内容の決定、各内容に当てる授業時数、単元の構成及び配列等を的確に定めた指導計画を作成する。
- 卒業後も運動やスポーツとの多様な関わりを継続させることを重視し、身に付けさせた具体的な内容を明確に示すとともに、各領域の指導内容の関連性に留意する。
- 体育と保健の関連する事項を取り上げる際は、指導する時期を適切に設定した年間指導計画を作成する。

2 心と体を一体として捉えた学習指導

科目【体育】

- 題材の本質的な意義に迫り、運動やスポーツとの多様な関わり方について思考させ、自己の適正等に応じた関わり方を見いださせる。
- 生徒の主体的な活動を通して、何ができるようになったか、何を学んだかを生徒が実感できるようにする。

科目【保健】

- 心身の健康の保持増進のため、適切な意思決定や行動選択等の重要性を理解させ、明るく豊かに生活する態度などの資質や能力を育成することを重視する。
- 保健で身に付けた知識及び技能を活用する学習活動を通して、健康課題を解決するための思考力・判断力等を育成する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導要領で示されている観点をバランスよく配置し、観点別の評価規準や評価の方法、評価場面を、単元計画に明確に位置付ける。
- 学習状況を的確にとらえるため、判断の目安を作成し、必要に応じて生徒と共有する。
- 知識と技能の学習状況について、生徒に適切にフィードバックし、生徒の学習内容の定着に生かす。
- 単元の中で適切に評価の場面を設定することで、その後の指導改善につなげる。

音楽

1 音楽を愛好する心情と豊かな情操を養い、一人一人の感性を高める指導計画の作成と実施

- 音楽を形づくっている要素の知覚・感受を根拠とし、生徒一人一人が自己の感性を働かせながら、思考・判断・表現する一連の学習過程を設計し、それを踏まえた指導計画を作成する。
- 生涯にわたって音楽文化についての理解を深める素地を育むため、我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習の一層の充実や、創作及び鑑賞の学習の質的充実など、幅広い視野に立つ学習活動を設計し、その展開に努める。
- 自己の感性に向き合い、他者の感性に共感する豊かな人間性の涵養を踏まえ、教員と生徒とのコミュニケーションや生徒相互のコミュニケーション等に配慮した授業の展開に努める。

2 各学校の特色や生徒の実態に即した創意豊かな授業の展開

- 芸術科及び音楽科の目標を踏まえ、その内容の具現化に努め、学校の特色や生徒の実態に即した創意豊かな授業の展開に努める。
- 表現領域と鑑賞領域との関わりや配当時間に十分配慮し、適切な指導目標に基づいた授業の展開に努める。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行う。
- 指導と評価の一体化を図り、生徒の学習状況の細やかな把握に努める。
- 評価の状況を踏まえ、常に指導内容に検討を加え、指導の工夫改善に努める。

美術・工芸

1 美術文化や工芸の伝統や文化について、個性を生かして主体的に関わる態度を育成し、理解を深める指導計画の作成と実施

- 表現及び鑑賞の活動を通して、育成する資質・能力と学習内容の関係を明確にする。
- 生活、地域、学校や生徒の実態に応じ、表現と鑑賞との関連を考慮した題材の精選と系統的な配列を工夫する。その際、自らの価値意識を高めるような鑑賞に充てる時間を適切かつ十分に確保する。
- 選択履修や発展的な学習ができるように、幅広い創造活動を取り入れ、調和の取れた指導計画を作成する。

2 生涯にわたり美術・工芸を愛好する心情と感性を育て、豊かな情操を養う学習指導

- 自ら主題を生成する表現活動や鑑賞活動を展開していくとともに、特に美術Ⅰ・工芸Ⅰでは、中学校美術との関連を図り、基礎・基本の確実な定着に努める。
- 表現及び鑑賞の能力を育成する観点から、発想・構想し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成するとともに、対話、交流、批評などの言語活動の充実を図り、美術に対する理解を深めさせる。
- 我が国の伝統的な美術文化及び工芸の伝統と文化について理解を深め、継承と創造への関心を深められる学習の充実に努める。
- 多様な美的体験の場を設定するため、美術館等の施設や人材等の活用も積極的に図るようにする。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 目標に準拠した評価を観点に基づいて行い、生徒の実現状況が明確になるようにする。
特に一人一人のよさを生かすための評価の方法を工夫し、日常の指導に生かすとともに、学びにつながるよう指導と評価の一体化を図る。

書道

1 各学校の特色や生徒の個性を生かした指導計画の作成と実施

- 学習指導要領の目標を踏まえ、指導のねらいを明確にした年間の指導と評価の計画を作成し、評価の観点を生かした学習指導内容を設定する。
- 「書道Ⅰ」においては、中学校国語科「書写」との円滑な接続を意識した学習指導に努める。
- 学校の特色や生徒の個性を生かした題材の精選と配列を工夫する。
- 単元の目標や学習内容、評価等を保護者や生徒に示して、主体的、意識的な表現活動や学習意欲の向上を図る。

2 書道を愛好する心情と豊かな情操を養う学習指導

- 我が国の伝統的な芸術文化である書を、生涯にわたって愛好する心情を育てるとともに、我が国の書文化に愛着をもち、基礎となる書道の諸能力が身に付くよう学習を計画し、諸外国の書文化を尊重する態度を養う指導の充実に努める。
- 鑑賞と表現とは相互に関連していることを理解し、書よさや美しさを感じ取ることができる鑑賞学習の充実に努める。
- 知的財産権等に配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図る。
- 学校図書館や情報通信、美術館等の施設や人材等を積極的に活用するよう努める。
- 書道の学習活動全体を通して言語活動を充実させ、作品や他者をより理解できるようにする。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 教科の目標、単元の目標、題材のねらいを明確にし、学習活動に即した評価規準を設定して指導と評価の一体化を図る。
- 観点別に適切な評価方法や評価場面を設定して生徒一人一人の実現状況を確実に把握するとともに、学習評価をその後の学習指導の改善に生かす。
- 生徒による自己評価や生徒同士の相互評価を取り入れて、主体的な学習活動ができるよう努める。

外国語

1 確かなコミュニケーション能力を育む指導計画の作成と実施

- 外国語科の目標である「コミュニケーションを図る資質・能力」を育成するため、科目の特性に応じて、生徒に身に付けさせたい能力を明確にし、4技能5領域の言語活動及びこれらの統合的な言語活動を通じた年間/単元指導計画を作成する。
- 小学校及び中学校学習指導要領を踏まえ、学校、地域及び生徒の実態等に応じた適切な年間/単元指導計画を立てて実践する。

2 効果的な学習指導の工夫と改善

- 授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。
- コミュニケーションに必要な文法や音声、語彙・表現等の知識と技能の習得については、実際に活用する機会を設定し、言語活動の中で定着を図る。
- スピーチやプレゼンテーションなどの表現活動に積極的に取り組んだり、情報や考えなどの受け手や送り手となってディスカッションやディベート等のコミュニケーションを行ったりするなど、主体的・協働的に取り組むことのできる言語活動を取り入れる。
- 授業における言語活動においては、コミュニケーションを行う目的や場面、状況を適切に設定するとともに、ICTを効果的に取り入れ、その指導法や指導体制を工夫する。
- 外国語指導助手(ALT)等を積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに国際理解を深めるようにする。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 目標に準拠した評価をより一層重視することで、指導と評価の一体化を図る。
- 外国語を用いて何ができるようになるかという観点から、CAN-DOリストの内容を基に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の観点について5つの領域別に評価規準を設定し、生徒を多面的・総合的に評価する。
- パフォーマンステストを実施する際は、ルーブリックを作成し、到達目標を明確にするなど評価方法の工夫を図る。

家庭

1 生活を主体的に営む能力と実践的な態度を育てる指導計画の作成と実施

- 小学校家庭、中学校技術・家庭とのつながりを重視した学習指導の工夫を行い、他教科との教科横断的な視点から指導方法の検討を行う。
- 指導内容相互の関連や内容の取扱い等に留意して、指導内容を再構成するなど、生徒の実態に応じて工夫する。
- 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう課題解決的な学習を重視する。
- ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動を通して、学習効果を上げるようにする。
- 授業時間の10分の5以上を実験・実習に配当する。(その際、学習環境の整備、事故防止の指導の徹底、安全管理と衛生面に配慮する。)
- コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにする。

2 一人一人を伸ばす学習指導

(1) 学習指導の工夫改善の視点

- 個に応じた指導の工夫
- 実験・実習の充実
- 課題解決的な学習の充実
- 情報関連機器の活用

(2) 学習指導上の留意点

- 生活に生かせる能力や態度を育てる指導の工夫
- 消費者教育、持続可能な社会構築の視点を踏まえた指導
- 人との関わりが重要であることを気付かせる指導の工夫
- 実践的・体験的な学習活動を取り入れた指導の工夫
- 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する指導の工夫

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 目標を明確にし、学習活動に即した評価規準を設定して、指導と評価の一体化を図る。
- 生徒一人一人の学習状況を令和4年度以降の入学生については3つの観点から、令和3年度までの入学生については4つの観点から総合的に評価し、その後の指導方法の改善に生かす。

情報

1 情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育成する適切な指導計画の作成と実施

- 「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の育成という情報教育の目標の3つの観点を資質・能力の3つの柱に沿って再整理し、「情報社会に主体的に参画するための資質・能力」を育てていく指導計画を作成する。
- 情報科の学習を通して、生徒の情報活用能力を更に高めるようにする。
- 情報手段を活用した実習を積極的に取り入れるために、適正な実習時間を確保する。
- 他の各教科・科目等の学習において、情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の教科・科目等との連携を図り、教科等横断的で効果的な指導計画を作成する。
- 中学校での活動内容や程度を踏まえて、適切な指導ができるよう留意する。

2 情報教育の目標の3つの観点をバランスよく育成する学習指導

- コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れる。
- 実習を通して、体験的に理解を深めていく指導方法を工夫する。
- 実習を通して、コンピュータの特性やネットワークの仕組みの基礎的な知識を理解させ、効果的な活用を探究していく中で、情報社会に主体的に参画する態度を育成する。多様なコミュニケーションの形態を考え、適切かつ効果的なメディアの特性との組み合わせについて判断する力を養う。
- 生徒に情報の信頼性、信憑性や知的財産の尊重などを意識させ、情報を活用する各場面を通して情報モラルを育成する。
- 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導の目標や内容に基づき、指導と評価規準の計画を作成して、学習評価するとともに、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 指導と評価の一体化を図り、学習目標の達成状況を常に把握し、その結果を指導計画や指導法の改善に役立てるよう努める。

農業

1 実践的・体験的な農業学習を推進する指導計画の作成と実施

- 安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など社会的環境の変化を踏まえ、農業や関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する。
- 将来のスペシャリストとしての基礎・基本の確実な定着を図るため、体験的、実践的な指導に努め、実験・実習指導の在り方と評価を工夫する。
- 地域や学校の実情、学科の特性、進路等を考慮するとともに、社会の変化に柔軟に対応できるよう指導計画を作成し実行する。

2 基礎・基本の定着と課題解決能力を高める学習指導

- プロジェクト学習や実践的・体験的な学習を取り入れ、諸課題を主体的に発見し、合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに関連する技術を身に付けるようにする。
- 農業に関する諸課題に向き合い、様々な地域資源などを活用して現状を認識し、合理的な協議や科学的な根拠に基づき、複合的に解決する力を養う。
- 職業人として必要な豊かな人間性や倫理観を育み、よりよい社会の構築を目指して、農業の発展や振興に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
- 学校農業クラブ活動を通して、生徒の自発性や創造力、コミュニケーション能力等の育成を図り、生命を慈しみ、多様な価値観を尊重する態度を養う。
- 職業関連資格の取得やコンクールなどの挑戦を通して意欲を高め、主体的な学習態度の育成に資する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 生徒一人一人の特性を把握し、学習指導の目標に基づく評価規準を設定し、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 常に学習目標の達成状況を明らかにして、その結果を指導計画や指導方法の改善に生かすように努める。

工業

1 特色ある学科を目指した適切な指導計画の作成と実施

- 将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎的・基本的な知識、技術及び技能の確実な定着を図るとともに、実践的なものづくりを通して、身に付けた知識、技術及び技能を活用する力を育成する。
- 自ら考え、課題を発見し、解決する実践的な態度を育成するとともに、共同作業などを通じて言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力、協調性を育成する。
- 各学科の目標を明確にし、地域のニーズや生徒の実態を踏まえ、特色ある工業教育の工夫に努めた指導計画を作成し実行する。

2 技術の進展に対応した学習指導

- ものづくりを通して、各分野への興味・関心を高め、確かな知識・技能・技術の習得を図るとともに、工業技術者として必要な創造性や倫理観等を育成する。
- 地球規模の課題である環境問題やエネルギー制約の一層の深刻化等、工業に関する諸課題に対して、広い視野から合理的、かつ工業技術者としての規範意識、倫理観を持って課題解決ができる資質の育成に努める。
- 実験や実習等では、安全教育の徹底を図り、危険予知の観点で事故の未然防止に留意する。
- 各種資格取得等を通して、学習意欲を高め、主体的な態度の育成を図る。
- 職場見学やインターンシップを通して、最先端技術に触れるとともに、工業技術者として必要な勤労観、職業観の育成を図る。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導の目標や内容に基づき、評価規準と評価計画を作成して、学習評価するとともに、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 指導と評価の一体化を図り、学習目標の達成状況を常に把握し、その結果を指導計画や指導方法の改善に役立てるよう努める。
- 評価に当たっては、生徒一人一人の特性を把握するとともに、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、どの観点で評価を行うか、教科会などで十分に検討し実施する。

商業

1 社会の変化に対応する指導計画の作成と実施

- 経済のグローバル化、ICTの進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通して、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する。
- 指導計画の作成に当たっては、地域や学校の実情、学科の特性、進路等を考慮するとともに、社会の変化に柔軟に対応できるよう工夫する。

2 生徒の主体的・対話的で深い学びを目指す学習指導

- 商業に関するスペシャリストとして必要なビジネスの基礎・基本の確実な定着を図り、経済社会の変化に柔軟に対応できる能力の育成に努める。
- 商業の各分野（マーケティング分野、マネジメント分野、会計分野、ビジネス情報分野）について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- 基礎的・基本的な知識・技術の活用を通して、必要な思考力・判断力・表現力等の育成に努める。
- ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
- 職業資格の取得やコンクールの挑戦などを通して意欲を高め、主体的な学習態度の育成に資する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 生徒一人一人の特性を把握し、学習指導の目標に基づく評価規準を設定し、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 常に学習目標の達成状況を明らかにして、その結果を指導計画や指導方法の改善に生かすように努める。

水産

1 実践的・体験的な学習を推進する指導計画の作成と実施

- 水産物の世界的な需要の変化や資源管理、持続可能な海洋利用など水産や海洋を取り巻く状況の変化を踏まえ、水産業や海洋関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する。
- 体験学習を通して専門的な知識・技術の習得に努め、実践力や創造力を育成する。
- 地域社会との連携・交流を通じた実践的な教育を充実させ、特色ある教育の展開に努める。

2 安全教育を徹底し、実践的水産・海洋技術者の育成を目指す学習指導

- 将来の水産や海洋に関するスペシャリストとしての基礎・基本の確実な定着を図り、水産技術の高度化に主体的に対応できる能力と態度の育成に努める。
- 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
- 乗船実習や現場実習については、季節を考慮して海洋や気象の情報収集を適宜行い、安全教育の徹底を図る。
- 地域や産業界と連携・協働し、実践力、コミュニケーション能力の向上を図り、職業意識の高い水産・海洋技術者の育成に努める。
- 海技試験や各種資格取得などを通して意欲を高め、主体的な学習態度の育成に資する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 生徒一人一人の特性を把握し、学習指導の目標に基づく評価規準を設定し、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 常に学習目標の達成状況を明らかにして、その結果を指導計画や指導方法の改善に生かすように努める。

家庭（専門）

1 社会の変化に対応する指導計画の作成と実施

- ・ 衣食住、保育、家庭看護、介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図る。
- ・ 家庭を取り巻く環境の変化に対応し、生活産業の諸課題を職業人に求められる倫理観を踏まえ、主体的、合理的に解決できる力を身に付け、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育成する。
- ・ 専門科目の内容を確実に身に付けさせるために、家庭に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充て、内容の充実を図る。
- ・ 生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成する。

2 課題解決能力を高め、生徒の主体的・協働的な学びを目指す学習指導

- ・ 地域や産業界との連携を図り、就業体験等を積極的に取り入れ、社会人講師の活用などの工夫を図る。
- ・ ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動を通して、生徒の主体的な実践活動や課題解決能力及び創造・勤労・愛情・奉仕などの精神を養うとともに、家庭、社会との関連を図りながら、生活改善ができる能力と態度を育成する。
- ・ 時代の変化に対応する新しい情報や資料の収集と活用に努めるとともに、伝統文化の中にある生活の基本に気付かせ、生活を創造しようとする課題意識と実践力を育成する。
- ・ 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- ・ 生徒一人一人の特性を把握し、学習指導の目標に基づく評価規準を設定し、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- ・ 指導と評価の一体化を図り、常に学習目標の達成状況を明らかにして、その結果を指導計画や指導方法の改善に生かすように努める。

看護

1 調和の取れた指導計画の作成と実施

- ・ 看護業務に従事する者を養成する学科として、資格取得に必要な要件に配慮するとともに、高校生としての豊かな教養と人間性を培うことのできる調和の取れた教育課程の編成に努める。
- ・ 看護に関する各科目については、学習の系統性や発展性など科目相互の関連を図り、学校や地域の実態を踏まえた指導計画を作成する。
- ・ 専門科目の内容を確実に身に付けさせるために、看護に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充て、内容の充実を図る。

2 看護に携わる職業人としての基礎となる学習指導

- ・ 看護の臨床現場で即戦力となる職業人を育成するために、模型や視聴覚教材などを効果的に利用し、基礎的・基本的な知識・技術を確実に習得させる。
- ・ 生命の尊重、人権の擁護を基盤とした看護観及び倫理観を養い、看護職者として常に自覚を持って行動する態度を育成する。
- ・ 「看護臨地実習」において、看護に関する各科目で習得した知識や技術を、臨床の場において活用・実践する体験的な学習を通して統合を図るとともに、課題解決の能力を養い、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育成する。
- ・ 指導計画を綿密に作成し、医療事故などの防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分配慮する。
- ・ 事前・事後の指導を適切に行い、臨地実習の効果を高めるようにする。
- ・ 実習施設における患者、職員等との人間関係にも留意し、臨地実習が円滑に行えるようにする。
- ・ 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ・ 他職種と連携・協働し、多様な生活の場にいる人々の看護について専門性の高い実践力を養う学習を充実する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- ・ 学習指導の目標に基づく評価規準を設定し、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- ・ 生徒の自己評価や相互評価を取り入れ、一人一人の特性を十分把握し、生徒を多面的・総合的に評価するよう努める。

情報（専門）

1 指導計画の作成と実施

- 専門教科情報科の基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、体系的・系統的な理解と関連する技術を身に付けさせる。
- 情報技術者に求められる職業倫理や規範意識を確実に身に付けさせる。
- 情報社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業や社会の発展に寄与する創造的な能力や実践的な態度を育成する。
- 情報技術の進展や新しい情報産業の形成等に対応するため、実験や実習を充実させる。
- 個人情報や知的財産の保護と活用について適切に取り扱うことができ、情報モラルや職業人に求められる倫理観の育成を図る。

2 情報産業や社会の持続的な発展に寄与する人材の育成に向けた学習指導

- 情報産業や現代社会を支え、発展させる将来のスペシャリストとして必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。
- 情報産業の持続的な発展や現代社会の改善に寄与する情報技術者として、情報の意義や役割について理解を深めさせる。
- 情報産業を支える情報技術者として必要とされる職業倫理や規範意識の定着を図る。
- 情報産業を支える情報技術者として社会の望ましい発展に寄与するための創造的な能力と課題解決のための実践的な態度の育成を図る。
- 各科目の目標や内容に即した体験的な学習活動を重視するとともに、情報手段を積極的に活用し、指導の充実を図る。
- 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導の目標や内容に基づき、評価規準の評価計画を作成して、学習評価するとともに、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 指導と評価の一体化を図り、学習目標の達成状況を常に把握し、その結果を指導計画や指導方法の改善に役立てるよう努める。

福祉

1 調和の取れた指導計画の作成と実施

- 多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から、資格取得との関連を考慮した教育課程の編成に努める。
- 福祉の見方・考え方を働かせ、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。
- 専門科目の内容を確実に身に付けさせるために、福祉に関する科目に配当する総授業時間の10分の5以上を実験・実習に充て、内容の充実を図る。

2 地域や学校の実態に即した学習指導

- 学校や地域、福祉施設、産業界などとのパートナーシップを確立し、就業体験等を積極的に取り入れ、地域の人材等を社会人講師として活用するなど指導の工夫に努める。
- 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究やケアプラン作成に際しては、職業人に求められる倫理観を踏まえ、プライバシーの保護に十分留意する。
- 実践的・体験的な学習活動を行うに当たっては、学習効果を高められるよう、事前・事後の指導を適切に行うとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。
- 時代の変化に対応する新しい情報や資料の収集と活用に努めるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習効果を高めるようにする。
- 言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- 福祉の学びを通して、地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成する。

3 指導と評価の一体化のための学習評価

- 学習指導の目標に基づく評価規準を設定し学習結果を評価するとともに、学習過程を重視した評価の方法を工夫する。
- 学習目標の達成状況を常に把握し、その結果を指導計画や指導方法の改善に役立てるよう努める。

特別活動

1 学校の創意を生かした指導計画の作成と実施

- 全職員の協力の下、調和の取れた全体計画と各活動の年間指導計画を作成し、実施する。
- 各教科・科目や総合的な探究の時間、道徳教育などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が促進されるようにするとともに、人間としての在り方生き方の指導を行う。
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等を活用するなど工夫し、ボランティア活動や就業体験活動などを積極的に取り入れる。

2 明確なねらいに基づいた各活動の工夫

- 集団活動と実践的な活動という特別活動の特質を踏まえ、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすること。

(1) ホームルーム活動

- 明確な目標と適切な活動時間（原則年間35単位時間以上の授業時数毎週実施）を設定する。
- 学校における生活を向上させるため、集団として合意形成し、生徒たちで適切なルールを作る話し合い活動や、個人としての問題解決に向けた目標や方法を生徒自身が意思決定する話し合い活動の充実を図る。
- 各活動を相互に関連付けながら、個々の生徒について理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、心の居場所となるようなホームルーム経営の充実を図る。

(2) 生徒会活動

- 異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組めるよう指導する。

(3) 学校行事

- 各学校の教育計画全体の中での各行事の位置付けとねらいを明確にし、効果的な実施に努める。

3 一人一人のよさを生かす評価の工夫

- 生徒自らが自己の活動や在り方生き方を振り返り、新たな目標の設定ができるよう自己評価等の活用を図る。
- 各学校において、具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにするとともに、全職員の共通理解を図る。
- 指導の改善に生かすという視点を大切にして、評価の工夫や改善を図る。

総合的な探究の時間

1 「生きる力」を育む趣旨を実現する適切な指導計画の作成と実施

- 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等横断的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動が行われるように配慮する。
- 日常生活や社会との関わりを重視し、各学校において目標や内容を定める。また、育てようとする資質・能力を明確に設定し、学習活動の質を高める。
- 目標の実現のためにふさわしい探究課題を定め、各教科・科目等と総合的な探究の時間の役割を明確にするとともに、両者の関連付けを図る。

2 全職員による指導体制の確立と生徒の主体性を重視した学習指導

- 指導計画の作成に当たっては、各学校において定める目標、「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」で構成する内容について明記する。
- 実施に当たっては、広い視野に立ち、全職員が教科の枠にとらわれずに連携協力して取り組む指導体制を確立するとともに、生徒の実態に応じて適切な指導を行う。
- 体験的な学習に配慮しつつ、探究的な学習となるよう充実を図る。また、他者ととともに、協働的に課題を解決する学習活動を重視する。
- 地域の人々、自然環境、施設等の積極的な活用を図るとともに、地域社会への参画や貢献に対する意識を高める。
- 問題解決的な学習活動を進めるためにも、図書館やコンピュータ等の施設・設備等を積極的に活用する。

3 目標や観点を明確にし、学習過程を重視した評価の工夫

- 学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて、指導の目標や内容に基づく観点により、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果について、適切かつ総合的に評価する。
- 生徒の自己評価や相互評価の活用についても工夫する。

シチズンシップ教育

1 よりよい社会を築き、よりよい生活を築くために必要な資質・能力の育成

- 変化の激しい社会の中にあっても、自己の生活を守りつつよりよく生きるとともに、民主主義社会の担い手として、よりよい社会づくりに参画するために必要な資質・能力・態度等を育てる。

2 社会において協働的に課題を解決する能力を育成するための実践的な学習活動の充実

- 現実社会との関わりを重視し、生徒が解決の必要性を感じる主題設定や、課題解決のプロセスを意識した発問構成を工夫する。
- 様々な制度については、単なる知識にとどまらず、その仕組みの意義や働きについて実践的に理解を深めることができるよう配慮する。
- 必ずしも答えが決まっていらないような現代社会の課題に対して、既習事項を活用し、生徒が主体的に考え、他者と対話や議論をしながら解決策を探るなどの実践的な学習活動となるよう工夫する。また、知識を深め、技能を磨いた結果として、社会を担う市民としての意識が高まるよう工夫する。
- あふれる情報の中で、必要かつ信頼性のある情報を適切に選択・抽出し、分析する力の育成を図る。

3 成年年齢18歳を踏まえたシチズンシップを育む指導計画や指導体制の整備

- 公民科や家庭科を中心としながら、他の教科や総合的な探究の時間、特別活動など、教育活動全体を通じて、実践的・体験的な要素を組み込んだ、体系的な指導計画の作成に留意する。
- 選挙権年齢及び成年年齢が18歳であることに留意し、主権者教育、法教育、租税教育、消費者教育の指導計画を作成する。
- 政治的教養の育成に当たっては、教育基本法第14条の規定に基づき適切に行うよう特に慎重に配慮する。
- 現実の事象を扱う学習では、一つの結論を出すよりも、結論に至るまでの議論の過程を重視するとともに、生徒が主体的に考え、判断することができるように、様々な見解を提示することに留意する。



小 学 校

教科	課 題	指導改善のポイント
国語	<p><話すこと・聞くこと></p> <p>◆必要なことを質問しながら聞き、話し手が伝えたいことを中心に捉えること。</p> <p>【3】(1)</p> <p>[宮城70.4% 全国とのかい離-3.2]</p> <p><読むこと></p> <p>◆目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けること。</p> <p>【2】(二)</p> <p>[宮城63.1% 全国とのかい離-4.3]</p> <p><書くこと></p> <p>◆引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。</p> <p>【1】(二)</p> <p>[宮城22.8% 全国とのかい離-3.9]</p>	<p>○ 目的や意図に応じ、話の内容を捉え、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめる指導の充実を図ることが大切である。そして、話し手の考えと自分の考えの共通点や相違点を整理したり、共感した内容や納得した事例を取り上げたりして、自分の考えをまとめることにつなげることが大切である。</p> <p>○ 文章や図表などに使われている語句に着目して読ませたり、読み取ったことを表に整理させたりして、必要な情報を見付けてその関係を考えられるようにすることが重要である。</p> <p>○ 目的や意図を明確にして書かせ、自分の考えを支えたり裏付けたりする理由や事例、客観的データ等を挙げながら、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫させることが重要である。</p>
算数	<p><数と計算></p> <p>◆日常生活場面を解釈し、小数の加法や乗法を用いて求め方と答えを記述し、その結果から条件に当てはまるかどうかを判断すること。</p> <p>【3】(2)</p> <p>[宮城48.5% 全国とのかい離-8.2]</p> <p><図形></p> <p>◆図形の性質をもとに面積の大小を判断し、その理由を言葉や数を用いて説明すること。</p> <p>【2】(4)</p> <p>[宮城13.3% 全国とのかい離-7.5]</p> <p><変化と関係></p> <p>◆二つの数量の関係について考察すること。</p> <p>【1】(3)</p> <p>[宮城48.2% 全国とのかい離-7.3]</p> <p><データの活用></p> <p>◆目的に応じてデータの特徴や傾向を読み取ったり捉えたりすること。</p> <p>【4】(3)</p> <p>[宮城51.8% 全国とのかい離-4.4]</p>	<p>○ すべての領域において、自分の考えを発表したり交流したりする学習が大切である。児童同士での学び合いや教師からの問い返しを通して、図や式で表し説明させること、表やグラフ相互の関連を図る機会を設けることなど、授業の様々な場面で児童の学びを深めるよう支援を行うことが重要である。</p> <p>○ 「図形」領域では、実物を操作したりタブレットなどの情報端末でシミュレーションしたりして、図形に対する感覚を豊かにする指導を工夫することが大切である。また、性質の一般性を理解することも大切であり、平行線と面積など、図形の基礎と事柄は、学年ごとの系統を踏まえて指導することが大切である。</p> <p>○ 答えや計算の仕方だけを説明するのではなく、求め方について、表などを用いて変化の規則性を基に説明できるようにすることが大切である。</p> <p>○ 複数のグラフを比べ、見いだしたことを他者に分かりやすく表現できるようにすることが大切であり、棒グラフの表し方を変えることで、比べやすくなったり分かりやすくなったりすることに気付くことができるようにすることが大切である。</p>

中 学 校

教科	課 題	指導改善のポイント
国語	<p><話すこと・聞くこと> ◆話の内容を捉え、知りたい情報に合わせて効果的に質問すること。【1】三 [宮城63.4% 全国とのかい離-1.7]</p> <p><書くこと> ◆自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くこと。【2】三 [宮城68.5% 全国とのかい離-3.6]</p> <p><読むこと> ◆文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること。【4】三 [宮城46.5% 全国とのかい離-3.5]</p>	<p>○ 聞いたことを基に自分の考えをまとめるには、話の内容を正確に理解することが必要である。その際、必要に応じて記録したり質問したりしながら聞くことが重要である。話し手に質問する際に、目的や状況を意識した上で、質問の意図を伝えたり、適切な機会を捉えたりすることができるよう指導する。</p> <p>○ 複数の事例の中からどの事例を自分の考えを支える根拠とするのかを検討したり、取り上げる根拠をどのように文章中に記述するかを吟味したりする学習活動を充実させることが重要である。</p> <p>○ 生徒が古典の世界に親しむためには、中学生が楽しめるような現代語訳などを教材として適切に取り上げ、生徒自身が古典の楽しみ方を見いだすことができるようにすることが重要である。また、その際、古典の原文と比較したり関係付けたりすることで、古典の原文やその作品の世界に興味・関心が向かうように指導することが大切である。</p>
数学	<p><数と式> ◆自然数の意味を理解していること。【1】 [宮城36.6% 全国とのかい離-9.5]</p> <p><図形> ◆空間における平面が同一直線上にない3点で決定されることを理解していること。【3】 [宮城24.7% 全国とのかい離-5.7]</p> <p><関数> ◆与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ること。【8】(1) [宮城51.1% 全国とのかい離-6.4]</p> <p><データの活用> ◆データの傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。 【7】(1)(2) (1) [宮城54.8% 全国とのかい離-10.9] (2) [宮城27.7% 全国とのかい離-5.9]</p>	<p>○ 小学校算数科において、整数は0と正の整数を合わせたものとして捉えていたことを振り返り、中学校数学科では、負の整数を加えて、整数を正の整数(自然数)、0、負の整数と捉え直し、整数の意味についての理解を深めることが大切である。</p> <p>○ 空間における平面が一つに決まる条件として、「2点を含む平面は一つに決まる」や、「一つの直線上にある3点を含む平面は一つに決まる」など、条件として不十分なものを取り上げ、平面が一つに決まるにはさらにどのような条件が必要かを考察する活動を取り上げることが考えられる。その際、図の観察することを通して、一つの直線を含む平面がいくつもあることを捉え、その上で、同一直線上にない3点で平面が一つに決まることを確認することが大切である。</p> <p>○ 選手の記録のグラフにおいて、それぞれの点が何を表しているのかをよみとることができるように指導することが大切である。</p> <p>○ 日常生活における事象(データ)を、様々な方法(代表値・度数分布表・ヒストグラム・箱ひげ図)で整理することができるので、考察したり判断したりした理由について、数学的な表現を用いて説明する場面を設定することが大切である。</p>
英語	<p><文法事項についての理解> ◆与えられた英語を適切な形に変えたり不足している語を補ったりして、会話が成り立つように英文を完成させ、正確に書くこと。 【9】(1)①② ①宮城28.7% 全国とのかい離-11.7 ②宮城10.4% 全国とのかい離-10.5</p> <p><言語の働きについての理解> ◆メールの英文を依頼する表現に置き換え、正確に書くこと。 【9】(2) [宮城20.3% 全国とのかい離-8.7]</p> <p><まとまりのある文章を書くこと> ◆学校生活(行事や部活動など)の中から紹介したいものを1つ取り上げ、それを説明するまとまりのある文章を書くこと。 【10】 [宮城3.6% 全国とのかい離-3.8]</p>	<p>○ 文法事項についての理解を深めるためには、当該単元で学習した語彙や文法事項を使用して表現する活動だけではなく、既習事項の使用を含めた言語活動を、3年間通して適切に設定していくことが大切である。その際、1学年における書くことの活動であれば、書き出しをなぞり書きさせるなど小学校での手立てを活用することも有効である。</p> <p>○ 言語の働きについての理解を深めるためには、新出文法を扱いつつ、既習事項との違いに気付かせながら生徒自身が繰り返し使う場面や言語活動を設定することが大切である。その際、その言語活動を通して、英文の間違い等について友達と教え合う場面をつくったり、自分の英文の参考になる表現を取り入れたりするなど、自己調整を図るよう促すことが重要である。</p> <p>○ 言語の働きについての理解を深めたり書くことの正確性を高めたりするためには、様々な場面で既習表現に触れたりそれらを使用したりできる機会を設け、「最終的に身に付けていく」というスタンスで長期的に指導することが大切である。その際、中間指導やフィードバックを適宜与えながら、「言語活動を通して」「生徒同士のやり取り(協働的な学び)の中で」「正確性も同時に高めていく」ことに留意する。</p> <p>○ まとまりのある文章を書く力を付けさせるためには、まず、一つのトピックについてまとまった分量の英文を話す言語活動や、教科書で読んだり聞いたりしたことについて自分の考えを伝え合う言語活動に日常的に取り組みさせることが必要である。そうした言語活動から、書くことの言語活動につなげていく。</p>

高等学校

教科	課題	指導改善のポイント
国語	<ul style="list-style-type: none"> ◆文章の構成や論理の展開などについて叙述を基に捉えることに課題がある。 ◆登場人物の行動や心情の描かれ方を捉えることに課題がある。 ◆内容や構成、展開などについて叙述を基に把握することに課題がある。 ◆社会生活で活用できる語句の量を増し、用法を理解して、文の中で使うことに課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 論理的な文章の構成や論理の展開などを評価して、自分の考えを深められるようにする。 ○ 文学的な文章の解釈を通じて、自分のものの見方、感じ方、考え方を深められるようにする。 ○ 古典・漢文では、作品に表れたものの見方、感じ方、考え方を把握し、我が国の言語文化への親しみを持てるようにする。 ○ 話したり、聞いたり、書いたり、読んだりする具体的な言語活動を充実させ、語句の理解を深めるようにする。
数学	<ul style="list-style-type: none"> ◆実数を数直線上の点と対応させてその大きさを捉える力が不足している。 ◆日常の事象を数学的に捉え、三角比を活用して問題を解決する力が不足している。 ◆二次関数の式とグラフを相互に関係付けて多面的に考察する力が不足している。 ◆データの散らばりの度合いを数値化し、それを活用して分析をする力が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数を実数まで拡張し、日常の事象を数学的に捉え、問題解決に活用する力を育成する。 ○ 図形の構成要素間の関係を三角比を用いて表現するとともに、定理や公式を正しく活用して、三角形の辺の長さや角の大きさを求めることができるようにする。 ○ 二次関数の式を適切に変形したり、グラフをかいて考察したりする活動を設け、二次関数の特徴を捉え、二次関数を活用して問題を解決できるようにする。 ○ データを分析するための手法を身に付けるとともに、適切な統計量や手法を選択して分析を行い、事象の特徴を表現できるようにする。
英語	<ul style="list-style-type: none"> ◆リスニングでは、発話を聞いて話し手の意図を把握したり、説明を聞いて複数の情報を比較して判断したりする力が不足している。 ◆テキストから複数の情報を読み取って適切に処理したり、内容を事実と意見に整理したりする力が不足している。 ◆テキスト全体から読み取った情報を整理して、概要や要点を把握する力が不足している。 ◆英語でコミュニケーションを図るのに必要な文法・語法に関する知識及びそれを適切に運用する技能が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何を聞き取るのか確認しながら話し手の意図を把握できるようにするとともに、目的や場面、状況を明確にした上で、複数の情報を聞き取れるようにする。 ○ 日常生活で使われるテキストから複数の情報を読み取り、目的に応じて処理できるようにするとともに、情報を事実と意見に整理できるようにする。 ○ テキスト全体の概要や要点を的確に把握する力を育成する。 ○ 既習事項を含め、文法・語法を、言語活動の中で活用することを通して、実際のコミュニケーションの場面で運用できるようにする。

(「みやぎ学力状況調査」結果より)

子供たち一人一人が学校段階を終えても学び続けることができる力を育てるために

現状と課題

- ・ 全国学力・学習状況調査で、本県の平均正答率が、全教科で全国平均を下回っている。
- ・ よいところを認めてもらっていると思う子供の割合が全国平均と同程度である反面、自己肯定感は低い。
- ・ 全国に比べ家庭学習時間が短く、テレビゲーム及びスマホ等によるSNS利用や動画視聴等の時間が長い傾向が続いている。
- ・ 算数・数学を「好き」「分かる」と答える子供の割合が年々減少している。
- ・ 困りごとや不安を学校で相談できる子供の割合が全国平均を下回っている。

指標

- 学力調査結果で、全ての教科の県平均正答率が全国平均と同程度になる。
- 自分にはよいところがあると回答する子供の割合が、全国平均と同程度になる。
- 子供たちがスマホやゲームの適切な使い方等について主体的に考え、実践する。家庭学習の時間が全国平均と同程度になる。
- 学習状況調査で算数・数学が好きだと回答する子供の割合が全国平均と同程度になる。
- 困りごとや不安を学校で相談できると回答する子供の割合が全国平均と同程度になる。

取組の重点

1 組織力向上

組織的な教育活動の推進

- ・ 「『学力向上PDCAサイクル』の確立に向けた5つの柱」を基盤とした組織的な学力向上対策の実施
- ・ 学力調査等の分析による授業改善
- ・ 協働による授業づくりの推進
- ・ 1人1台端末等を積極的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ・ 安心して学ぶための「居場所づくり」と「絆づくり」の推進

2 教員の授業力の向上

教員が学び続けるための体系的な研修の推進

- ・ 指定研修の推進と充実
- ・ 指導法改善のための校内研修の充実
- ・ 特色ある学校づくりや教育活動を推進するための研修の充実
- ・ 教員の資質能力向上と学校の活性化を図る人事評価の実施
- ・ Mナビオンライン（eラーニング、受講管理システム及びサテライトweb研修）の運用による効果的・効率的な研修の実施

3 子供の学びを引き出す授業への改善

学習指導要領を踏まえた授業づくり

- ・ 「子供の学びを支援する5つの提言」の推進
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や活用する力を育む指導の充実
- ・ 小・中・高の学びの系統性を踏まえた指導の充実
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や問題解決的な学習・教科等横断的な学習の充実
- ・ 論理や思考、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となる質の高い言語活動の充実
- ・ 授業のねらいの明確化と振り返り活動の充実、指導に生きる評価方法の工夫改善

4 家庭・地域との連携

家庭・地域・学校が連携・協働した取組の推進

- ・ 地域と学校が連携・協働して子供を育むコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進
- ・ 放課後や週末の過ごし方についての適切な指導と地域活動への参画を促す支援
- ・ 「はやね・はやおき・あさごはん」や「ルルブル運動」などを通じた家庭での基本的な生活習慣の形成
- ・ 授業と連動した家庭学習の充実及び家庭における学習習慣の形成

5 幼児教育の充実

「みやぎの学ぶ土台づくり」の推進

- ・ 保幼小の連携と小学校への円滑な接続のための取組の充実
- ・ 非認知能力を高める「遊び」の充実

「取組の重点」の主な関連事業等

1 組織力向上

組織的な教育活動の推進

- ◆「『学力向上PDCAサイクル』の確立に向けた5つの柱」の普及・啓発
- ◆学力向上マネジメント支援事業
委託市町村において、年2回の学力調査を軸としたPDCAサイクルの確立に向け、児童生徒一人一人に学習内容を確実に定着させる体制の構築を、各教育事務所に配置した学力向上マネジメントアドバイザーの派遣等により支援
- ◆学力・学習状況調査活用研修会
全国学力・学習状況調査の効果的な活用と授業改善に関する研修の実施
- ◆指導主事学校訪問
協働による授業づくりへの指導・支援
- ◆みやぎ「学びのDX」推進事業
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、動画配信やアドバイザー派遣等を通して、学校における「授業改善」と「学びのDX」を推進
- ◆魅力ある・行きたくなる学校づくり
「居場所づくり」と「絆づくり」の具体的な実践のモデルとなる取組を普及

2 教員の授業力の向上

教員が学び続けるための体系的な研修の推進

- ◆「みやぎの教員に求められる資質能力」に基づき教員の資質能力を向上
- ◆初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修等の実施
教職経験段階に応じた資質能力の向上のための指定研修を実施
- ◆市町村教育委員会との連携による学校サポート事業
市町村教育委員会と連携し、当該地域の実態に応じた学力向上策作成の支援及び授業改善に係る実践に対する指導助言を実施
- ◆指導主事学校訪問
市町村教育委員会からの要請を受け、学校教育に関する専門的事項について指導助言を行う指導主事を学校に派遣
- ◆学力向上指導員活用事業
校内研修等の充実や教員の指導力向上・授業改善を図るための指導助言を行う学力向上指導員を、各学校及び市町村教育委員会等に派遣

3 子供の学びを引き出す授業への改善

学習指導要領を踏まえた授業づくり

- ◆「子供の学びを支援する5つの提言」の推進
自立した学習者の育成に向け、教員が授業を構想・展開する上で拠り所となる提言を推進
- ◆生徒の英語力向上事業
「みやぎの英語教育推進計画(AIM)」に基づく英語教育の推進及び生徒の英語力、英語担当教員の指導力向上を図るための研修会、ALTとのティーム・ティーチング指導向上のための研修会を実施
- ◆算数チャレンジ大会
算数を学ぶ楽しさや有用感の醸成と数学的思考力・表現力の向上に向け、競技形式の大会を開催
- ◆科学の甲子園ジュニア
科学好きな生徒の拡大と科学的思考力・表現力の向上を目指し、競技形式の大会を開催
- ◆児童生徒の学習意識調査事業
児童生徒の学力向上と心のケアの充実を図るため、学習状況及び学習に係る取組、意識等の調査を実施

4 家庭・地域との連携

家庭・地域・学校が連携・協働した取組の推進

- ◆コミュニティ・スクール推進事業
コミュニティ・スクール推進協議会(年2回)を開催し、推進体制を構築
- ◆協働教育推進総合事業
家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子供を育てる地域づくりを支援
- ◆学校・家庭・地域連携協力推進事業
「地域学校協働活動」の推進と活動を支える「地域学校協働本部」の組織化を促進
- ◆基本的な生活習慣定着促進事業(ルルブル運動)
児童生徒の学力向上に密接な関係のある基本的な生活習慣の定着に向けて、学校・家庭・企業等が連携・協力した普及啓発活動を推進
- ◆みやぎらしい家庭教育支援事業
子育てでサポーター等の養成や市町村での家庭教育支援チームの設置を促進
- ◆みやぎ単元問題ライブラリー、自主学習英語問題 Miyagi English Library
家庭学習で活用できる国語や算数・数学、英語の問題・解説等を提供
- ◆子供読書活動推進事業
「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」に基づき、公立図書館や学校、地域が連携した読書環境を整備・充実

5 幼児教育の充実

「みやぎの学ぶ土台づくり」の推進

- ◆「学ぶ土台づくり」普及啓発事業
・「宮城県幼児教育センター」を中核とした「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」の普及啓発
・教育・保育の課題に応じた保幼小合同研修会や幼児教育・保幼小接続に関する理解促進のための市町村・設置者研修会の実施、及び幼児教育施設が抱える課題を解決するための幼児教育アドバイザーの派遣等の実施

1 教員の資質能力の向上

- 学校における教育課題が多様化、複雑化する現在、持続可能な学校教育の推進を図るため、教員の資質能力の向上が重要になっている。

また、「学力、体力・運動能力の向上」、いじめ問題への対応」や「不登校児童生徒への支援」など、本県教育の喫緊の課題への対応が求められる。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災に関する知識や技能の一層の向上が求められる。

2 みやぎの教員に求められる資質能力

- 教員は、多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上が求められている。
- 平成30年に校長や教員の資質に関する指標を「みやぎの教員に求められる資質能力」として取りまとめたが、教育公務員特例法の改正や、国の指針の改正等、教員の資質向上に関する国の動向があり、本県でも、定年による大量退職に伴う新規採用者の増加、ICT活用の加速化、各種計画の見直しなど、教育をめぐる状況が策定時から変化していることから、令和6年1月に改定を行った。
- この改定においては、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」や「ICTや情報・教育データの利活用」について示しているほか、養護教諭、栄養教諭に求められる資質能力を教諭とは別に策定し、さらには、管理職の指標を「校長」、「副校長・教頭」に区分し、「学校経営能力」の拡充や「人材育成能力」に研修受講の助言等を示した。
- また、指標では、教員の教職経験年数等に応じた成長段階を次のとおり区分し、各段階に応じて身に付けるべき資質能力を示している。

- 第0期(新規採用時、0年)
- 第Ⅰ期(基礎形成期、1～5年目)
- 第Ⅱ期(資質成長期、6～10年目)
- 第Ⅲ期(資質充実期、11～20年目)
- 第Ⅳ期(深化発展期、21年目以上)

【管理職等】

- 主任・ミドルリーダー層

- 副校長・教頭

- 校長

- この指標を踏まえ、研修計画を策定し実施するなど、教員の養成・採用・研修の各段階に応じた教員の資質能力の向上を図っている。(みやぎの教員に求められる資質能力)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/shihyo.html>



3 園内・校内研修の重視

- 学校課題を明らかにし、教員が共通の認識を持ちながら、その課題解決に向けた園内・校内研修に取り組む必要がある。こうした取組により教員の実践的指導力強化が図られ、教員一人一人の資質が向上することで学校組織としての教育力の高まりが期待される。こうした校内研修の充実には以下の点に留意しながら取り組むことが求められる。

- 専門性を高め合う教員集団の確立
- 教科の枠を超えた協働的な学び
- 教育実践を検証する授業研究

4 主催研修事業

- 基本研修
経験年数や職能の段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能や実践的指導力等の向上を図るための研修
- 専門研修
基本研修を基盤として、教科・科目・領域の指導に必要な専門的知識・技能の習得を図るための研修
- 総合研修
見識を高め指導力の向上を図るための、総合教育センターや大学院、中央研修への派遣研修や教職教養研修

また、「校内研修の支援」の視点を重視し、研究主任、校内研修・研究担当者を対象とする研修の実施に加え、学校個別の課題に即して、その原因の分析や対策の検討等について、専門的知見から総合教育センター指導主事が継続して学校を支援する取組を推進する。さらに、教員の養成・採用・研修の各段階を通じて資質能力を図るという観点から、大学等と連携協力し、教員を目指す学生の養成を支援することも目的とした研修を上記研修に組み込む。

総合教育センターの活用と主な研修

1 総合教育センターの役割

総合教育センターは、今日的な教育課題の解決及び本県の教育施策の推進等を担うため、研究・研修・支援の各種事業を通して、教育関係機関との連携・協力(つなぐ)、教育行政・学校・教職員・児童生徒・保護者の支援(ささえる)、本県の教育施策の実現に向けた先進的な研究や提言(リードする)を行う。

2 研究

(1) 専門研究

各教科・領域等に関する本県教育課題の解決を目指し、センター指導主事と協働で研究を推進する。研究成果の公開を通じて学校及び教育行政機関等に対して具体的な提言を行う。授業改善、生徒指導、理科教育、教育の情報化、特別支援教育等について研究する。

(2) 実践力向上研究

各教科・領域等の指導実践に係る実践研究に取り組むことを通し、授業力等の向上を図るとともに、学校課題の解決を目指す。

3 研修

(1) 初任者研修

教員として必要となる幅広い知見を得ることができるよう、講義に加え、初任者同士が交流する演習や協議を設定している。主体的な学びを促し、初任者のつながりを強くするとともに、職務遂行能力や学級担任としての力量の向上を図る。

(2) 中堅教諭等資質向上研修

自己評価と管理職との面談を基に、教員個々の能力や適性に応じたテーマを設定し、それに沿った研修を実施する。授業力と生徒指導力に関する専門性を発揮させながら、学校を支える力の伸長を図る上で必要とされる資質能力の向上を図る。

(3) 専門研修

- 教科等に関する研修
校種間の連携や接続を意識し、校種の枠を越えて行うことで、教員の指導力向上を図る。
- 特別支援教育に関する研修
全ての教員が身に付けておきたい基礎的内容のほか、今日的課題等に対応するための専門的な研修を実施する。

- 生徒指導及び教育相談に関する研修

生徒指導及び教育相談に関する基本的な知識・技能を身に付け、生徒指導上の諸課題の改善を図るための理論や技法を学ぶ。

- 情報教育に関する研修

プログラミングや情報モラル、ICTを活用した授業づくりなど、子供を取り巻く環境の変化に対応するための指導力向上を図る。

(4) 総合研修

長期研修、スクールミドルリーダー養成研修により、高度で専門的な知識等の習得や職務遂行に必要な識見を高め、指導力及び組織マネジメント力等の向上を図る。また、オンデマンドの管理職研修を提供し、現管理職の学び直しや将来の管理職としての資質向上に資する。

4 支援

(1) 校内研修を支援

学校における様々な課題に対応した研修を支援するためセンター指導主事を派遣する。また、学習指導や児童生徒とのコミュニケーション等に不安や悩みを抱え、自信を失いつつある教員に対して、所属校が実施する「教員ステップアップ研修」を訪問・来所により支援する。

(2) 教職員の学びを支援

eラーニングコンテンツを配信し、主体的な資質能力の向上を支援する。また、教育関係図書や資料を収集・公開し、自主的な自己研鑽の支援をする。受講管理システムへの個人の研修履歴記録により、新たな教師の学びの姿の実現に資する。

5 研究・研修の成果を活用した取組

- 宮城県検証改善委員会報告書の作成
- 不登校・子供の相談、発達支援教育相談
- 市町村教育委員会との連携による学校サポート事業

教職員研修事業

<https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/>



1 学校評価の意義及び目的

- 各学校においては、教育活動等の改善を図るとともに、保護者や地域住民に説明責任を果たし、理解や支援を得て信頼される学校づくりを推進する必要がある。学校評価は、そのために重要な役割を果たすものであり、次の3点を目的として実施する。

(1) 教育活動の組織的・継続的な改善

各学校は、自らの教育活動その他の学校運営について、教職員全体で評価結果を分析・活用し、学校経営の改善を図るため、目標を設定しその取組についてPDCAサイクルによる点検を行い、評価・検証することにより、組織的・継続的に改善を図る。

(2) 開かれた学校づくり

各学校は、学校評価の実施とその結果の公表により、保護者・地域住民の理解と参画を得て、開かれた信頼される学校づくりを推進する。

(3) 学校教育の質の保証

各学校及び学校の設置者は、学校評価の結果を踏まえ、教育水準の保証・向上を図る。

2 学校評価の方法

(1) 自己評価

- 自己評価とは、校長のリーダーシップの下で、全職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らして、達成状況や取組の適切さ等について評価するものである。
- 児童生徒や保護者、地域住民に対するアンケートは、自己評価のために必要な情報収集の一つとして捉える。
- 目標については、重点化して具体的に設定するとともに、達成状況を把握するための指標を設定する。
- 自己評価の結果及び事後の改善方策について報告書に取りまとめるとともに広く保護者等に公表する。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価とは、保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者により構成された委

員会等を設置したり学校運営協議会等の組織を活用したりして、学校の自己評価の結果について評価するものである。

- 学校関係者評価を実施するに当たり、その評価活動の一環として、評価者による授業など教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行う。
- 学校関係者評価の結果の公表については、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた事後の改善方策について併せて公表することが適当である。

(3) 第三者評価

当該学校に直接関わりを持たない学校運営に関する外部の専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価を行うものである。

3 学校評価に関する規定

学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に規定されている。

- 自己評価の実施と公表の義務
- 学校関係者評価の実施と公表の努力義務
- 設置者への評価結果の報告の義務

4 学校評価実施上の留意事項

- 客観的に状況を把握する上で、数値で評価することは有効であるが、数値で示されないものにも焦点を当てるようにする。
- 報告書の作成自体を目的としたり、数値の向上のために教育活動を決定したりするなど、評価自体が目的化することがないように留意する。
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報の保護に留意する。
- 適切な評価の実施のために、教職員及び外部評価者に対する研修を行う。

No	事業名	担当課	概要
1	志教育推進事業	義務教育課	人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めていく姿勢を育む教育を推進する。
2	児童生徒の学習意識調査事業	義務教育課	児童生徒の学習状況及び学習に係る取組、意識等を調査することにより、児童生徒の一層の学力向上と心のケアを図るとともに、今後の教育施策の企画・立案等に活用する。
3	外国人児童生徒等受入拡大対応事業	義務教育課	業務委託先と連携し、学習支援を行うサポーターの派遣、学校に対する助言を行うアドバイザー派遣及びオンライン学習支援等の実施を通じて、日本語指導を必要とする児童生徒への教育の充実を図る。
4	学力向上指導員活用事業	義務教育課	優れた教育実践者や研究指定校教員、研修経験者等を要請のあった学校及び教育委員会等に派遣し、研修の成果等を紹介するとともに、全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題を中心に模擬授業を行うなど、具体的な授業改善に結び付く指導助言を行い、教科学習等に関する教員の指導力向上の取組を支援する。
5	生徒の英語力向上事業	義務教育課	英語能力測定テストを活用し、生徒の学びの主体性を促すとともに結果等をフィードバックすることにより授業改善を図り、生徒の英語によるコミュニケーション能力とグローバル人材の育成を図る。
6	学級編制弾力化事業	義務教育課	県内全ての中学校1年生において、学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の確実な定着を図るため、35人超学級を解消し、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を一層推進する。
7	学力向上マネジメント支援事業	義務教育課	学力向上に向けて連携する市町教育委員会に学力向上対策事業を委託し、小・中学校に対して行う各種学力向上対策について学力向上マネジメント・アドバイザーを中心に、当該市町教育委員会への指導・助言を行い、学力向上の自律的なPDCAサイクルの確立に向けて支援する。
8	児童生徒支援体制充実事業	義務教育課	児童生徒支援ネットワーク事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、心のケア支援員の配置等により、いじめ対策・不登校の未然防止、早期発見、早期対応を支援する。
9	教育相談充実事業	義務教育課	児童生徒のいじめや不登校等の未然防止及び早期解決を図る(スクールカウンセラー、教育事務所専門カウンセラー、けやき教室等への支援員及びボランティアの派遣等)。
10	みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	義務教育課	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や自らの意思で学校復帰を希望する児童生徒の支援に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援する。
11	魅力ある・行きたくなる学校づくり推進事業	義務教育課	推進地区指定や魅力ある・行きたくなる学校づくり研修会を通して、新たな不登校を生まない取組の普及啓発を図る。
12	スクールロイヤー活用事業	義務教育課	義務教育課及び各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題解決支援を行う。
13	学び支援教育等支援事業	義務教育課	学校に登校していない児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室を校内に設置することで、組織的な支援の充実を図る。また、別室支援員を派遣し個別の学習支援等を行うことで、別室等で過ごす児童生徒への支援の充実を図る。
14	みやぎ「学びのDX」推進事業	義務教育課	「個別最適な学びに関するモデル事業」(R3～R5)の成果の更なる水平展開を図るため、「授業改善」と「学びのDX」に向けた取組を通して、県内小・中学校における「令和の日本型学校教育」の構築を推進する。
15	コミュニティ・スクール推進事業	義務教育課	各市町村の域内全ての学校において、コミュニティ・スクールを核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立し、持続可能な推進体制の構築を図る。
16	学ぶ土台づくり推進事業	義務教育課	幼児期に質の高い教育を提供することを目的とした「学ぶ土台づくり」の必要性・重要性について普及啓発を図るとともに、関係する各主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、幼児教育の充実を図る。
17	自立と社会参加につながる共に学ぶ教育推進モデル事業	特別支援教育課	一人一人の児童生徒を大切に、小・中・高いずれの学びの場においても、一人一人の教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うと共に、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を実施し、自立と社会参加につながる「切れ目ない支援体制」の構築を図る。
18	居住地校学習推進事業	特別支援教育課	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習を行うことにより、学校生活の充実や社会参加を進めるとともに、地域における特別支援教育に対する一層の理解促進を図る。
19	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	すべての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するために、支援体制の整備や実践研究の実施、成果普及を総合的に行う。特別支援学校のセンター的機能を強化し、地域の学校等の支援を推進する。
20	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課	視覚や聴覚に障害を持つ乳幼児に対して切れ目ない教育支援体制の充実強化を図るため、乳幼児教育相談事業を担う視覚及び聴覚支援学校の教育相談担当者の専門性を高め、質の高い地域支援の提供を行う。
21	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課	特別支援学校に在籍する生徒一人一人のニーズに応じた進路指導及び就労後のアフターケアの充実を図る。
22	特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課	全ての特別支援学校に専門家を派遣し、機能訓練的なりハビリテーションや障害特性への専門的な対応を確保し、児童生徒の教育的ニーズに応える。
23	医療的ケア推進事業	特別支援教育課	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する教育環境を整備するため、該当する特別支援学校に看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導の下、医療的ケアにおける校内支援体制整備を進める。
24	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課	宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習の成果を発表し、広く県民に紹介する。
25	学びの多様性を活かした教育プログラムの開発事業	特別支援教育課	発達障害の可能性のある児童生徒が、個々の特性を活かした学びが継続できるよう、その指導と支援の在り方について理解を深めると共に、高等学校段階における発達障害の可能性のある生徒のための教育プログラムを研究・開発する。
26	体力・運動能力向上センター事業	保健体育安全課	体力・運動能力調査向上センターを組織し、児童生徒の体力・運動能力向上を図るため、小中高等学校を対象とした体力・運動能力調査を実施・分析し、課題解決のために巡回指導員やセンター員による県内の小中学校への巡回訪問、教職員対象の実技指導を含む各種研修会等を実施する。
27	健康教育に関する事業	保健体育安全課	児童生徒の心身の健康にかかわる課題に対応するため、教職員を対象とした研修会の開催や学校への専門医等の派遣を行い、健康教育の充実を図るとともに、教育事務所毎に支援チームを組織し課題解決のための研修等を実施する。
28	学校安全・防災に関する事業	保健体育安全課	地域と連携した学校防災の取組に対する支援や地域ぐるみの学校防災体制等構築に係る実践研究及び、安全教育の充実と安全管理体制の整備に係る学校事故防止のための研修事例集の作成や各種研修会等を実施する。
29	基本的生活習慣定着促進事業	義務教育課	児童生徒の学力向上に密接な関係のある基本的生活習慣の定着に向けて、社会総がかりで取り組むため、学校、家庭、企業等が連携・協力しながら普及啓発を図る。
30	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室	県立学校の教職員や生徒が、インターネットや学校のホームページの公開等に利用している教育情報ネットワーク(SWAN)について、安定運用を図っていく。
31	教育情報化推進加速事業	教育企画室	オンライン教育等ICT活用の重要性が一層高まるなど、教育現場の情報化の加速度的進展に対応するため、ICT支援員の配置を行う。
32	みやぎ教員研修サポートプログラム事業	教職員課	専門的な知識又は技能を有する県内の大学教員が、県内の学校又は地域において実施される研修等に参加することにより、当該研修等の実施を支援し、県内の教員の資質能力向上を図る。
33	発信型英語教育拠点校事業	高校教育課	研究のための拠点校を指定し、新学習指導要領の新科目を中心とした先進的な授業を実践するため、指導主事や外部専門機関による指導の下、英語の発信力を高めるための授業について、小・中学校と連携しながら研究を進める。

Ⅺ 宮城県教育委員会の主な事業計画

No	事業名	担当課	概要	要
34	高等学校「志教育」推進事業	高校教育課	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進するため、研究推進事業、情報発信事業、マナーアップ運動を行う。	
35	高等学校学力向上推進事業	高校教育課	学ぶことの意義を実感させながら「確かな学力」の向上を図るため、本県生徒の学力及び学習の状況の把握に努めるとともに、教員の授業力向上と校内研修体制の充実を図る。	
36	入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課	長期療養により、通学が困難な高校生に対する学習機会を保障するため、ICTを活用した遠隔教育を中心とした支援を行う。	
37	総合教育相談事業	高校教育課	児童生徒及び保護者等が抱えるいじめや不登校などの諸問題に対し、早期対応を図るため、県総合教育センター内の不登校・発達支援相談室における来所又は電話による相談及びSNSによる相談体制を整備する。	
38	高等学校生徒支援体制充実事業	高校教育課	いじめ・不登校等に対応する支援員・アドバイザーを配置するとともに、関係機関や外部専門家との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、未然防止及び早期発見・解決を図る。児童生徒に携帯電話やスマートフォン等によるネット利用に係る情報モラルを身に付けさせるとともに、ネット上のいじめなどの重大な事案等への対策として掲示板やSNS等のネットパトロールを行い、ネット被害の未然防止と健全育成を図る。	
39	高等学校スクールカウンセラー活用事業	高校教育課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、生徒、保護者、教職員の相談に対応し、その悩み等の解消を図るとともに、教職員の研修や教育相談体制の充実・整備などに努め、生徒の健全育成を推進し心のケアや環境改善の支援を行う。	
40	学校運営協議会パイロット校事業	高校教育課	学校運営協議会の設置・運営を支援するとともに、学校運営協議会を核として地域と連携した教育活動を推進する。また、全県立高校を対象に、実効性の高い学校評価の在り方等についての研修会及び学校評議員会の開催を支援する。	
41	地域とともに作る魅力ある県立高等学校支援事業	高校教育課	地域パートナーシップ会議等により地域資源を活用しながら、学びの意識や自己の役割に対する認識を深める教育プログラム等の工夫について支援する。不登校傾向にある生徒等の自己有用感を高めるための地域と連携した体験的、実践的な学びの工夫について支援する。	
42	進路達成支援事業	高校教育課	生徒に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志をもって高校生活を送ることができるよう支援する。また、就職を希望する生徒に対し、就職内定率向上と職場定着率向上を目指した即効性のある取組を行う。	
43	みやぎクラフトマン21事業	高校教育課	工業系高校において、インターンシップや企業OB等の熟練技能者による実践的な指導支援などにより、生徒のものづくり技能・技術の向上を図り、産業界の求める人材の育成を図る。	
44	専門教育次世代人財事業	高校教育課	専門高校等の特色・強みを踏まえ、地域の課題・人財育成のニーズに応じることにより、地域活性化の担い手として、分野や領域の壁を越えて人や組織の「協働」を創出し、地域産業の振興を推進できる人財を育成する。	
45	「地学地就」産業人材育成推進事業	高校教育課	富県宮城の将来を支える「ものづくり人材の育成」と「県内企業への就職」を支援するため、経済商工観光部と連携・協働し、生徒と企業とのマッチングを図り、職場定着の促進を図る。	
46	みやぎアドベンチャープログラム事業	生涯学習課	課題解決型体験学習法の一つであるみやぎアドベンチャープログラム（MAP）の考え方や手法を学校の教育活動や地域における青少年教育活動等において、効果的に活用できる指導者の育成を図る。	
47	協働教育推進総合事業（みやぎの協働教育）	生涯学習課	家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子供を育てる環境づくりを通して、地域住民のネットワークの構築と地域コミュニティの再生を図る。	
48	学校・家庭・地域連携協力推進事業（協働教育推進総合事業の一部）	生涯学習課	各市町村における地域と学校が連携・協働し、一体となって子供たちを育む「地域学校協働活動」の推進と、活動を支える「地域学校協働本部」の組織化を進めるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進する。	
49	教育応援団事業（協働教育推進総合事業の一部）	生涯学習課	子供の教育活動を支援する企業や団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、登録団員情報をホームページ等で広く情報発信するとともに、学校や地域等、子供の教育活動における活用を推進する。	
50	みやぎらしい家庭教育支援事業	生涯学習課	地域全体で親の「学び」と「育ち」を支える家庭教育支援体制づくりを目指し、子育てサポーター等の養成や市町村での家庭教育支援チームの設置を促す。また、中学・高等学校等に家庭教育支援チームを派遣し「親の学びのプログラム（親のみちしるべ）」を活用した学びの機会の充実を図る。	
51	子供読書活動推進事業	生涯学習課	「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」に基づき、公立図書館や学校、地域が連携し、読書環境の整備・充実を図る。	
52	宮城県巡回小劇場	生涯学習課	小中学生を対象に、音楽・演劇等の芸術鑑賞機会を提供し、豊かな情操と人間形成を図る。	
53	少年団体指導者研修事業	生涯学習課	子供会活動及び地域社会の振興を図るため、子供会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダーを対象に、必要な知識・技能・態度を身に付けさせる研修を行う。	
54	青少年長期自然体験活動推進事業（自然の家）	生涯学習課	開催地の自然環境を生かした長期にわたる宿泊体験活動をととして、青少年に、宮城の自然の美しさや大切さに気付かせる。また、異年齢集団による課題解決型の自然体験、生活体験、社会体験等をととして、自己理解と自主性、他者理解と協調性等の社会性を育む。	
55	セカンドスクール（自然の家）	生涯学習課	児童生徒が豊かな心と生きる力を育むことができるよう、宿泊体験や、自然体験等の豊かな体験活動を学校と社会教育施設が連携して行うための、支援・協力を行う。	
56	美術探検及び美術館探検	生涯学習課（美術館）	美術と美術館を理解してもらうため、美術探検は、常設展を活用した対話型の鑑賞活動を行う。美術館探検は、美術館施設を活用した、丁寧に見る活動を行う。	
57	アウトリーチ（移動創作室）	生涯学習課（美術館）	教育普及スタッフが学校を訪問し、所蔵品の実物大複製画を使って絵画鑑賞を中心とした活動を行う。	
58	複製資料貸出事業	生涯学習課（図書館）	日本の歴史や文化に親しむ契機とするため、本館所蔵の貴重資料・文化財レプリカ、古典文学や浮世絵の複製資料を市町村図書館や学校に貸出を行う。	
59	子供の移動展示会及び学サポセット貸出事業	生涯学習課（図書館）	子供の読書活動を普及し、より多くの本と出会う読書環境の充実を図るため、県図書館で所蔵する児童図書を活用した「子供の移動展示会」を学校等で開催する。また、学校における調べ学習等の活動を支援するため、市町村図書館等に対して「学校支援を行う図書館・公民館・図書室をサポートするセット」（略称：学サポセット）の貸出を行う。	
60	震災関連資料保存継承・公開事業	生涯学習課（図書館）	東日本大震災に関連する資料をウェブ上で公開するシステム「東日本大震災アーカイブ宮城」を運用し、震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策及び防災教育等への利活用の促進を図る。	
61	教育DX推進プロジェクト事業	高校教育課	ICTを活用して複数の学校間で授業を共有・補完し、生徒のニーズに応じた学びの選択肢を増やすなど、学校間連携による多様な学びを実現する。	
62	地域進学重点校改革推進事業	高校教育課	進学重点校10校が連携して政策や解決方策の提案等に取り組む、特に、10校のうちの南部・北部・東部の各地区の1校は、改革推進校として、地域社会を巻き込んだ課題解決型の探究活動に積極的に取り組み、生涯を通して社会課題に向かう態度の醸成を目指す。	
63	ICTを活用した学びの共創推進事業	高校教育課	生徒1人1台端末環境下におけるICTを活用した、STEAM教育等の教科等横断的な授業づくり及び探究的な授業づくりや、個別学習及び協働学習の実践に資する実践研究に取組み、教員のICT活用指導力の向上及びカリキュラム・マネジメントに係る資質・能力の育成を図るとともに、その成果を県内に普及する。	
64	ICTを活用した心の健康観察事業	高校教育課	生徒に貸与されている情報端末等に「心の健康観察相談システム」を導入することで、自死をはじめとする生徒の諸問題への対策として、日常的な心の健康観察等から生徒が発信するSOSサインの早期発見と適切な支援につなげる体制を構築し、その効果について検証を図る。	

人権教育の概要と具体的な実践事例を掲載した教師用指導資料集を作成し、県内の小・中学校に配布することにより、教師に対する啓発及び学校における人権教育の充実を図っている。

1 教師用指導資料集の内容について

- ① 学校における人権教育の基本的な考え方
- ② 人権教育の改善・充実に向けて
- ③ 人権意識を育てるための指導計画の作成と実施
- ④ 教科等における「共生の心」を育てる実践 等

2 教師用指導資料集の発刊について

- ① 人権教育指導資料「共生の心」を育てる実践事例集 (H16.2)
- ② 人権教育指導資料「共生の心」を育てる実践事例第2集 (H18.3)
- ③ 人権教育指導資料「共生の心」を育てる実践事例第3集 (H20.3)

学校における人権教育の基本的な考え方

- 互いの存在を大切にし、よりよく生きようとする児童生徒を育成するため、「共生の心」を育てる人権教育を推進する。
- 人権教育の目標を踏まえるとともに、「共生の心」を育てる人権教育のねらいに基づき、一人一人の児童生徒をかけがえない存在として認め、その個性や能力を大切にする人権教育の充実を図る。

みやぎの人権教育を進めるに当たって

人権教育の目標

(人権教育の指導法等の在り方について [第三次取りまとめ] (文部科学省 平成 20 年 3 月))

- 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。



「共生の心」を育てる人権教育

- 人権尊重の精神を基盤として、様々な差別や偏見を無くし、異文化や多様性を理解し、互いに認め合い、支え合い、共によりよく生きようとする「共生の心」を培い、発達の段階に応じて、自分で考え、正しく判断し、解決しようとする態度を育成する。
- 人権に配慮した教室環境及び言語環境の整備、望ましい集団づくり、教師と児童生徒、児童生徒同士の好ましい人間関係づくりなど、一人一人の児童生徒の基本的な人権を大切にした学年・学級経営に努める。



学校における人権教育の改善・充実に向けて

- 人権意識を高めるための指導計画の作成と指導の充実
(p.26 人権教育参照)

- 校内研修体制等の充実
(家庭・地域、異校種間の連携・協力含む)
(p.26 人権教育参照)

- 人権教育指導資料「共生の心」を育てる実践事例集
(第1集～第3集)の活用
(宮城県教育委員会平成16年2月～平成20年3月隔年発行)

令和6年度 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援に関する体制図



本県では、一人一人を大切にしたい生徒指導を推進するために、下記一覧表にあるとおり、様々な事業を展開している。震災後の児童生徒等の心のケアをはじめ、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校の未然防止及び教育機会の確保や支援のため、いじめ対策・不登校支援担当者等を中心に各学校において設置している対策委員会等を活用した組織的な指導を行うとともに、様々な困難を抱える児童生徒の支援を行うための効果的な取組についての事業を推進している。また、みやぎアドベンチャープログラム（MAP）の活用等による豊かな人間関係を構築する取組のほか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等を学校、市町村に配置し、臨床心理士等の専門家や関係機関と連携しながら、児童生徒等、保護者の支援及び教員等の研修の体制整備を図っている。

生徒指導関係事業一覧

宮城県教育委員会

問題行動の未然防止、早期発見・早期対応 学校に登校していない児童生徒への適切な支援

心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チームの設置（教育庁内関係全課室公所に相談窓口を設置）

- 心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援プロジェクトチーム**（義務教育課内に設置）
- 心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援を総合的に企画・調整
 - 相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整

- 児童生徒の心のサポート班**（東部教育事務所・大河原教育事務所内に設置）
- 心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援等に対する訪問指導及び来所相談
 - 教育職、心理職、福祉職で班を構成

教育相談の充実（小・中）

スクールカウンセラーの配置

- 全公立中学校・義務教育学校に配置
- 全市町村に広域カウンセラーを配置し全公立小学校に対応
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応
- カウンセリングに関する教員への助言等校内教育相談体制の充実
- 要請のあった学校への緊急派遣

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応、心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

けやき支援員、けやきフレンドの派遣

- けやき教室等にけやき支援員を派遣
- けやき教室へのボランティアの派遣



教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応（各教育事務所等に配置）

いじめ対策・不登校児童生徒支援（小・中）

スクールソーシャルワーカー活用事業

- スクールソーシャルワーカーの配置（市町村委託）
- スクールソーシャルワーカー SVの派遣
- 各教育事務所に在学青少年育成員を配置
- 学校に心のケア支援員を配置
- 教育庁に心のサポートアドバイザーを配置
- みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール

児童生徒支援ネットワーク事業

- 訪問指導員を配置し、訪問指導（相談及び学習支援）を実施
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置
- 民間施設等との連携

高等学校スクールカウンセラー活用事業（高）

- 県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング及び支援
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発
- ネットパトロールの実施

総合教育相談

- 児童生徒及び保護者等への教育相談
- 「不登校・発達支援相談室」で公認心理師等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子供SOSダイヤル
- SNS等を活用した相談業務

スクールロイヤー活用事業（小・中・高・特）

- いじめ予防教室や法的相談の実施

魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進（小・中・高）

- みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業
- みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」研修会
- 教育活動充実支援事業

特別支援学校外部専門家活用事業（特）

- 特別支援学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

学び支援教室等支援事業（小・中）

- 教室で過ごすことに不安を抱えている児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を実施

いじめ対策・不登校支援の強化（高）

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 学校生活適応支援員、心のサポートアドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携
- 精神保健研修会の開催

みやぎアドベンチャープログラム（MAP）事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて指導者の養成や研修
- MAPの手法を取り入れた集団活動の実施

別室登校等児童生徒支援事業（小・中）

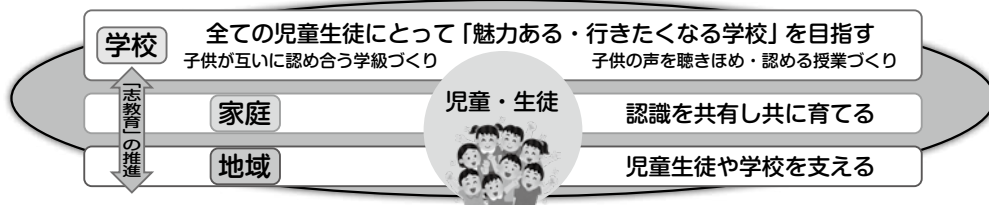
- 別室支援員を配置し、各校の別室における学習支援や自立支援を実施

各種研修の充実（小・中・高・特）

- 生徒指導に係る研修会の実施

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業（小・中）

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や自らの意思による学校復帰に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援



いじめ防止のための校内体制の在り方

学校いじめ防止基本方針

いじめを許さない学校づくり

- 学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の安心・安全な居場所づくりと絆づくりを進めるため、組織的計画的に未然防止の取組を推進する。
- 多様性に配慮し、均質化のみを求めることのないような学校づくりに目指す。
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、均等で自由な人間関係を築いていけるよう努める。
- 自己信頼感を育む共同活動の充実を図る。
- 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることができる児童生徒や教職員、保護者との信頼関係の醸成と体制づくりに努める。

教職員の指導力の強化

- 教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる学級・ホームルーム経営の充実
- 集団場面での指導や援助を行うガイダンスと、児童生徒一人一人の抱える課題に対する個に応じた指導や援助を行うカウンセリングの充実
- 「いじめ対応の手引」を活用した校内研修会の開催及びいじめ問題に係る研修会への参加等によるいじめ対応力の強化

いじめ対策・不登校支援担当者

- 初期情報の収集・集約
担任等が把握した情報を集約し、データベース化する。
- 認知仮判断・仮仕分け
いじめ発生の報告を受けて、随時チームを招集し、認知及び初期対応について仮判断・仮仕分けを行い校長に具申する。
- 対応状況の収集・把握、記録・管理
チーム会議におけるプランニングに基づいて実施された指導・援助内容について、その進捗状況や成果等の情報を収集・把握し、記録する。
- 魅力ある・行きたくなる学校づくりに向けた提案
問題解決の過程で明らかになった改善が望まれる取組内容や新たに取り組むことが期待される内容等について、職員会議等で提案する。

チーム会議（ケース会議）

- 構成員
校長が指名する者（担当者、生徒指導担当者、SC、SSW等）
- 内容
 - アセスメントの実施
 - アセスメントに基づく指導や援助方針の検討
 - 時間的な視点による指導・援助の策定

いじめ問題対策委員会

- 構成員
校長、教頭のほか担当者、生徒指導担当者、学年主任、SC、SSW等あらかじめ校長が指名した複数の教職員
※必要に応じて全教職員が参加する場合や外部専門家を加える場合がある。
- 内容
 - 基本方針の点検と見直し
 - いじめの事案の対応方針及び指導、援助方法等の協議
 - いじめの認知及び対応状況の共通理解

迅速かつ適切な対応

- ◇ 積極的な認知と組織的な対応
- ◇ 教職員全員の共通認識・共通行動
- ◇ 保護者とのきめ細かなコミュニケーション

いじめの未然防止教育

- いじめの心理から考える未然防止教育、いじめの構造から考える未然防止教育、いじめを法律的な視点から考える未然防止教育の計画的・継続的な取組を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、児童生徒の悩みを受け止め、速やかに対応する体制整備を進める。

いじめの早期発見・早期対応

- 「児童生徒が嫌な思いをしたこと」はいじめと認知する。
- 定期的なアンケート調査や面談を実施する。
- 児童生徒の行動観察や日記等により認知する。
- いじめられている児童生徒の理解と心のケアを行う。
- いじめを受けている児童生徒や保護者の希望を確認し、席替えやグループ編成の配慮等の安全確保措置を行う。
- 被害者及び保護者の同意のもと、加害者の保護者の協力も得ながら、いじめ加害者と被害者の関係修復を図る。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続いていることもあり得ることを認識し、組織的計画的に経過観察を行う。

保護者

- いじめの事実を伝える。
- 本人を守る姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。
- 対応状況を定期的に知らせる。

いじめを受けている子供

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し安心させる。
- 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係の確立を支援する。
- 成長：心理的ケアを十分にを行い、自己理解を深める過程を支援する。

観衆的子供

- いじめ問題にじっくり向き合い、話し合う場を設定する。
- 自分の問題として考えさせ、いじめが許されない行為であることに気付かせ、人権意識を育てる。

いじめを行っている子供

- 確認：事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめを受けている児童生徒のつらさに気付かせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：役割や行事などから所属感を高める。
- ※心理的ケアを十分に行う。

保護者

- 事実を伝える。
- 心情（怒り、不安）を受け止める。
- 具体的助言を与え、立ち直りへの協力を得る。

対応の基本：認知 ～ 関係整理 ～ 方針策定 ～ 連携等コーディネート ～ 指導

いじめに関する相談機関

※面は面接による相談も可能

No.	相談機関名	相談電話	面
1	宮城県中央児童相談所	022-784-3583	○
2	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	○
3	宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	○
4	宮城県東部児童相談所 気仙沼支所	0226-21-1020	○
5	仙台市児童相談所	022-718-2580	○
6	いじめ110番(宮城県警少年テレホン)	022-221-7867	
7	児童生徒の心のサポート班(東部教育事務所内) (大河原教育事務所内)	0225-98-3341 0224-86-3911	○
8	子供の相談ダイヤル(宮城県総合教育センター)	022-784-3568	
9	仙台市教育相談室(仙台市教育局教育相談課)	022-214-0002	○
10	大河原教育事務所	0224-53-3111(内570)	○
11	仙台教育事務所	022-275-9111(内2515)	○
12	北部教育事務所	0229-87-3613	○
13	東部教育事務所	0225-95-7949	○
14	気仙沼教育事務所	0226-24-2573	○
15	ヤングテレホン相談(仙台市子供相談支援センター)	0120-783-017	○
16	塩竈市役所青少年相談センター	022-364-7445	○
17	多賀城市青少年育成センター	022-368-2457	○
18	大崎市青少年センター	0229-24-3741	○
19	石巻市少年センター	0225-23-6635	○
20	気仙沼市教育サポートセンター	0226-24-0766	○
21	岩沼市青少年室	0223-22-3333	○
22	白石市青少年相談センター	0224-22-1342	○
23	名取市健康福祉部こども支援課	022-724-7119	○
24	子どもの人権110番(仙台法務局)	0120-007-110	○
25	仙台いのちの電話相談(24時間)	022-718-4343	
26	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	
27	みやぎSNS相談 ※「みやぎSNS相談」でウェブ検索し、コードを読み取って活用します。		

情報モラルに関する指導

1 情報モラル教育の必要性について

- 児童生徒がコンピュータやネットワークを活用して正しく情報を収集したり活用したりしながら問題解決をしていく能力の育成が求められている。一方でスマートフォン（タブレット端末を含む）等の普及により、児童生徒がトラブルを引き起こしたり、巻き込まれたりするケースが多発していることから、情報メディアの適切な利用法や情報モラルを身に付けることが必要である。

2 情報モラル教育の教育課程への明確な位置付けと充実について

- 小・中学校の学習指導要領「総則」「道徳科」及び高等学校学習指導要領「総則」において情報モラル教育が明示されており、小学校においては情報モラル教育を教育課程に明確に位置付けていく必要がある。また、近年、児童生徒が被害を受けやすいという状況から、特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組むことが必要である。
- 「ネット上のいじめ」「有害サイトへの接続」等は学校外でも行われており、学校だけでなく家庭や地域における取組も必要である。また、近年利用者が増えている SNS や無料通話アプリによるトラブルにも留意が必要である。児童生徒を犯罪被害や「ネット上のいじめ」から守るために、保護者をはじめとする関係者に対し、スマートフォン（タブレット端末を含む）等を通じた有害情報の危険性や対応策について、効果的な説明の機会を捉えて啓発活動を積極的に行うよう働き掛けていく。

1 児童生徒のスマートフォン（タブレット端末を含む）の所持状況

※ R5 宮城県児童生徒学習意識等調査

	自分のスマートフォン（タブレット端末を含む）を所持している児童生徒	
	小学生（第5学年）	中学生（第1学年）
宮城県	61.4%	88.2%

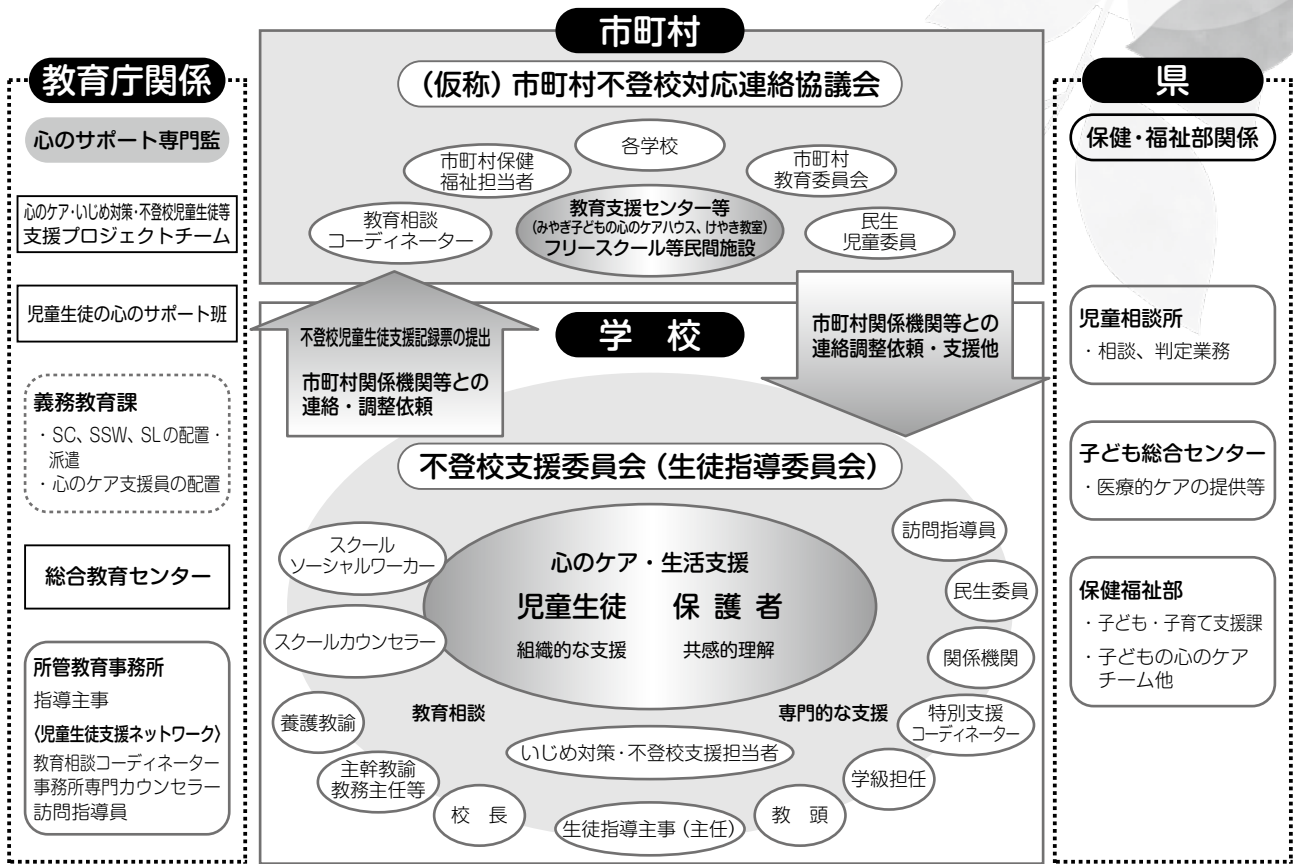
（参考）学校における携帯電話の取扱い等について（令和2年7月31日 文部科学省通知）概要

- 学校における携帯電話の取扱いについて
 - ・ 小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とするべきであること。
 - ・ 小学校では、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情がある場合は、保護者から学校長に対し持込みの許可を申請させるなど例外的に持込みを認めることも考えられること。
 - ・ 中学校では、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の4点について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。
 - (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
 - (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
 - (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。
 - (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

2 情報モラル教育及び啓発活動を行うための指導資料

- ・ 1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック（県教育委員会 R6.2）
- ・ 普及啓発リーフレット集（児童生徒・保護者向け）（内閣府 R4.1）
- ・ スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット（児童版他）（県教育委員会 R3.3）
- ・ 「学校における携帯電話の取扱い等について」（文部科学省 R2.7.31）
- ・ GIGA スクール構想の実現について 文部科学省ホームページ
- ・ 情報モラル教育の充実等（教員・児童生徒等向け）（文部科学省 R2.6）
- ・ スマホ・携帯の使用について注意喚起を図るリーフレット（県教育委員会 H30.2）
- ・ 「第2期みやぎの教育情報化推進計画」（県教育委員会 H29.3）
- ・ みやぎ SNS ナビゲーション（県教育研修センター H28）

不登校児童生徒等支援モデル



民生委員・PTA・地域・中学校区の幼・保・小中学校

医療機関(学校医 小児科医 児童精神科医等)

不登校に関する相談機関

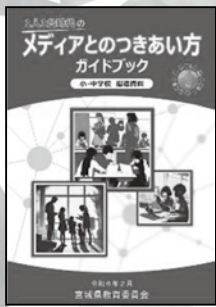
相談機関名	電話番号	相談機関名	電話番号
不登校相談ダイヤル	022-784-3567	たがじょう子どもの心のケアハウス	080-3340-3955
中央児童相談所	022-784-3583	利府町子どもの心のケアハウス「十符ルーム」	022-352-8510
北部児童相談所	0229-22-0030	大和町子どもの心のケアハウス「めーぶるTAWA」	022-341-6238
東部児童相談所	0225-95-1121	大郷町子どもの心のケアハウス「とらいあんぐる」	022-725-8601
東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	おおひら子どもの心のケアハウス「ききょうルーム」	022-341-2101
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	七ヶ浜町学校教育支援センター	080-8221-5802
児童生徒の心のサポート班	0225-98-3341 (東部教育事務所内)	まつしま子どもの心のケアハウス「もみの木教室」	022-354-2041
児童生徒の心のサポート班	0224-86-3911 (大原教育事務所内)	名取市子どもの心のケアハウス「はなもも教室」	022-395-6636
大原教育事務所	0224-53-3111	いわぬま子どもの心のケアハウス「あいるーむ」	0223-23-0670
仙台教育事務所	022-275-9111	巨理町子どもの心のケアハウス「さざんか教室」	0223-36-7082
北部教育事務所	0229-87-3613	山元町子どもの心のケアハウス「ケアハウスMIRAI山元」	0223-37-2213
東部教育事務所	0225-95-7949	大崎市子どもの心のケアハウス	080-6058-1894
気仙沼教育事務所	0226-24-2573	加美町子どもの心のケアハウス	0229-87-8655
仙南けやき教室	0224-27-2001	色麻町子どもの心のケアハウス「さくらルーム」	0229-65-2212
白石教育支援センター「白石市子どもの心のケアハウス」	0224-25-3739	美里町子どもの心のケアハウス「はなみずき教室」	0229-87-8355
おおがわら子どもの心のケアハウス	0224-53-2742	わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」	0229-25-7307
むらた子どもの心のケアハウス「すてつぷ」	0224-51-9931	くりはら子どもの学びの支援センター	0228-42-1158 0228-42-1441
角田市子どもの心のケアハウス「Cocoはうすかくた」	0224-63-4152	石巻市学びサポートセンター「コイル」	0225-22-4157
柴田町子どもの心のケアハウス	0224-51-9331	東松島市教育支援センター「ひがまつBASE」	0225-25-4882
子どもの心のケアハウスさおう学びセンター「みらい」	080-2845-6303	女川町子どもの心のケアハウス	0225-24-6685
かわさき子どもの心のケアハウス「Can」	0224-87-7188	登米市けやき教室「さくらの木」	0220-34-7401
丸森町子どもの心のケアハウス	0224-87-6171	登米市子どもの心のケアハウス「さくらの木」	080-3369-5414
塩竈市教育支援センター「コラソン」	022-385-6066	気仙沼市教育サポートセンター	0226-24-0766
富谷市教育支援センター「ほんぼこ広場Tomiya」	022-725-3755	南三陸町教育支援センター「はまゆり」	0226-25-7740

○この他の資料については、各課室のHPに掲載しています。

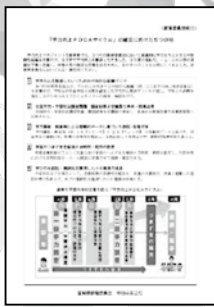
No	資 料 名	担当課室	発行
1	平成28年度宮城県検証改善委員会報告書 「確かな学力を育む課題設定の工夫」	総合教育センター	H29.1
2	みやぎの先人集「未来への架け橋」第2集リーフレット	義務教育課	H29.2
3	いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引き」 －子供たちが行きたくなる安心・安全な学校にするために－	義務教育課	H29.3
4	いじめ対応の手引き 附属資料 (DVD) －子供たちが行きたくなる安心・安全な学校にするために－	義務教育課	H29.3
5	宮城県防災キャンプ推進事業実践事例集、リーフレット	生涯学習課	H29.3
6	「みやぎの協働教育」リーフレット	生涯学習課	H29.3
7	平成28年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	スポーツ健康課	H29.3
8	「特別の教科道徳」の全面実施に向けて	義務教育課	H29.9
9	「みやぎ学校安全推進計画」	スポーツ健康課	H29.11
10	はじめよう！「地域学校協働活動」～「みやぎの協働教育」が目指す 新たな地域と学校の連携・協働に向けて～	生涯学習課	H29.11
11	平成29年度「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」 みやぎっこ宣言	義務教育課	H29.11
12	「学校再開ハンドブック」	スポーツ健康課	H30.2
13	平成29年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	スポーツ健康課	H30.3
14	みやぎの先人集「未来への架け橋」第2集	義務教育課	H30.3
15	部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引	スポーツ健康課	H30.3
16	地震・津波防災のひみつ～東日本大震災を忘れない～	スポーツ健康課	H30.3
17	平成30年度スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用事例集	高校教育課	H30.4
18	共に学ぶ教育推進モデル事業 第I期 成果報告書	特別支援教育課	H30.3
19	みやぎの先人集 第2集「未来への架け橋」 教師用指導資料－道徳実践事例集	義務教育課	H31.1
20	第3期県立高校将来構想	教育企画室	H31.2
21	平成30年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	スポーツ健康課	H31.3
22	平成30年度宮城県児童生徒の健康実態調査結果報告書	スポーツ健康課	H31.3
23	スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット (児童版) スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット (中・高校生版) スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット (保護者版)	教育企画室	H31.3
24	つなげよう！「地域学校協働活動」(事例集)～「みやぎの協働教育」 が目指す新たな地域と学校の連携・協働に向けて～	生涯学習課	H31.3
25	令和元年度宮城県検証改善委員会報告書 「子供の学びにつながる授業づくりを進めよう！」	総合教育センター	R2.1
26	夢をはぐくみ 志に高める「みやぎの志教育」リーフレット	義務教育課	R2.2
27	令和元年度宮城県児童生徒の健康実態調査結果報告書の経年分析書	スポーツ健康課	R2.3
28	令和元年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	スポーツ健康課	R2.3
29	ひろげよう！「地域学校協働活動」(ハンドブック) ～「みやぎの協働教育」が目指す新たな地域と学校の 連携・協働に向けて～【web資料】	生涯学習課	R2.3
30	高等学校スクールカウンセラー活用の手引き (第4版)	高校教育課	R2.4

No	資 料 名	担当課室	発行
31	むすびはなまる1ねんせい (You Tube) (DVD)	義務教育課	R2.6
32	不登校の要因や背景を的確に把握するために リーフレット	義務教育課	R2.9
33	令和の時代の「ICT活用」リーフレット	義務教育課	R2.11
34	令和2年度宮城県検証改善委員会報告書 「小学校低学年から確かな学びを積み重ねよう！」	総合教育センター	R2.12
35	宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書 「子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて」	スポーツ健康課	R2.12
36	宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり	義務教育課	R3.3
37	入院している高校生への学習支援リーフレット	高校教育課	R3.3
38	就学前からつくる個別の教育支援計画 つなげるための作り方と使い方、	特別支援教育課	R3.3
39	就学支援の手引き～障害のある子供の就学に携わる人のために～	特別支援教育課	R4.3
40	共に学ぶ教育推進モデル事業第Ⅱ期成果報告書 ～共に学ぶ教育の推進 インクルーシブ教育システム構築に向けて～	特別支援教育課	R3.3
41	みやぎ学校安全基本指針〔追補版〕	保健体育安全課	R3.4
42	子供たちの命を守る熱中症事故予防対策に向けて 〔学校における熱中症対策ガイドライン〕	保健体育安全課	R3.7
43	みやぎ子どもの心のケアハウス リーフレット	義務教育課	R3.7
44	不登校児童生徒への支援の在り方について リーフレット	義務教育課	R3.8
45	教育機会確保法リーフレット	義務教育課	R3.8
46	「学力向上PDCAサイクル」の確立に向けた5つの柱	義務教育課	R4.2
47	令和3年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	保健体育安全課	R4.3
48	食に関する指導・学校給食の手引き	保健体育安全課	R4.3
49	学校防災マニュアル見直しの手引	保健体育安全課	R4.3
50	宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて	義務教育課	R4.3
51	特別支援教育の充実を目指して 学校全体で特別支援教育に 取り組むための小・中学校全ての教職員用パンフレット	特別支援教育課	R4.3
52	みやぎ学校安全推進計画（第2次）	保健体育安全課	R4.10
53	学校以外で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン	義務教育課	R5.2
54	子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～	義務教育課	R5.3
55	令和4年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書	保健体育安全課	R5.3
56	就学相談のガイド「よりよい就学のために」	特別支援教育課	R5.5
57	第9回みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール作品集 (DVD)	義務教育課	R5.10
58	令和5年度宮城県検証改善委員会報告書 「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて！」	総合教育センター	R5.10
59	宮城の特別支援教育	特別支援教育課	R5.12
60	1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック	義務教育課	R6.2
61	小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き	義務教育課	R6.2
62	第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）	教育企画室	R6.3

活用が求められる資料



1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック



「学力向上PDCAサイクル」の確立に向けた5つの柱



令和5年度宮城県検証改善委員会報告書



算数・数学 ステップ・アップ5 事例集



新小学1年生向け学習支援番組「むすび はなまる1ねんせい」YouTube、DVD



学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン



みやぎの先人集 未来への架け橋



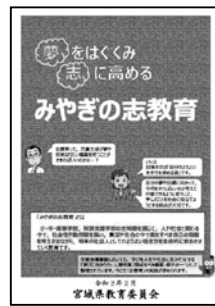
みやぎの先人集 未来への架け橋 教師用指導資料



みやぎの志教育推進 授業や活動のヒント集1



みやぎの志教育推進 授業や活動のヒント集2



夢をはくくみ 志に高める みやぎの志教育



みやぎの先人集 未来への架け橋DVD



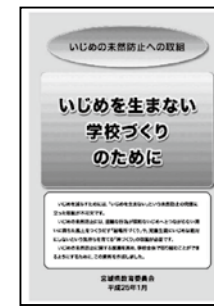
みやぎの先人集第2集 未来への架け橋



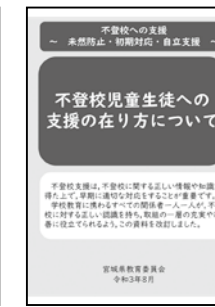
みやぎの先人集第2集 未来への架け橋 指導資料―道徳実践事例集



みやぎの先人集 未来への架け橋 授業実践事例紹介



いじめの未然防止への取組 いじめを生まない学校づくりのために



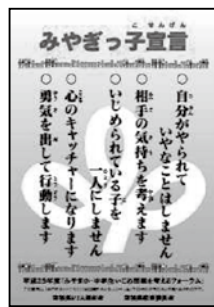
不登校児童生徒への支援の在り方について



いじめ対応研修テキスト いじめ対応の手引き



不登校の要因や背景を的確に把握するために



みやぎっ子宣言



みやぎ子どもの心のケアハウスリーフレット



「教育機会確保法」リーフレット



共に学ぶ教育推進モデル事業 第Ⅱ期成果報告書



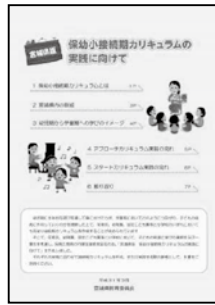
就学支援の手引き ~障害のある子供の就学に携わる人のために~



就学前からつくる
個別の教育支援計画



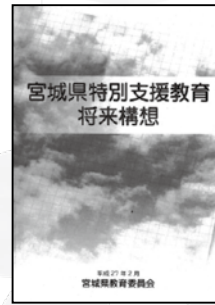
宮城県幼児教育推進指針
みやぎの学び土づくり



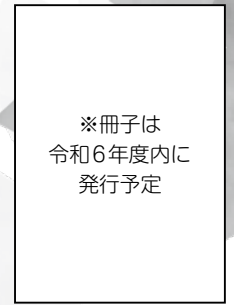
宮城県版保幼小接続期
カリキュラムの実践に向けて



特別支援教育
高等学校のための
サポートブック



宮城県特別支援教育
将来構想



※冊子は
令和6年度内に
発行予定
第2期宮城県教育振興
基本計画(改訂版)



みやぎ学校安全推進計画
(第2次)



みやぎ学校安全基本指針



みやぎ学校安全基本指針
【追補版】



みやぎ防災教育副読本
小学校5・6年
(小学校1・2年、3・4年も発行)



みやぎ防災教育副読本
中学校



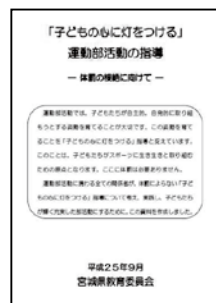
みやぎ防災教育副読本
高等学校



みやぎ防災教育副読本
未来へのきずな(園児向け)
みんな えがおで



学校防災マニュアル
見直しの手引



「子どもの心へ灯をつける」
運動部活動の指導
一体罰の根絶に向けて一



食物アレルギー
緊急時対応マニュアル



学校給食等における
食物アレルギー対応ガイド



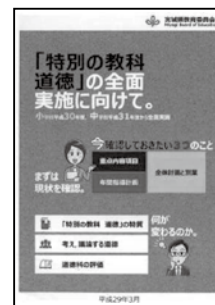
学校再開ハンドブック



ICT授業活用実践事例集



教科指導におけるICT活用
「MIYAGI Style」
児童生徒のための
ICTによる授業改善



「特別の教科道徳」の
全面実施に向けて



はじめよう!
「地域学校協働活動」

令和6年度
学校教育の方針と重点

発行月日	令和6年3月
編集発行	宮城県教育委員会
住 所	仙台市青葉区本町3-8-1
電 話	022-211-3643

